

令和4年第1回（3月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和4年 2月17日 開会

令和4年 3月7日 閉会

東伊豆町議会

令和四年

第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和4年第1回東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 （2月17日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	6
○一般質問	15
楠 山 節 雄 君	16
内 山 愼 一 君	29
山 田 直 志 君	40
須 佐 衛 君	57
○専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東伊豆町 一般会計補正予算（第10号））	71
○議案第1号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につ いて	73
○議案第2号 東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	75
○議案第3号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策 貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例について	77
○議案第4号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 規約の変更について	79

○議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）	8 0
○議案第 6 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 1 号）	8 1
○散会の宣告	8 9

第 2 号 （2月18日）

○議事日程	9 1
○出席議員	9 1
○欠席議員	9 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 2
○職務のため出席した者の職氏名	9 2
○開議の宣告	9 3
○議事日程の報告	9 3
○議案第 7 号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	9 3
○議案第 8 号 令和 3 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	9 8
○議案第 9 号 令和 3 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 0 0
○議案第 1 0 号 令和 3 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）	1 0 4
○議案第 1 1 号 令和 3 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 0 6
○議案第 1 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 5 号）	1 0 8
○議案第 1 3 号 令和 4 年度東伊豆町一般会計予算	1 1 1
○議案第 1 4 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	1 1 1
○議案第 1 5 号 令和 4 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 1
○議案第 1 6 号 令和 4 年度東伊豆町介護保険特別会計予算	1 1 1
○議案第 1 7 号 令和 4 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	1 1 1
○議案第 1 8 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	1 1 1
○議案第 1 9 号 令和 4 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	1 1 1
○議案第 2 0 号 令和 4 年度東伊豆町水道事業会計予算	1 1 1
○散会の宣告	1 3 7

第 3 号 （3月7日）

○議事日程	1 3 9
○出席議員	1 4 0
○欠席議員	1 4 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 0
○開議の宣告	1 4 1
○議事日程の報告	1 4 1
○議案第 1 3 号 令和 4 年度東伊豆町一般会計予算	1 4 1
○議案第 1 4 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	1 4 1
○議案第 1 5 号 令和 4 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	1 4 1
○議案第 1 6 号 令和 4 年度東伊豆町介護保険特別会計予算	1 4 1
○議案第 1 7 号 令和 4 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	1 4 1
○議案第 1 8 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	1 4 1
○議案第 1 9 号 令和 4 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	1 4 1
○議案第 2 0 号 令和 4 年度東伊豆町水道事業会計予算	1 4 1
○議案第 2 1 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 2 号）	1 5 1
○議案第 2 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 6 号）	1 5 3
○議案第 2 3 号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 5 5
○発議第 1 号 町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議について	1 5 7
○動議の提出について	1 5 9
○日程の追加について	1 6 0
○意見書案第 1 号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意 見書について	1 6 0
○同意第 1 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について	1 6 3
○同意第 2 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について	1 6 3
○同意第 3 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について	1 6 3
○同意第 4 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について	1 6 3
○同意第 5 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について	1 6 3
○同意第 6 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について	1 6 3

○同意第 7 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について……………	1 6 3
○同意第 8 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について……………	1 6 3
○同意第 9 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について……………	1 6 3
○同意第 10 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について……………	1 6 3
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について……………	1 6 7
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について……………	1 6 8
○閉会の宣告……………	1 6 8
○署名議員……………	1 6 9

令和4年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和4年2月17日（木）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針

日程第 5 一般質問

1. 1 番 楠 山 節 雄 君

1) 町長の政治姿勢について

2. 10 番 内 山 慎 一 君

1) 新型コロナウイルス感染症の感染再拡大への対応について

2) コロナ禍での経済対策について

3. 14 番 山 田 直 志 君

1) 町長の政治姿勢について

2) ふるさと納税について

3) 道路の老朽化について

4. 7 番 須 佐 衛 君

1) コロナ禍での町内産業支援について

2) 風力発電施設の撤去について

3) 軍用機の低空飛行について

日程第 6 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号））

日程第 7 議案第 1 号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 2 号 東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 3 号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 4 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約の変更について

日程第 11 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）

日程第 12 議案第 6 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 11 号）

出席議員（12 名）

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	10 番	内 山 愼 一 君
11 番	藤 井 廣 明 君	12 番	鈴 木 勉 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	竹 内 茂 君	企画調整課長	森 田 七 徳 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住民福祉課長	福 岡 俊 裕 君
住 民 福 祉 課 参 事	前 田 浩 之 君	健 康 づ く り 課 長	鈴 木 嘉 久 君
健 康 づ く り 課 参 事	齋 藤 和 也 君	観光産業課長	山 田 義 則 君
建設整備課長	齋 藤 匠 君	教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 技 監	桑 原 建 美 君
会 計 課 長	正 木 三 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

令和4年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であります。令和4年度予算につきましては、町長選挙を控え、骨格予算での計上となっておりますが、議員の皆様におかれましては、十分審議を尽くしていただきたいと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本定例会におきましてもマスクの着用と手指を清潔に保つなど感染症予防に御協力をいただくとともに、健康管理に努めていただき、議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第1回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（稲葉義仁君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。

議会運営委員会より、令和4年第1回定例会の運営について、協議検討した結果を報告いたします。

本定例会には、4名の議員より9問の一般質問の通告がありました。一般質問の趣旨をよく理解され、質問、答弁なされますようお願いいたします。

なお、本定例会では、一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分間の休憩を取り、換気を行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問権に要する時間は、制限

時間には含みません。

また、掲示板の使用と資料配付の願いが、14番議員より出されております。

本定例会の提出案件は、専決承認が1件、条例の制定が1件、一部改正案が2件、規約の変更が1件、指定管理者の指定が1件、令和3年度一般会計及び6つの特別会計の補正予算案、令和4年度の各会計の予算案、人事案件が10件です。

なお、議案第13号から第20号までと、同意案第1号から第10号までをそれぞれ一括議題として、質疑は一括、討論、採決は各号ごとに行います。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね300万円以上で、特別会計はおおむね100万円以上で説明することとしたいと思います。また、条例改正案等の説明には、新旧対照表または説明資料等を用いるなどにより概要説明により行うこととします。

令和4年度の予算案につきましては、一括上程後に町長の提案理由、担当課長の概要説明を受けた後に1つの特別委員会を設置し、付託して議案の審議を行います。

また、来年度予算は骨格的な予算となっておりますので、大綱質疑は行わないこととします。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、本日より3月7日までの19日間とします。

また、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議会改革に関すること、議長の諮問に関すること、以上4点を閉会中の継続調査としたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、本定例会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中での開催となります。新年度、町が動き出す重要な新年度予算案の審議があります。議員及びに職員の皆さんにはコロナ感染症予防対策にしっかり取り組み、体調管理に十分留意されるよう特にお願いいたします。

議会運営に御協力いただきますようお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い、議事を進めます。
-

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（稲葉義仁君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、６番、西塚議員、７番、須佐議員を
指名します。
-

◎日程第２ 会期の決定

- 議長（稲葉義仁君） 日程第２ 会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月７日までの19日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定しました。
-

◎日程第３ 諸般の報告

- 議長（稲葉義仁君） 日程第３ 諸般の報告を行います。
議会閉会中に提出されました、例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送
付しました。
また、議長の出席した会議録等の報告につきましては、お手元に資料を配付しました。

会議資料につきましては、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 施政方針

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 町長より施政方針を行います。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年度の当初予算案、その他、諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあるが、令和3年9月末以降、行動制限も段階的に緩和されてきたことなどから、厳しい状況は徐々に緩和されており、持ち直しの動きがみられるとされております。ただし、供給面での制約やまた原材料価格の動向による下振れリスク、感染症による内外経済などの影響を注視する必要があるとされております。

令和4年度の経済財政運営に当たっては、「経済対策」を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを図りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくとの基本的態度が示されております。

政府が決定いたしました2022年度予算案は、総額が過去最大の107兆5,964億円となり、「成長と配分の好循環」に向けた予算案と位置づけられております。しかしながら成長戦略への配分は限られております。高齢化で膨らむ社会保障費と多額となる借金の返済でかさむ国債費の合計で初めて60兆円を超え予算総額の56%を占めており、政策に予算を振り向ける余力が狭まっております。厳しい国の予算ではありますが、地方公共団体であります町の財政運営につきましては、引き続き、国・県の補助枠の確保は重要なものとなっております。

さて、この3月には東伊豆町長の任期を迎えます。私は次期町長選挙には出馬しないこと

を既に昨年の11月末に表明させていただきました。東伊豆町長の職務4期16年を遂行できたのは、町民・議会の皆様の御理解と御協力、御支援があつてのことです。厚く御礼申し上げます。

令和4年度からは新町長に、東伊豆町のまちづくりが託されることになります。このため当初予算につきましては、政策的経費の予算計上を避け、骨格予算として編成してまいりました。しかしながら感染症対策事業、インフラなどの公共物や公共施設の危険箇所を除去し、安全に保持するための緊急性のある事業、また国県等補助事業及び特別有利な起債事業につきましては、予算計上いたしております。

加えまして骨格予算とはいえ、これまでの基本となる方針であります「町内産業の振興発展」、「次世代の育成支援」、「移住・定住の促進」、「健やかで生き生きと暮らせるまちづくり」、「安全・安心な環境整備」、「広域行政への対応」による事業につきましては、継続し推進しなければなりませんので、主に国県等の補助金などの財源も確保し予算計上いたしております。行政改革につきましては、引き続き必要な経費を計上し、今後も推進するよう措置いたしております。

また骨格予算でありますので、今後の施策展開のための財源として財政調整基金に1億円を積み立てるとともに、国から交付されました地方創生臨時交付金を新年度に活用できるよう措置いたしております。なお、令和5年度から始まる第6次東伊豆町総合計画については、令和4年度中に策定を行います。人口減少を前提としながらも、限られたリソースを最大限有効活用して町の活力を喚起するような計画とする必要があります。町民の皆様にもまちづくりを自分ごととして捉えていただくことが重要だと考えますので、議会をはじめ幅広く御意見をお聞きする予定であります。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は、54億7,000万円となり、令和3年度当初予算に対しましては、2億9,500万円、5.7%の増となっております。

次に、国民健康保険、介護保険など6つの特別会計は合計で、33億468万9,000円となり、前年に比しまして2.5%の減となりました。水道事業会計は支出ベースで、5億7,707万1,000円で、前年対比31.5%の減となっております。

一般会計当初予算歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税は、全体で、17億5,645万2,000円を予算に計上しており、前年対比9.7%、1億5,471万9,000円の増収と見込んだところであります。これは償却資産及び事業用の家屋に係る固定資産税について、中小事業者等を対

象としたコロナ軽減措置が、令和３年度限りで終了いたしますので、増収要因となっております。町税の約６割を占める固定資産税につきましては、宅地等の地価が平均３.５％下落し、厳しい状況が継続しております。また、町民税、入湯税につきましては、コロナ禍の影響や、宿泊施設の廃業、少子高齢化の進行等を反映し、減収を見込んでおります。

次に地方交付税のうち普通交付税につきましては、前年度比３億７,０００万円増の１３億１,０００万円を計上いたしました。臨時財政対策債の計上額１億３,０００万円と合算した額は、１４億４,０００万円となります。国・県からの情報に基づき試算した結果と合わせ、近年の実績も勘案したものでございますが、令和３年度の普通交付税と臨時財政対策債の実績額１５億６,７５９万６,０００円と比較すると１億２,７５９万６,０００円の減となります。

使用料の中では、ごみの減量化とリサイクル率の向上、ごみ搬出量に応じた費用負担の公平化を図り、循環型社会形成をより推進するため、令和４年４月１日から可燃ごみ処理有料化を実施するための予算を計上いたしました。

ごみ処理手数料は、近隣市町並みとすることとし、可燃ごみを排出するに当たっては、手数料を含む町指定袋によることといたしました。これによりまして、可燃ごみの町指定袋は、令和３年度に比べ２.５倍から４倍程度の価格となりますが、一方で、ごみ減量・資源化施策等の拡充につきましては配慮することとしており、資源・不燃ごみはごみ袋の価格を有料化前の水準に据え置くことといたしました。可燃ごみ処理有料化を契機に、ペットボトルや紙類等、資源としてリサイクルできるものは、分別収集への御協力をお願いいたします。

また、これに伴いましてエコクリーンセンター東河においても、持込みごみの料金が改定されます。持込みのごみにつきましては、町の指定袋で持込む必要はございませんが、一定量を超えた持込みごみの料金につきましては、令和３年度に比べ２倍以上となりますので、ごみの減量化を心がけてくださるよう、お願いいたします。

寄付金のうち、ふるさと納税寄付金は前年度比５,０００万円増の２億円を計上いたしました。令和３年１０月よりスタートしました電子感謝券の導入効果、また令和４年度からの記念品は送料を別とした価格設定により競争力を高めるとともに、ふるさと納税ポータルサイトの自治体ＰＲ特別枠への広告、さらにはふるさと納税自動販売機システムの導入などにより、ふるさと納税の増額を図ってまいります。

それでは、令和４年度の具体的な取組の概要を御説明いたします。

最初に「町内産業の振興発展」についてであります。当町の主力産業であります観光関係については、一昨年から続くコロナ禍にあつて、ワクチン接種の進展により、新型コロナ

ウイルス感染率が急速に減少したことから、人々の移動制限及び経済活動が緩和され、観光客が以前のように戻ってくることを期待されておりました。しかしながら昨年末に出現した新たな新型コロナ変異株によりまして、第6波の流行が現実のものとなり、先を見通すことがさらに難しい状況となっております。今後、国の強力な需要喚起策などによる旅行機運の高まりを期待する一方、当面はコロナと共生することを念頭に、各事業を進めていかなければならないと考えております。

長年の懸案事項でありました観光協会の一元化につきましては、本年中に実施する予定であり、以前より組織間で準備が進められてきました。「細野高原すすきイベント」、「大川ほたる祭り」、「熱川石曳き道灌まつり」を主要イベントとし、「ムーンロード」、「雛のつるし飾り」、「御朱印散歩」、「細野高原」などは観光ツールとして年間を通じて事業展開していきます。また、SNSを活用した観光情報の発信や体験メニューの造成を行い、誘客効果及び関係人口の増加に結びつくよう取り組んでいきます。特に女子大学連携協定を締結している学生を活用した情報発信事業を強化し、地域の魅力発信を進めていきます。

観光地域づくり整備事業についてですが、現在、北川温泉観光地エリア景観計画を策定中で、北川区や北川温泉の観光業者を中心にワークショップを行いながら協議を進めております。地元要望の強い北川の海岸線のトイレ、街路灯の改修及び「ねこさい広場」の整備を考えており、県の観光地域づくり整備事業補助金を活用し3年間で取り組んでいきます。

商工関係ですが、観光関連産業に携わる町内の事業者が多いことから、コロナの影響による売上減少が続き、多くの事業者にとって収益の悪化が避けられない状況にあります。町では事業継続を促す観点から商工会を通して支援金や応援金を支給してきました。今後も状況により事業者救済に向けた支援を行ってまいります。

農業関係ですが、新規就農者については国の「農業次世代人材投資事業補助金」などを活用し、新たな担い手の育成に努めてまいりました。一方で親元就農する者に対する財政的な支援については十分な手当てができず、農業従事者の減少が進む中、何らかの対応が必要となっております。そこで町では国の補助事業を活用し、経営継承や設備更新に対する経費を支援できるよう予算化してまいります。また、持続可能な農業経営を支援する「環境保全型農業直接支援交付金」事業や、荒廃農地対策として地域保全管理を促している「中山間地域等直接支払制度補助金」についても継続して実施してまいります。

次に、「次世代の育成支援」についてであります。

学校教育関係では、熱川地区、稲取地区それぞれに小中一貫の学校設置を進めるため、令

和3年度に保護者やまた地域の方々の御理解を深めていただくよう、説明会を行ってまいりました。しかしながら出生数は、コロナ禍の影響もあるためか、想定をはるかに上回る減少が進んでいるため、早急に学校教育環境整備委員会に諮りながら、計画の見直しを含めて再検討をしたいと考えております。

また、園児数が減少している町立幼稚園の環境整備につきましては、令和3年11月に学校教育環境整備委員会からの答申を受けました。この答申の中で「令和5年4月を目標に2園を1園に統合することが望ましい」「新たな幼稚園の場所は、施設の状況や町内各所からの通園距離等を考慮し、現在の熱川幼稚園とすることが適切である」「統合による教職員の集中配置により、さらに幼稚園教育の充実を図り、加えて、給食の実施や保育時間の延長などの教育課題改善を図りたい」と示されたことから、総合教育会議にて協議した結果、答申を重視し、令和5年度の幼稚園統合を目指し、今後、さらに保護者の意見等も伺いながら準備を進めていくこととしております。

学校における外国語教育は小学校において必修化しております。そのため、当町でも国のジェットプログラムを活用した中でアメリカから講師を招聘し、小中学校はもとより、幼稚園におきましても英語の指導を継続して実施しております。

国のGIGAスクール構想に合わせまして、令和2年度よりICT教育環境の整備を行い、令和3年度には、ICTの支援員の配置や、クラウド型の学習支援ソフトの導入などを行ってまいりました。令和4年度につきましては、今までに導入した機器や、学習支援ソフトを活用し、教職員への研修も進めながら、児童生徒の「個別最適な学び」を目指し、さらにICT教育を進めてまいります。

社会教育事業につきましては、感染症対策を図り、令和3年度におきまして各種事業等を可能な限り実施してまいりました。令和4年度におきましても、様々な事業を予定しておりますが、感染症対策に十分配慮し、すべての事業を活発に実施してまいりたいと考えております。

図書館事業ですが、新年度も地域の皆様に親しんでいただけるよう、資料の貸出しだけでなく音読サークルや人形劇、読み聞かせ活動に加え、開館30周年イベントを開催するなどの事業展開を計画しております。さらに皆様の文化発表の場、また展示会なども応援していきたいと考えております。

次に、「移住・定住の促進」についてであります。

令和4年度もさらなる関係人口の構築に取り組んでまいります。令和3年度から県の補助

金を受けてまして3年間の継続事業として取り組んでいるワーケーションの推進につきましては、今年度は稲取地区で実施したモニターツアーについて新年度は城東地区で行う予定です。モニターツアーではアウトドアワーケーションとして、けやき公園を使用する予定ですが、その際には今後のけやき公園の利活用についての実証実験になるようなイベントの開催を考えておりますので、町民の皆様にも御参加いただきたいと思います。

現在、首都圏などの企業に勤めながら町内に移住したり、二拠点居住を実践している若者たちがいますが、今後、人口が急激に減る当町においては、そういった町外の方にも町づくりに関わってもらうことが町の活力を保つ上でも非常に重要になります。昨年12月には新たに杏林大学と連携協定を締結しましたが、杏林大学には医学部や保健学部があることから、幅広い分野においての連携を検討できるものと思います。今後も企業、NPO法人、大学等と連携して関係人口を増やす取組を続けていく必要があると考えております。

令和3年度は新たに1か月以上6か月以内利用できる長期お試し居住体験施設を開設いたしました。需要に応じて今後も施設を増やしたいと思いますが、現在、移住希望者が望むような住宅が見つからないことが大きな課題となっております。町内には多くの空き家がありますが、他人に売ったりまた貸したりすることに消極的な所有者が多いようです。空き家はそのまま放置すると様々な問題を生じさせることとなり、相続などで次の世代にとって負の遺産となる可能性があります。移住者の受入れのためにも使用していない住宅は家財道具の片づけに対する補助制度などを利用いたしまして、町の空き家バンクに登録するなど、早めに処分することを検討していただきたいと思います。

次に、「健やかで生き生きと暮らせるまちづくり」についてであります。

健康づくり関係では、感染症対策として、新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン追加接種を引き続き行います。円滑な接種ができますよう町民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

また、身近な健康づくりのための各種教室を例年どおり行う予定となっております。町民の皆様におかれましては、自身の健康管理のために、積極的に参加いただきますようお願いいたします。

保健事業では、健康寿命の延伸を目的に、各種がん検診や生活習慣病予防健診などを通じ、疾病予防の推進を図ります。

当町では、高齢化率が46%を超え、年々高齢化が進んでいる中、在宅の高齢者が、体力を維持しながら自立した生活ができるよう支援するため、デイサービス、また趣味活動等を実

施する生きがい活動支援通所事業を、さらに、在宅高齢者世帯等が退院後介護などを必要とする場合、また食生活と健康状態の維持向上ができるよう支援する高齢者等配食サービス事業を継続して推進していきます。

また、独居高齢者や高齢者世帯等において、緊急通報システムの貸与を進め、緊急時の対応及び日常生活の安全確保と不安の解消を図ってまいります。

現在、毎日、大川と稲取の間を1日5.5往復している自主運行バスですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の運行経費が大幅に上昇する見込みとなったことから、4月1日より大川から稲取に向かう最終便と土日・祝日の全便につきましては運行中止を予定しています。利用者の方には御不便をおかけすることもあると思いますが、バス運行を継続するためのやむを得ない措置ですので、御理解をお願いいたします。今後、高齢化がさらに進むことや、運転免許証の自主返納の奨励などにより、外出の際の交通手段の確保について難しくなる方が増えると予想されることから、よりきめ細かな対応を図るための検討を進めていく予定です。

社会全体のデジタル化を推奨する上での基礎となるマイナンバーカードにつきましては、国では全国民のほとんどが令和4年度末までに同カードを取得できるよう様々な施策を展開しており、町においても住民の利便性向上や普及促進に向け、毎月1回、予約制で休日交付・申請窓口を開設しております。現在、同カードは健康保険証として利用登録できますが、令和6年度末には、運転免許証としての機能が追加される見込みでありまして、確定申告をはじめ、様々な分野で活用されることとなります。町独自の施策として、同カードを使いコンビニエンスストアで住民票など、各種証明が取得できるサービスを提供しているところでございます。

令和4年1月1日からは、最大2万ポイントが付与されるマイナポイント第2弾が開始され、消費活性化策も拡充されておりますので、この機会にぜひマイナンバーカードの取得をお願いいたします。

熱川支所は、現在、職員3名体制で戸籍・住民基本台帳業務をはじめ、各種証明・各課窓口業務及び収納業務の処理に当たっておりますが、令和4年度からは職員2名体制により、収納業務を除く各業務の処理に当たってまいります。

少子高齢者や人口減少に歯止めがかからない地方の厳しい状況を踏まえた中で、住民の利便性の確保と業務の効率化を図るため、町では、アウトソーシングができる業務については、積極的に推進しており、特に収納業務につきましては、伊豆太陽農協熱川支店を含む町内の

金融機関、コンビニ収納及び口座振替によって、町税や保険料等を納付できることから、今回、熱川支所では取り扱わないことといたしました。また、各種証明・各課窓口業務及び収納業務の一部は、熱川郵便局でも取り扱っておりますので、ぜひ御活用ください。

次に、「安全・安心な環境整備」についてであります。

消防関係ですが、地域の消防防災の要である消防団の消防ポンプ車が、導入から20年余りの経過による老朽化と、平成29年6月の自動車免許制度改正により、今後入団される20代の方が運転できるよう、普通運転免許で運転が可能な消防ポンプ車に更新することが必要となり、昨年度に続き令和4年度は、第4分団の消防ポンプ車の更新の予算を計上いたしました。

また、火災現場で消火活動を行うために必要となる防火服につきましては、耐用年数が経過しておりますので、消防団の安全装備基準に基づき、消防団員が災害現場で安全に活動できるよう、新たな防火服の更新につきましても予算計上をいたしました。これにより、火災現場で安全な活動が行えるものと考えております。火災だけでなく自然災害も頻発する昨今、消防団の組織、体制の強化、見直しは急務となっております。消防団本部を中心に、団員の負担の軽減を図りながら、消防防災力を低下させない施策を推進し、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりをさらに進めてまいります。

次に、家庭用のポータブル発電機・蓄電池の購入への補助についてですが、令和2年度より実施し、令和4年度が最終年度となります。家庭用ポータブル発電機・蓄電池の購入への補助を今年度と同様計上しております。この補助金を活用し、1月末現在183世帯で購入をされています。この補助制度はに当町独自の先進的な事業でありますので、住民の皆様におかれましては、積極的に期限内の購入をお願いいたします。

次に県営中山間地域総合整備事業につきましては、令和3年度をもって、白田集落道、稲取農道4号及びため池整備工事が完了いたします。今後は、白田農道3号及び稲取排水路については継続事業として実施され、新たに稲取農道2号及び3号について着手する予定となっております。

白田漁港の津波対策整備事業を継続実施し、沿岸住民の生命と財産を守り、安心して暮らせるよう早期完成に努めてまいります。また、完成後には機能保全計画を策定し、施設の継続的な維持管理による長寿命化を目指します。

大川地区から奈良本地区までの県代行事業・町道湯ヶ岡赤川線の早期完成、度々通行止めとなる国道135号の機能強化及び大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け、国・県に対し粘り強く要望してまいります。

平成29年度から津波災害警戒区域を対象に地籍調査事業を進めております。官民境界を明確にすることにより、被災後の復興事業の期間が大幅に短縮されますので、引き続き推進してまいります。

行政サービスの生産性や町民の利便性の向上のために必要なデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX関係についてですが、今年度導入作業を進めているLINEによる情報配信システムについて新年度より本格稼働させます。将来的には現在の情報配信メールをLINEに置き換えていきたいと思っておりますので、町民の皆様には積極的に登録をお願いいたします。

また、国のデジタル基盤改革支援補助金を活用して、児童手当やまた介護関係の申請・届出をオンラインで可能とするためのシステム改修を予定しています。さらにそれ以外の町に対する資料請求やイベント参加の申込みなどについても新たなオンライン申請システムを導入する予定となっております。当町のような小規模自治体は、一つ一つの業務のボリュームが小さいため、DXによる効率化が図られる業務を検討し、可能なものから着実にDXに取り組んでいくべきだと考えております。

次に、「広域行政への対応」についてであります。

東伊豆町及び河津町から発生するし尿及び浄化槽汚泥を処理しております東河環境センターのし尿処理施設については、令和4年度から基幹的設備改良工事に着手いたします。これまで計画的な営繕工事の実施や機械設備等の更新を図りながら、維持管理に努めてきたところでございますが、昭和63年の稼働から30年以上が経過しており、老朽化が著しいことから、施設の長寿命化に取り組むものです。

循環型社会形成推進交付金を活用した中で、令和6年3月の完了を目指しており、工事期間中は施設運営につきましては、町民の皆様にご不便をおかけすることとなりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

賀茂地区の1市5町にて実施している幼児教育アドバイザー共同設置事業は、幼児教育施設はもとより、つなぎとなる小学校の期待に応えるため、令和4年度も継続して実施していくこととなりました。対象施設においても、アドバイザーと連携しての取組も盛んになっておりますので、子供たちの健やかな成長につながる重要な事業と捉え、ますます、充実した内容となることを期待しております。

次に、主な特別会計でございますが、国民健康保険関係では、共同保険者である静岡県とともに安定的で持続可能な制度を目指した運営に努めてまいります。保険税は、新型コロナ

ウイルス感染症の影響等により、被保険者の所得減少が見込まれることから、基金繰入により保険税率を据え置き、併せて未就学児被保険者の均等割保険税の軽減を行い、被保険者の負担軽減を図ります。

後期高齢者医療保険関係では、医療費や被保険者数の増加などを見込み、令和4・5年度の保険料が改正されます。また、10月より現役世代の負担軽減を目的に、所得に応じた被保険者の2割負担が導入されることから、被保険者の理解が得られるよう静岡県後期高齢者医療広域連合と連携しながら周知と説明に努めます。

介護保険関係では、引き続き高齢化のさらなる進展に対応するため、地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、要介護認定及び介護給付の適正化に取り組み、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

最後に、水道事業会計についてですが、水道事業の経営状況は、一般会計と同様、コロナ禍の影響もあり事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、水道事業ビジョンなどの各計画に沿って施設の更新や維持管理を計画的に進める中で、ダウンサイジングなどコスト削減を図り、健全で効率的な経営を実施していくことが重要であると考えております。

引き続き新規井戸活用のための整備工事や、新白田浄水場の整備に向けた調査設計を進めて行く中で、適正なダウンサイジングやスペックダウンなども検討し、事業費の縮減や維持管理経費の削減に努め、利用者の負担増を極力抑えていきたいと考えております。

また、それと並行いたしまして、中長期財政計画を踏まえ、収支改善に向けた料金水準の見直しなど経営基盤の強化にも取り組み、住民の皆様に安全で安心な水を提供していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、令和4年度の町政運営に対する基本的な考え方につきまして、その概要を御説明申し上げます。

4月からは新町長の下、東伊豆町のまちづくりが始まります。今後も町民の生命・財産を守り「みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまち」の実現をいただくよう引き継いでまいります。より素晴らしい東伊豆町が築かれますよう、議員各位並びに町民の皆様に、新町長への御支援と御協力をお願い申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含め、60分以内で、本定例会は、一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については議長の許可の下、行使することが可能です。なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分には含まませんので御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） おはようございます。

今回私、町長が退くということで1問通告をさせていただいてありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず1問目、町長の政治姿勢について。

今期限りで町長の職を退くとの決断をされましたが、以下の点についてお伺いします。

まず1点目、任期中にやり遂げたことは何か。また、給食費の無料化等やり残したことは何か。

2点目、行政の継続性を考えたとき、今後の町政に引き継いでいただきたい内容は何か。

3点目、町政運営上の反省点がありますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第1問町長の政治姿勢については、3点からの御質問となっておりますので、順次お答えします。

まず、1点目についてですが、私は、3月25日に町長としての任期満了を迎えます。町民の皆様、職員、そして議会の御支援、御協力によりまして4期16年間の町長の職を全うすることとなりました。ありがとうございました。

この任期中、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症と社会情勢が

大きく変化する中、皆様方の御理解、また御支援、御協力により大変な局面を乗り越え、町政を運営してまいりました。

また町民の生命、財産を守ることも、首長の非常に大事な務めであります。就任時から、南海トラフにおける地震、地球温暖化によるゲリラ豪雨、集中豪雨など、いつ起きるか分からない自然災害について、常にアンテナを張り巡らせ情報を収集してまいりました。災害に備えまして、日頃から準備を行い、体制を整え対応してまいりましたが、幸い、当町は大きな自然災害に見舞われなかったことに安堵しております。

任期中にやり遂げたことにつきましては、私は常に「みんなが安心して暮らせる町」、「笑顔があふれる町」を政治信条に施策を推進してまいりましたが、数多くの事業を遂行した中で、特に康心会の伊豆東部総合病院が移転する話が持ち上がったとき、町民一体となり存続に向けた取組を行い、康心会の伊豆東部病院新病院稼働につながったことが挙げられます。次に、熱川地区における学校教育の環境整備を図ることを目的とした幼稚園、小学校の統合、また、13年ぶりの稲取大島航路の復活などが印象に残っております。

また、健全な財政運営を図るため、就任時からの懸案事項でありました財政調整基金、当町の規模から最低10億円は欲しいと言われた中の積立残額を10億円以上としたことであります。

やり残したことにつきましては、1期目の公約であった給食費の無料化を、財政的な面から給食費の一部補助としたこと、また高齢化社会を迎える中で高齢者の移動手段については、変わりゆく町内情勢やオンデマンド型交通など新しい考え方の出現などから、当町に適した事業を見いだせなかったこと、水道事業会計が逼迫する中で、新型コロナウイルス感染症による町内経済の状況などから、水道料金の見直しができなかったことなどがあります。

次に、2点目についてですが、新町長には、自分の考えている政策を実践してほしいと思います。新町長に引き継ぐ内容としては、現在進めている大学連携、またNPO法人と連携して関係人口を増やしていく取組や、移住・定住の施策については、継続してほしいと思っております。

次に、3点目についてですが、職務執行上の反省点はということですが、職員と一体となり、町をよくするため自分なりに精いっぱい頑張っただけでまいりました。現時点では、自分としては反省点はございません。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 御答弁ありがとうございます。

今町長のほうから、それぞれ3点にわたっての答弁をいただきました。やり遂げたことの中で大きなものというのはあると思うんですけども、私は町長、幾つかの大きな事業というふうなことを申されましたけれども、観点からちょっとまた質問したいなと思います。

まず、行財政改革の関係なんですけれども、アスト会館の売却、これは維持経費が本当に多くかかるということで、こうした経費の削減、併せて学校という新しい事業がスタートした、こういう面で本当に大きなことだったなというふうに思っています。あと、風力発電についての民間移譲についても様々な考え方がある中で、取りあえず撤去費用の1億2,000万、本当に大きな金額、私もこうした金額は町内活性化も含めての使い方をすべきだというふうに思っていましたので、こうしたことも本当に大きなことではなかったのかなと思います。行財政改革を進める上で、役場庁舎の職員の削減、これは町長もいろいろな場面の中から発言をされていますよね。16年間で68名、一般職については34名ということになると思うんですけども、そうしたことも本当に課の統合ですとかも含めて推進した大きな事業じゃないかなというふうに思います。ごみの有料化についても、今回住民の皆さんの理解をいただいてこれがスタートするわけなんですけれども、施設の延命化だとかごみの減量化、あるいはリサイクル率、こうしたものが本当に県下の中でも最低ランクの部分にいた、こうしたことがやはり解消されるというその期待性も含めて、こうしたことが行財政改革の中で私は大きな部分の中に入る、町長のところからこうした答弁がなされなかったですけれども、その考え方は、考え方というか思いみたいなものもちよっとお聞かせいただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まずこの行財政改革、本当職員と一体になってやってまいりました。しかし、まだまだやることはいっぱいあります。その中で私一番感じるのは、消防が駿東のほうに行ったこと、これはよかったと考えている。と申しますのは、管内の1市4町、賀茂地域の消防組織、大変苦労しているような感じなんです。駿東のほうに入りたいと言っているながら、それがなかなか厳しいことになっておりますので、駿東に入ったことはまたひとつ私よかったかなと、行財政、それによってまた消防団員や消防署員がそちらへ行ったことで行財政改革ができました中で、やはり一番行財政改革これから本当に新町長大変だと思います。やはりこれはあとは町民とか反感、抵抗を受けた中でやっていかなければならないと思いますので、大変ではございますが、これはやっていかなければならないことでございますもので、新たに努めます新町長にはその辺のことはよろしくお願いしたいと考えております。

この行財政改革を町民が理解できないもので、職員は一生懸命この東伊豆町をよくするために頑張っておりますもので、新町長と一体となって、また議会の皆様と一体となってこの町がさらによくなるようなことを期待したいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） そうですね。行財政改革、終わりが無い、いつまでも続く課題だなというふうに思いますので、ぜひそれらは新町長のほうに引き継いでいただきたいなと思います。で、そのほかをちょっと見ますと、幼稚園の統合も5年の4月スタートということがほぼ決定をされ、今後父兄とこうしたこととも経費削減も含めての取組の一つかと思います。基金の積立も町長就任時2億ぐらいだった基金が、コロナによる交付金の増だとか、あるいはコロナ禍で執行できなかったその部分の何かそういう要因というのはすごい大きいと思うんですけれども、今現在12億という大きな金額に膨らみましたよね。基金についてはちょっとこの後また考え方みたいなやつをお聞きしたいんですけれども、コロナ対策も国が主導、県が主導という部分はあったと思うんですけれども、本当に3回目実施に向けて特に大きな混乱もなく進めたなというその部分、あるいは地域おこし協力隊が何年かずっと継続してやっていますけれども、こうした方が町の経済活性化だとか観光振興だとかそうしたものも含めて本当に大きな働きをしてくれているなというふうなことで私は感謝をしたいなというふうに思いますけれども、あと市民農園の開設であったり、稲取の農産物と海産物の直売所、これらにとっては本当に農業振興、観光振興ということだけじゃなくて、特に農業は農家所得の向上ですとか、こういうことに伴って耕作放棄地の防止、あるいは遊休農地の解消、こうしたことにやはりつながっていくという意味ではすごく大きいと思うんですよ。やはり交流人口が増えることによって町内を動いていただくという、こうした経済効果も含めて様々な意見からちょっと行き違いみたいなものというのはいっぱいあったと思うんですけれども、これらが実証できたということは本当に農家、事業者にとっても大変ありがたかったなというふうに思っています。ふるさと納税もだんだん額が増えてきて、さらなる増額を目指すような取組というのが今後されなければならないと思うんですけれども、そういう意味では私は本当に町内経済の活性化にも町長、一生懸命取り組んだんじゃないかなと思うんですけれども、その点はどうなのでしょう。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然首長ですから、町内経済の活性化に取り組むというのは当然でございます。それで十分だったかと言え、やはりまだまだやるべきことがあるんじゃないのかと考えて、その中でやはりこれから地域おこし協力隊、なぜうちの町がうまくいっているかと言え、やはり町民の方がすごく優しい、また親切に接してくれている、これが地域おこし協力隊の彼らが一生懸命我が町で活動できている最大のメリットだと考えています。そしてまた彼らもこの町民の優しさとかを考えておりますもので、やはりこれから地域の活性化の中でやはり外部の人、大学連携もやっておりますし、地域おこし協力隊も頑張っております。そうした外部の人たちとこの町民が一体となってこの町がやっていけばまたよくなると考えていますので、そういう中でまた経済の活性化をやっていきたいと思ひます。

そういう中で以前は伊豆新聞と静岡新聞よく載ったんですが、人口におきましても一応自然動態にあると。自然動態というのは何だというと、一応社会動態はやはりこの町に入ってくる人、これが増えております2年間。これが継続しているからこの栄えることが増えますもので、そうすれば行く行くはそういう若い人が増えますもので、子供たちそういうのも増えるだろうと期待しておりますので、その辺はまた新町長に頑張っていただきたいと思ひます。

一つ暮らしへの問題、これは本当いろいろありますので、先般農業者の方に聞きましたが今は黒字だそうでございます。本当によかったと考えております。そして土日この辺のにぎわい、またこの辺結構観光客でにぎわっておりますもので、そういうのはよかった。しかしながら、残念なのはやはり農業者が言うのは今要するに場所代という、その土地を借りてお金を払っています。それがちょっと非常によかったと考えている中で、これはまた新町長にはその辺の場所代、賃貸のお金、これを軽減していただければ大変また本当に農業者にとってもよい事業になりますもので、その辺はお願いしたいと考えております。やはりこの経済活性化、これから新町長のいろいろな考えの中でやっていくと思ひますので、その辺は議会の皆様方の理解がなければこれは進まないと思ひますので、どうぞまた新町長と一体となった中で、またこの町の経済の活性化を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 先ほどの答弁の中で、様々な社会変化、大きな出来事、事業、世の中の大きな出来事の中で、東日本大震災のことが出てきましたけれども、私が町長にはぜひそ

のこともちょっと細かく触れていただきたいなと思ったのは、当時私観光協会の事務局長という職にあつて、3.11のあの震災が起きたとき、それ以降言い方がいいのかどうか分かりませんが、お湯の中に氷を入れたように予約がもう本当にあつという間に溶け始めて、大きなキャンセルという事態が発生しました。当然キャンセルだけではなくて新しい顧客を受け入れるということもできない状況になりました。これは大規模停電で全く鉄道も一部しか動かない、主要の幹線しか動かないような状況の中で、そのときに観光関係者を含めて町長と本当に寝食を惜しんでその対策、取組に知恵を絞ったなということを思い出したわけなんですけれども、そのときに少しでもキャンセルを減らそうということで旅館というか宿泊施設のマイクロを活用して、それからそこに乗っていただく説明員みたいなボランティアの方にもお願いをして、熱海まで町内を結んでのシャトルバスの運行をしたというのが私は本当に大きな思い出の一つ、大変苦勞をしましたけれどもやり遂げたなと、こういう取組というのは賀茂地区で我が町だけの取組だったわけなんですけれども、そういう大きな取組をしたということは町長どうなんでしょう。今その思い出というのは、もしお聞かせ願えれば。ちょっと一般質問から外れてきていますかね。すみません。申し訳ありません。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当にあの東日本大震災、これはもう全く予期せぬことで、本当にこれは日本中のあれだった、その上でやはり計画停電ですよ。本当にこの計画停電、うちの町もなりました。そのとき町民は本当に不安になったと考えている。しかしながら自分が自負できるのはやはり起きたときにもう全国、私が自負しているのは一番、日本でも一番最初に産団連を集めてこの町今後どうしようか、それを話し合いました。これが本当に最初集めてそれから1週間に1回、そうやって普段でも毎日です。それで今言ったように熱海までマイクロをやってお客の送迎をしてくれた。これはやはり観光者の皆様の努力でございます。やはり皆さんでこの町を何とかしようという中で、そういう中でも町といたしましてもそのときの各業界の皆さんにお礼を言いたいし、また町民の方もそれなりに皆さん頑張っていた、やはりそれによって今乗り越えたと考えておりますもので、何しろ東日本大震災においては皆さんと一体となったということと、計画停電、この思い出があります。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） すみません。ちょっと基金の考え方だけお聞かせいただきたいと思います。

ます。

目標であった10億をクリアした、達成をしたということなんですけれども、今後もやはり基金というのは多ければ多いほど有事のときの対応も含めて必要だだと思いますけれども、例えば基金がある程度余裕ができていう状況になりつつあるかなというふうに思いますけれども、例えば大規模災害と今本当に災害がいつ発生するか分からない、国の災害指定を受けても100%丸々国が面倒を見てくれるわけではなくて、やはり地元負担というのも当然考えられますし、そうしたものに使っていかなければならない。なかなかこうした状況の中で基金が増えていかなかったという要素も一つあると思うんですけれども、あるお金を例えば町内経済の振興策だとか経済対策だとかそうしたものだとかに使っていくべきなのか、それともやはり有事のときを見越してなるべく基金は使わないでそのまま残すのか、その辺のちょっと今の町長の考え方をお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 財調の考え方でございます。

まず言われたのは、もう大分当時県、国の方からうちの町の規模からいけば最低10億、これは財調として積まなければ、積んでほしいということと言われておりましたもので、まず大変でしたけれども10億以上積んでおく、これはもう本当にほっとしております。

それから財調の考えでございます。これは貯めればいいというものではありません。やはり必要なときは使う。これは絶対必要だと思います。その必要が本当に必要かどうか。それはやはり議会の皆さんが判断して、やはり首長が判断してもやはり皆さん方議会の判断があると思います。財調はそういうことだと思います。ふるさと納税に関しましては、ある程度町長にお任せの項目がありますもので、一般財源でありましょうけれども、それは町長の考えに沿った中で、ふるさと納税についてはこれはある程度町長にお任せがありますもので、その辺は議会の皆さんも理解していただきたいと考えております。やはり財調というのはあればあるほどありがたいです。しかしながら、それを貯めるだけではなくて、やはりいざ町のために使うときは使う、これは絶対必要。貯めるだけが能ではありませんもので、私はそういう考えでございますもので、必要なときはやはり財調を使うと、ただそれは後で町の財政担当と相談しながらやっていただければありがたいと思いますし、私の考えは財調を集めるだけが能ではないとそういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) ありがとうございます。

ちょっとやり残したことについてお伺いをします。給食の無料化については、町長就任 4 年前に無料化というのを公約に当選をしたわけですがけれども、そこがずっとできない、一部の無料化みたいな取組はされましたけれども、この辺例えば現状の基金があるような状況でしたらこの辺は実施ができましたか。それと、高齢者の送迎の関係なんですけれども、これについても過去にほかの議員からいろいろ取組について質問がなされている中、町長は実施をするというような内容を申し上げてきていると思うんですけれども、町内情勢の変化だとか考え方によってできなかったよということですがけれども、その辺具体的に町内情勢がどういうふうに変わっただとか、考え方が今までこうだったんだけれども、こういうふうに変わっただとかとその辺があったら教えていただきたいなと思います。

それから、大川伊東の接続道路、これも私一般質問のほうで取上げたんですがけれども、やはり大規模災害が続く中で国道の通行止め等発生し、熱川地区を中心として陸の孤島化が起こり得る可能性がある、それらを回避するためにもこうした取組というのは必要じゃないかということですがけれども、これらもなかなか前に話が進んでいない。この辺のもの、小中については今情勢がちょっと変わってきて、一貫教育については前からいろいろな議員さんが質問をして、もっと早くタイムリーに実施すべきじゃないかという、統合も含めて言われたことが、これは現実味を帯びてきたものですからこれは審議会のほうにお任せをするとして、以上の 3 点についてその辺どういうふうなことで無料化、給食については本当に財源だけでできなかったのかどうか。そこをお聞かせください。

○議長(稲葉義仁君) 町長。

○町長(太田長八君) 本当給食はもう就任当時から給食無料化と言っておりました。そして 4 期目になるときにも一応言いました。しかしやはりそのとき財源大変厳しかったですから、今はある程度財調を抱えて、子供の数からいけばこれは多分自分ではできそうじゃないかと考えておりますので、これは新町長がどういうふうに判断するか。それはまた新町長に委ねたいと思います。今の財政状況を見れば、子供が減っておりますものでその辺無償化できるのではないのかなと私自身は考えておりますけれども、それはまた財政ありますので暗にそういうことを言ってもまた叱られますもので、自分の考えはそういう考えでいます。しかし財政がどう思っているかそれは分かりませんが、給食に対しましてはそういう考えでございます。

次に、高齢者の移動手段、これは本当に町内情勢の変化というのもありますけれども、その辺は一応当時は全部回そうと思った中で、山梨県に行ったときに3,000万かかると言われたんですよ。そうするととてもじゃないですが町内やるのに3,000万はちょっと厳しいなという中で、携帯している中で、これは絶対やらなければならないことですから、新年度にはこれが実現できるので、職員が視察に行つてまいります。2か所か3か所。それでこれでもできるだけ早いほうが、これはやらなければ本当にこれから高齢者がどんどん増えますもので、そうしてやはり診療機関のマイクロバス、これも当時は使つてもいいですということを言つてくれていましたけれども、なかなか手を挙げて止まってくれる町民の方も大変厳しかったもので、いろいろ施策を打ちましたけれどもなかなかできなかった中で、町内情勢の変化と云えばやはりその辺はいろいろありますけれども、やはりあくまでも分譲地ということを考えますけれども、我々は分譲地プラス町内の高齢者の方も考えなければいけないという中で、その辺はまた十分検討して、これは早急に解決してもらいたいと思いますし、また職員もそれなりにこれは重要性を考えております。そういう中で、新年度には視察に行った中でよりよいこの町に対するどのような方向がいいかということを検討してまいりますもので、また議会の皆様方もその辺は慎重に御支援願えれば大変ありがたいと考えております。

次に、道路関係。これはなかなか進まない。と申しますのは、なかなかその機会がなかったという、やはり当時の方はよかったです。そして議長になってから亡くなってしまったんですよ。やはり議長になった人は結構積極的で、いつでも来いよと言われてましたけれども、議長の方が若いのに亡くなった中で停滞というか。これはただ絶対必要でございますもので、これは自民党の皆さん一生懸命やっている中で、これは今後も推進していきたい。あくまでも主要は伊東でございますし、国のほうに行つてもなかなか厳しいなということと言われておりますもので、その辺政治力を使った中でこれはやって継続してやっていただきたいと考えておりますので、その辺はよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ちょっと2点目後にさせていただいて、3点目町政運営上の反省点は、一生懸命やってきたのでありませんということでしたけれども、私は2点ちょっと言いたいというのは、町民だとかあるいは議会とのコンセンサスが得られてきたのかなということ。これは熱川支所の廃止問題ですとか風車問題等、住民説明会等も行つてはいますけれども、決定に至るプロセスが結構唐突な感じが私はしました。というのは、議員である私よりほか

の方から熱川支所廃止になるっていうけれども知っていると、私はもう本当に馬の耳に念仏みたいな形で全く知らなかったわけですけども、そうしたことが行財政改革を進めて行く上でこうした取組が必要だよ、議会の皆さんどうでしょう、町民の皆さんどうでしょうというものを最初にやはりすべき行動ではなかったのかなと、この辺がどちらかというところと決定をして後出しみたいな形になっている。町長からすると熱川支所の問題なんかは、本当に地元で反対されることというのはもう分かり切ったことですよ。でもやはり将来の町の財政を考えたときに職員からのそうした意見もあったりもして、総合的に判断をして、熱川支所の廃止という英断をした、そのことはもちろん必要なことかも知れないんですけども、そうしたことをしっかりとやはり説明をしていく、この辺が私は不足をしていたことではないのかなというふうに思っていますけれども、町長の考え方。

それとあとは、議会というか議員との確執が私は見られたなというふうに思います。風車問題を含めて、全体的に町長は決めて議会さんどうでしょうというところ、さっき言ったプロセスみたいな、コンセンサスみたいなものというのがなくて、その辺の一方的な部分というのはなかったんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず住民説明会、これは私が議員からちょうど26年間やった中で、地区住民説明会めったにないですよ。私の記憶の中では、私がやった中ではほかには逆にあるかな。議員のとき、町民のときも多分なかったと思うんです。それだけ地区住民説明会は本当にこの東伊豆町全体の問題で、例えば地区住民説明会開催いたしますよ。しかし今回熱川支所とか風車問題、これは熱川支所は熱川だけの問題ですから、だから熱川地区で地区説明会開きなさいと言え、そのときは回りましたもので、それは地区説明会。風車がきましたのも稲取地区の区長さんに聞いた中で取りあえずこっちは関係ないから、取りあえず住民説明会いいよということを言われました。そういう中で近隣の方にはやった中でこれを東伊豆町全体でやってくれというのはこれは無理があると考えております。やはり地区住民説明会は本当町にとって本当に大事な案件のときにやるべきことだと考えておりますもので、安易に地区住民説明会を開けない。当局はなかなかそれは厳しいかなと考えております。私がちょっと反省しているのはやはり議会に説明、ある程度、しかしながら一般の人にこのとき熱川支所に関しては区長会で言ったんですけども、その前に議会に説明していない、これは反省しております。やはり順番が逆だったなと、これは反省しております。しかし、これはやはりやるべきことでございますから、その中で地区住民説明会このやり方、全くこれはい

ろいろ資料も出しましたし、そういう中で反省はしてはおりません。

そうしてまた議会の中でやはりそういう確執ということは、楠山議員に感じられるようなことは反省しなければならないと考えております。私は当局といたしましては、議会に対しましてできるだけ資料を提出しているつもりでございます。それでそれが決定事項であったとか、やはり町といたしましてもこういう方向性もある、しかしながら風車においては特にもうこういう状況だからこれはもう町はやるんだというそういう姿勢でいたしました。これが本当のまっさらな計画段階の中でいろいろなことがあればそれは当然説明はしますけれども、この風車に関しては既存のものを立て直す中でやっておりますもので、そして財政という点も大分楽になれば福祉に回せますもので、この辺は独断した。その中で確執が生まれたと考えられたことはまた自分としては反省しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 風力は稲取地区はあまり関係ないということの中で区長さんたちから説明会必要ないよというふうなそういう答弁もいただいた、熱川支所についても稲取地区まで含めて全町的な説明会をするなんていうことは私は必要ないというふうには、それは思っています。小中一貫も含めて、こうした説明会に私も出席をさせていただいておりますけれども、本当に出席する人間というのは限られた人間で、説明会をやる意味があるのかなというその疑問も一方ではやはり浮かんできます。町長はそうした考え方があまりにもやはり全面に出るのじゃないかなと。例えばやり方とすると、ウェブみたいなものを使ってみんなから意見を聴取をするみたいなそうしたやり方もやはりできたのじゃないかなというふうに思っています。全体的には私は、町長が決めたことを議会や住民に示すということじゃなくて、こういうふうにしたいんだけどどうでしょうというそのワンクッションを置く部分がやはり不足をしていたんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺の考え方というのはいないですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当確かにいろいろウェブを使った中でいろいろなことをやる、これはこれから必要と考えております。それは一つの反省点だと思います。しかしやはりある程度町の方針を示した中で、これはこういう計画がどうだとか町民にいちいち聞いていたらできませんもので、それはやればそれはいいですよ。本当にこういう計画があるから町として

はどれも進めて行きたいと。地区住民説明会を開くときはもうこれは町が進めたいからやるとありますからね。その辺はちょっと皆さん方も御理解を願いたいと思います。そういう中で、支所に関しましては熱川地区全体でやりました。風車のことも町全体でとそういう要望もありますけれども、それこそ稲取は関係ないし、ましてや大川とか北川なんかほとんど影響ありませんもので、そういう中で一応片瀬白田地区だけはコロナ禍の中でも住民説明会を開催させて、これは私はもう本当はある程度できている中でやるんだから、そしてその指針のほうもやはり以前より大変厳しくなっている中であまり影響はないよということをおっしゃったもので、その辺は必要になるのではないかと思った中で、事業者のほうが片瀬白田のほうの影響が考えられるもので、それは地元の方には説明したいという中で地元説明会を開催させていただきました。それでやはり住民説明会の開催の仕方、これはなかなか町全体に関することならば当然、一部の地区ならばその一部の地区の方へ言った中で、それぞれある程度町が独断してやっているということを言われれば確かにそのとおりでございますが、町がこの方針で進めて行きたいという中で、その中でやはりこれを何回もやっても同じような結果になりますもので、やはり町といたしましてはもう重要案件は早期に解決するためにそういう方向でやっております。今度の新町長がどういう方向で動くかは分かりませんが、その辺私はある程度のものを、地区住民説明会というのは本当にこの町の行く末を決める、そういうときはこれはやらなければならないと考えておりますもので、安易に簡単に地区住民説明会、これ言うのは簡単ですけどもこれなかなかやったら本当に来た人はほとんど一部の人で、そういう中でウェブということが来ましたもので、その辺は今後また新町長がそういうような中でこの地区住民説明会をどのように考えているか、議会の確執がないように。私が楠山議員がそういうふうに見られたということは、これは私の不徳の致すところか分かりませんが、やはり議会と当局これがある程度一体となった中でやらなければ町がよくなりませんので、そんな反省というような反省か分かりませんが、私は確固たる自分の中でやっておりますもので、その中でまだ反省点はないということをおっしゃったもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） ちょっと 2 点目の引き継ぐところに移行したいと思います。

やり残したことの中、町長引き継ぐ内容に大学、NPO 法人との連携ですとか、移住定住

の関係が触れられておりましたけれども、給食の無料化ですとか高齢者の送迎の関係、それから大川から伊東へ抜ける道路の関係、コロナ対策は当然、地域の振興策、町の活性化策、そうしたものも引き継ぐと思いますけれども、地域おこし協力隊の活用ですとかこうしたことは、あとはしっかりとやはり議会、住民とのコンセンサスを取って進めてほしいよみたいなそういう引継ぎというのはなされるということによろしいですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 私はある程度のことは言います。しかし、全て今楠山議員が言ったように議会、町民への説明、これをやると本当に町長の足かせになりますもので、やはりその辺は町長が判断した中でまたやればいいと考えております。そういう中でやはり新町長これから本当に大変厳しいと考えております。本当に新年度に過疎、過疎という言い方はイメージが悪いんですけれども、この過疎債というのは本当にまちづくりにとってはもうすごい有利な、そういう中でうちの1市5町の中でうちのまちだけです。そうするともう河津は町長に聞いたら今までの起債、これを過疎債に全部変えたと言いましたよ。やはりそれだけ過疎債というのは有利なんです。その中でうちの町だけはそれは抱えられないと、本当財政も大分厳しくなっている中でやはり皆さん方当局と、また皆さんから知恵を出し合いながらこのまちづくりをやらなければ、大変東伊豆町厳しくなっていくと考えておりますもので、やはり私が今までいった中で提案をしていただきたい。やはり議会としてこうしてはどうか、提案をこれから新町長に対しましては提案型の議会のほうをお願いしたいと考えております。そういう中でやはり新町長には思い切ってやっていただきたいと考えております。また皆さん方と一緒にあって素晴らしい東伊豆町ができることを期待しておりますもので、以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後になります。

太田町長に対する質問というのが今回で最後ということで、感慨深いものが私はあります。自分もやはり行政にいた人間としてやはり町長の職務がどれほど大変か、困難か、激務かというのを職員として感じておりました。そんなことから、町長には4期16年町のかじ取り一生懸命町民に対してどれが一番効果があるのか、有効か、町民のためになるのか、そういうことをいつも考えながら町政に携わってくれたということですから、先ほど言ったような職務の大変さを考えて、大変ありがたく感謝を申し上げたいというふうに思います。ただ、4期16年の経験値というのはすごい大きいと思うんですよ。ですから、ぜひ町長には

新しい町長には町長職を退いてもその辺の知恵みたいなものもぜひお話をいただいて、東伊豆町がよりよくなるように引継ぎの中で提言とか言っていただければなと思いますけれども、最後に何かありましたら。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） やはり新町長、新しい町でやるべきだと考えています。本当に困ったときはやはり私も東伊豆町が大事ですから、それはある程度アドバイスしたりいろいろした中でやっていきたいと考えておりますが、基本的には新町長にはもう思い切ってやってもらいたい、こういう考えでございますので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員の第1問、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大への対応についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） おはようございます。今日は私が2問を質問させていただきます。

まず、新型コロナ感染症の感染再拡大について御質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、社会経済活動に大きな支障を来しています。県はまん延防止等重点措置を適用して対策を講じております。そこで、町としての感染の対策についてお伺いします。

まず第1点目は、町内の感染者数の状況について。オミクロン株の感染対策にワクチン接種が有効であるというが、住民への3回目のワクチン接種のスケジュールについて、また、使用するワクチンの種類についてまず伺いいたします。

2点目については、小中学生が感染し、一部学校閉鎖がありましたけれども、感染が拡大した場合の方針は。

3点目については、感染者や感染者家族、事業所等へのフォローをどう考えているのかどうか。

4点目については、感染の不安を解消するため、一部の自治体では独自にPCRの検査や抗原検査を無料で行っているが、その考え方はあるのかどうか。

その4点についてお聞きいたします。お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大への対応については4点からの質問ですので順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、町内の感染者の状況については、県の公表に基づき、町のホームページにて公表させていただいております。令和2年8月に感染者を確認してから、昨日までの町内の感染者の総数は112人となっております。そのうち、今年に入り新たな感染拡大の影響により、感染された方は66人となっております。

感染症対策としての3回目のワクチン接種スケジュールにつきましては、すでに65歳以上の方の接種は始まっておりますが、2月中は熱川温泉病院と康心会伊豆東部病院の2病院での接種を行い、3月からは役場と保健センターの2か所にて日替わりでの集団接種に移行していきます。18歳から64歳までの方につきましては、高齢者の接種に引き続き集団接種を実施していきます。

使用するワクチンの種類につきましては、ファイザー社製のワクチンと武田モデルナ社製の2種類を使用します。国及び県の配分スケジュールに従い、前半は主にファイザー社製を使用し、後半はファイザー社製と武田モデルナ社製をおよそ半分ずつ提供する形となります。

次に、2点目についてですが、例えば児童生徒1人が感染した場合は、濃厚接触者がいるかどうか、保健所と相談の上確認することとなりますが、濃厚接触者がいないと判断されれば、学級閉鎖などの対応をすることはせずに、「子供たちの学びを止めない」という観点か

ら、通常どおり学校運営を行います。

ただし、濃厚接触者が多いと判断された場合や、複数の感染者が発生した場合には、出席停止となる児童生徒も多いこととなりますので、人数によっては学級閉鎖等の対応をすることになります。

御質問にあります「学校にて感染が拡大してしまった場合の方針は」とのことですが、学校現場においては、普段から感染が拡大しないよう最大限の努力をしております。

しかしながら、それでも感染が広がった場合には、学級や学校閉鎖という措置をすることになりますが、閉鎖期間が長期に及ぶ場合などは、以前から準備をしておりますリモートなどでの授業なども視野に入れて対応してまいります。

次に、3点目についてですが、感染者や感染者家族、感染者の発生事業所等の情報等につきましては県が管理することとなります。県を通じて本人からの情報提供が必要となりますが、行える支援としましては、自宅療養者の方の安否確認支援については覚書を交わしており、県が行う健康観察確認で電話連絡が取れなくなった方の安否確認を行うこと、また自宅療養者及び濃厚接触者の方で、家族や知人などから生活支援を受けることができない方に対して、県が行う食料支援が届くまでの間、最大3日間の食糧支援を町が行う実施計画を提出済みです。事業所単位での支援につきましては特に設けておりません。

次に、4点目についてですが、感染症の不安に対しまして、感染拡大傾向時の一般的な検査のために、県が「新型コロナウイルス感染症検査無料化事業」により、医療機関やまた薬局を対象に検査可能な施設が登録検査を実施しているところです。しかし、医療機関における検査キットの不足なども伝えられており、製造される検査キットについては医療機関に優先的に提供されていくものと思われます。したがって、町が独自に無料の検査体制を構築し運営していく考えはありません。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長これ、町長最後の命に関わることなもので、最後の御奉仕だと思っ御答弁またお願いします。

新型コロナについては、全国的に416万人、今日現在です。県のほうでは、7万2,278人。町としては、112人ということですね。このできれば、今現在46人についてが自宅療養だとか……

（何事か言う声あり）

○10番（内山慎一君） ちょっと後でまたそれは。何か46人というようなことがありましたけれども、できればこの年齢別の形のものがどうなっているのかというようなことをもう一度お聞きしたいことがあります。この内訳ですね。112人の内訳、46人の内訳をできれば教えていただきたいと思います。

それから、住民への3回目のワクチンについては、現在も高齢者の中では実施をしているということで、それも私どもも2、3日前にお願いしてやっておりましたけれども、65歳以下の方についてははっきり何月何日のことまで予約表が行っているのかどうか。それともう1点、今テレビなんかでも盛んにやっていますけれども、子供さんなんかの感染が多くなってきて、5歳から11歳の方には希望者に3月頃から実施するということですが、その辺のことについては町がどういうふうにしているのかどうか。それをまず教えてもらいたいことです。

それから、1点目の実際にクラスターというか西伊豆辺りでは昨日あたりも高齢者施設なんかでクラスターが起きたわけですが、うちの町のほうでも高齢者の施設だとか保育施設だとかそういうところに先行したワクチン接種を考えているのかどうか。もしそういうことが、今クラスターありませんけれども高齢者施設等にそういう接種を先行接種を考えているのかどうか。そこらの点についてお伺いします。

それで、使用するワクチンについてはファイザー製というようなことが中心になったことで分かりました。一部不安な、モデルナの関係が不安ありましたけれども、これもテレビで盛んに、逆にモデルナは効果があるというものですから、そういう点で住民の方もちゅうちょなくもしモデルナのことであっても接種を受けたらどうかということを言いたかったことです。

それから2点目の、小中学校の学校閉鎖については、これはもう学校と連携した格好の中で、もし発生した場合については当然多くの方が出てくれば閉鎖するということで、それを受取っておくようにいたします。

それから3点目の、感染者が実際にした場合に感染者の家族や事業者等へのフォローをどうするかということですが、これについては県の仕事であるということで、中心的には町ではありませんけれども、これは前回の全協でお聞きしたわけですが、そういう人たちが実際にこの町で今いらっしゃるのかどうか。それでやっているのかどうか。その辺のことについてをお聞きしたいと思っています。

それから4点目の関係ですが、これは実際にほかの市町村ではまだ発熱していると

かそういうことがなくて、不安があればP C Rの検査とか抗原検査を無料で行っているということですが、私どもの町ではまだそこまでいかない、発熱の外来をお医者さんのほうで受ければいいというようなことで考えていくということだと思います。そういう中で、これはほかに外部へ出かけるとか要するに海外へ行くとかそういうことがあった場合に無料であればいいなというような、そういう考え方の下で御質問したわけですが、これらは今のお医者さんの対応で発熱した場合に外来で保健所に電話してお医者さんのP C R検査をやればいいのかというようなことの考え方でよろしいのかなと、確認したいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 事務的なことは、後から担当から説明いたさせますが、このコロナワクチン接種、本当に町民の皆さんが協力的で順調に進んでおります。この辺は町民の皆様がこの場を借りて御礼を申し上げたいと思います。そして今回1月に入って感染者増えておりますが、クラスターが発生しないのが大変ありがたいと考えております。それに、このオミクロン株はもうほとんど私どもインフルエンザ的な考えじゃないかと考えております。ほとんどの方が自宅療養でございますもので、この辺につきましては町民の皆様がこの場を借りまして改めて、マスクは不織布、そして手洗い、そして3密を控えてほしい、これをお願いしたいと考えております。あとは事務的なことですもので、担当から説明いたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） それではまず感染者の年齢別という対象者ということでの御質問ですが、公表の仕方の中で高齢でない成人であるとか、表現の仕方がいろいろになっておりますので、私どものほうでは年齢別の階層に分けた感染者の方の統計をチェックはしておりませんので御了解願います。

それから、64歳以下の接種、今後の3回目の接種についてのスケジュール的なものでございますけれども、通知の発送についてはまず3段階に分けて発送させていただき予定で今進めております。1回目が2月9日に発送させていただいて、これが1,250件。それから2月16日、昨日ですが、ここの予定が1,200件。それから3回目が3月上旬になりますけれども、1,140件の通知を出す予定でおります。接種についても、そのたび都度都度スケジュール表をつけて発送をしていく予定でおります。

それから、5歳から11歳の方の小児の接種ということですが、いろいろ検討を重ねさせていただいて、3月19日と4月9日、これで第1回目のワクチン接種を行う予定で今準

備を進めているところです。当町には小児科医がないということで、まず小児科医の先生方を探すところから始めてということで、河津町のほうの小児科医の先生にお願いをしまして接種体制の構築をするという形、それで了解が取れましたのでその形で進めて行きたいと。ただ、ちょっと細かい話になりますけれども、ワクチンの到着、必要数が申出によって配られるわけではなくて国からの配分ということなものですから、現在のところまだ必要数がうちのほうに届くという確定がまだなされていない状況もあって、今後の全スケジュールについてはまだ不透明なところがあるんですけども、まず確実に届く部分のワクチンからスタートさせていくということでは、今言ったスケジュールで進めていく予定であります。

それから、クラスター、施設等の発生等のことを未然に防ぎながらということで、エッセンシャルワーカーの先行接種という部分かなというふうには思うんですけども、それも国のほうから後づけというような形でいろいろこの職種の方に打ってほしいとかということも来ているんですけども、当町集団接種で全てやっていくという内容で行っておりますので、高齢者の方に提供された枠を削ってまでそこをすることはできないものですから、別途今検討をしてエッセンシャルワーカーの方の接種についての接種していく内容を私のところに取りまとめている状況にあります。3月の中で、医療従事者についてはもう1月に終了していますので、2月以降今高齢者施設の接種は今月で完了する予定ではあります。それから、その後集団接種に入った時点で事務従事者であったりとか介護事業所そういった方、それから学校の先生そういった方の接種を進めて行く予定で組んでおります。

それから、検査の体制についてということですけども、不安解消のための一般的な検査、要は症状がなくても一般的に不安だよというような方の検査を、先ほど町長の答弁もありましたけれども、静岡県が中心になって事業化してやっているということですので当町では行わないということで、あくまでそういう内容でございます。

ワクチンパッケージと言いまして、ワクチンが打てない方、そういう方の検査についてと先ほど言った不安解消のための検査、これを抱き合わせた形の中で静岡県が執り行っておりまして、当町の中では実施期間はないんですけども、近隣ですと河津のウエルシアさんとかそれから今井浜病院さん、そういったところで検査が受けられるような状況があります。ただ、検査キットが非常に不足しているということで、県が備蓄しているものを放出しながらやっているという状況ではありますけれども、他県の状況も見まして開設されている検査場が閉鎖という部分もかなりあったりしているものですから、そういう部分考えますとなかなか検査状況については難しい部分もあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） スケジュールについてはもう実際3段階で65歳以上が2月9日から始まってやっていただくということで了解いたします。

それから5歳以下の方についても3月19日と4月9日の入用でということで、これも国の様子を見て早まることができればということを行っていますから了解をいたしました。

それから、2番目については学校の関係は先ほど聞いたとおりですから結構です。

あと、感染者の家族のフォローについても十分、前回のときも町のほうでも県が対応できないときには町の健康づくり課がやっていらっしゃるということをお聞きしておりますから、十分安心ができると思います。ぜひよろしくお願いします。

年齢構成等については、私どももスマホで見る限りもう高齢者の方で、あるいは成人出ない方とかそういう形でありますから今の答弁でやむを得ないと思いますけれども、一応国なんか公表している形があるもので、できればと思いましたけれども、かなりお年寄りの方がなんていうことがあるもので、そこらはうちの町は早期に対応していただいているからよろしいかと思います。一応ワクチンの関係についてはこれで質問をおしまいいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） すみません。1点答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

自宅療養者の支援ということで、その実績についてですけれども、今現在食糧支援を3人の方に実施しております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、コロナ禍での経済対策についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 第2問については、コロナ禍での経済対策について。

これは実際に生活の関係があるもので、先ほども申し上げたように、町長最後の御奉仕のつもりで自分の中でできないことは次の町長に引継ぎをぜひお願いしたいものですから、よろしく申し上げます。

コロナ禍の経済対策についてお伺いいたします。

まず第1点目は、新型コロナウイルス感染症による各業界の影響調査を行い、町当局に報告してあるが、当面の経済対策及び今後の対策は。

2点目については、国や県から新型コロナウイルス感染症に伴う支援が薄い農業者や漁業者において、重油価格の高騰でハウス農家や漁船の経営がさらに圧迫されているが、独自の支援をする考え方があるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第2問、コロナ禍での経済対策については2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、当面の経済対策として令和3年度予算で執行中の新型コロナウイルス感染症対策事業、緊急誘客対策観光協会補助金による各種事業や、クーポン券発行事業など観光需要の取組を図るとともに、訪れた方々に地元での消費を促すための施策を実施しております。また、事業継続の観点から、町内の事業者また企業をサポートするため、事業継続化応援金の受付を町の商工会が窓口となり実施している状況であります。

今後の対応につきましては、私自身この3月をもって任期満了により退任することから、新たに就任される町長に委ねたいと考えております。

次に2点目についてですが、既に国策として農業、漁業とも燃油価格が一定基準を超えて上昇した場合にセーフティーネット構築事業が行われている状況から、町独自での支援は考えておりません。

まず農業者については、施設園芸用燃油価格差補填金に係る制度が運用されており、静岡県農業再生協議会施設園芸燃油価格高騰対策業務規程に基づき、農協が間に入り希望する農家と契約を結び価格差の一部を国が補填する事業を行っております。

漁業者についても農業者と同様に、静岡県の漁業経営安定化推進協議会の下、漁協及び県の漁連が間に入りまして漁業経営セーフティーネット構築事業が行われております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） まず1点の各業界のほうに調査をして町のほうにも提出をしてあって、実際に町の皆さんの困窮が、事業者の困窮がお分かりと思います。その中でやはり2番目の前にやはり原油が上がったり、価格が上がったり、あるいは円高の影響で生活の必需品

だとかそういうものがどんどん値上がりしているような状況であります。そういう中で買物をするお客さん、住民の方、それから小売店の方もなかなか大変な形のものがあります。それからやはり旅館業、飲食店についてはそれなりのまん延防止等の中で支援金だとかがかなりついているものがありますから、まず一番恐れなければいけないのは旅館業といいますか、そういう中で町としても従来持続化給付金の20万円等お配りした形のものがあったり、それからそれに携わらない皆さんについて応援金が支給されましたけれども、実際入湯税の入湯客を見ますと、おとしが74万人、それから昨年度が41万人、今年が今の状態の中で31万人、40万人なるかどうかということの中で、相当厳しい経営をなさっている形のものが旅館業にあります。特に旅館業等宿泊の産業、あるいは観光の施設を救うために町のほうでもいろいろクーポンの発行だとか、それから賀茂郡、あるいはこの当町の旅館に対するクーポンを発行して、いろいろその成果が出ている部分もあります。その中で、私は今後ちょっと賀茂地区のほうについてはあまり需要がなかったということですが、旅館に対する地元の、町内の皆さんが地元の旅館に行く頻度が相当高くて、かなり好評で早く終わってしまったような具合です。そういうものについてまた考えていくことができるのかどうか、特にこれは今こんなコロナの関係で新しい観光の形としてマイクロツーリズム、近場の観光施設だとか旅館にお泊りになったり、あちこち見る形の中でこのマイクロツーリズムについては、地域内の観光により人の移動を抑制して感染リスクを下げるとか、あるいは地元の魅力の再発見、あるいは地域経済への貢献というようなことの3つのポイントがあると言っています。そういう中で本当に私どもの町でも、補助金を出して宿泊の施設だとかあるいは旅館のほうにクーポンをやったわけですが、ぜひこれについてはやっていただくことができるのかどうか。その辺のことを伺いたいと思います。それから、商品券の事業についても同じように随分効果があったと思うんです。そういう中のことをまた助力できないのかなというようなことの関係です。

それからあとは、実際に持続化給付金についての対象者がかなりあったんですけれども、実際には対象にならない方がありましてまだ1,900万ぐらいの金が余って、実際に来年度にさらに使えるようなことがさっきお話がありました。同じように商品券も400万円、それから応援金、町が独自に出している5万円のものについても420件が240件ということで、まだお金が約1,000万、その程度予算を消化できなかったというようなことがあります。そういうものを十分旅館を含めたところに効果があるような形で今の旅館に対するクーポンの関係、それから商品券の事業等に十分お使いになっていただくことと、もう一度支援金というかそ

ういうものが出せることができればなということの、これはできれば苦境に入っている皆さんに支援をお願いしたいということです。

それから2点目の、これは農家だとか漁業者については国の支援が薄いということで先ほど県の支援のことをちょっと町長がお話しましたが、実際には個人のところにはほとんど支援がないような状況なんです。重油の高騰だけでなく、農家の場合なんかは資材だとかそういうものが上がって、実際にハウスを建てるのが従前は例えば100のものが200になるとか、そこまで値上がりするようなことがあります。そういう点で町のほうで農家だとか漁業者に対して重油だとかそういうものの高騰で圧迫されている経営を補う支援を独自にさせていただくことができるのかどうか。改めてもう一度お聞きしたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 臨時交付金の使い方でございますけれども、これはもう全て新町長にどのようにやるか委託した。と申しますのも、自分の任期はもう2月、3月、2か月ない中で、あともう結論出してまた国県に報告しなければならない、とてもできませんもので、そして新町長もまちづくりの中でいろいろ考えていると思いますので、この臨時交付金につきましては全て繰り越した中で新町長にその使い勝手はお任せしたい、委ねたいと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。それは新町長もいろいろ考えていることと思いますので、いろいろまた皆さん方に提案した中でどの方向が一番いいかということはまた審議していただければ大変ありがたいと思います。

さらにこの漁業者、一次産業に対する町独自の支援、これは壇上で言ったように町は今独自の支援は考えておりません。確かに内山議員がセーフティーネットでやっておりますもので、それに対して町が、これは私の考えでございます。また新町長がそれをやるべきだと言えどもそれは委ねますけれども、私自身としては農業者、漁業者燃油の高騰による圧迫、これに対しては考えておりませんもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

内山議員すみません。質問内容少々長いようですので、簡明に答えやすいようにちょっと工夫をいただけるとありがたいです。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今1番の関係については新しい町長に委ねるということで、私もそのところ先ほど言ったように今の町長のところではなくて、いずれにしても行政の継続性

があるもので、先ほど申し上げた基金の１億だとかあるいは国からの事業の創生の交付金がありますから、それを活用した中で先ほど言ったメニューを旅館に対するものとかクーポンだとかあるいは商品券とか、そういうことを含めて申し送りをしていただきたいということと考えていただければ結構です。

それとあと２番目の農漁業者についても、町長はつきり農業者、漁業者についての独自の支援ということはちょっと考えないということも、これもできれば新しい町長に考え方を、こんな考え方が議会のほうでも出ているよということをお話になっていただいてやってもらうことと、それから多分まだ町の独自で５万円出している応援金の関係で今継続しているわけですけども、そこらの関係のものが多分農業者だとか漁業者が知らないで、まだ申請をしていないところがあるんじゃないかなというような考え方もちょっとあるもので、そこら辺の点も含めて十分周知していただけるような格好にしてやってください。よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） ただいま御質問がありました応援金の関係でございますが、期間をただいま延長して申請の受付をしております。そして、再度農業者、漁業者にダイレクトに通知を出したり、あと、ちょうど申告時期でありますのでこの申告をうまく利用して申請の受付を進めるという形で対応しております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） １０番、内山議員。

（１０番 内山慎一君登壇）

○１０番（内山慎一君） 今観光課長からもお話があったように延長しているもので、漁業者、農業者の皆さん特に、ほかの小売店の方もまだ対象になりますから、申請していないところはぜひお願いしたいということで、あとのもろもろのことについては新町長に委ねることを町長のほうに行政の継続性ということで申し送りをぜひお願いして、質問を終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、内山議員の一般質問を終結します。

この際、午後１時まで休憩といたします。

休憩 午前１１時５１分

再開 午後 １時００分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第1問、町長の政治姿勢について伺います。

過去に質問し回答を得た問題について、その後の取組について伺いたいと思います。

- 1、水道ビジョンに基づく水道整備工事の再点検・事業チェックはどうなっているのでしょうか。
- 2、災害時のサイレンの活用については、どのようになっていますでしょうか。
- 3、総合計画の検証については、どのようになっていますか。
- 4、駆除した有害鳥獣の処分についてエコクリーンセンター等の活用等について、どのような状況になっているか。お聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第1問、町長の政治姿勢については4点からの御質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、本年度、新規井戸の整備に着手し、来年度竣工の予定で事業を進めているところであります。その中で、既存の3号井戸と新規の4号、5号井戸をフルに有効活用し、白田浄水場からの動力費削減や将来的には新白田浄水場のダウンサイジング、適切な施設能力の検討につなげるため、計画の細部を見直しながら慎重に進めているところであります。

この新規井戸整備事業と新白田浄水場更新事業は、水道事業にとって大規模な主要事業でありますので、ダウンサイジングなど、コスト削減を図り過剰な投資を極力抑えることで、将来負担の抑制につなげたいと考えて事業に取り組んでおります。

なお、このように慎重に事業を進めているところから、事業の進捗に想定以上の日数を要しており、本年度予算に計上しております水道事業変更認可申請や新白田浄水場基本設計を繰越しとする可能性が高くなっておりますので、併せてお知らせをさせていただきます。

次に、2点目についてですが、災害時のサイレンを有効かつ効果的に鳴るよう活用することが住民に対し緊急性や危機感を知らしめることができるものと考えており、住民の避難が必要な避難指示などの事案が発生した場合等に活用しております。

次に、3点目についてですが、総合計画については、昨年の6月定例会の際に、第5次総合計画の達成状況について、各課、局において簡潔に評価する予定であると答弁しました。現段階での各課、局への照会に対する取りまとめた結果につきましては、広域消防へ移管した業務を除いた283施策のうち完了したものが20、着手し継続中のものが212、未着手のものが45となっております。未着手の理由といたしましては、財源不足が13、職員不足が8、社会状況の変化によるものが14、その他が10となっております。

また、283の施策のうち199については、次期計画でも継続して実施したいとの回答があり、内容を修正して継続したいと回答があった30施策と合わせると、現計画のうち、およそ81%は各課、局におきまして、何らかの形で次期計画にも反映させたいとの意思が示されました。

来年度はこの集計を基に、各課、局と調整を図り、第6次総合計画の策定作業を進める予定となっております。

次に、4点目についてですが、畜産農業以外で発生した鹿やイノシシなどの大型野生動物の死体は、原則として一般廃棄物となりますが、令和2年12月議会で山田議員も触れられたとおり、エコクリーンセンターの焼却炉に捕獲個体をそのまま投入すると、詰まりの原因となるばかりではなく、燃え残りの発生、脂肪分の滴下、燃焼による焼却装置へのタール分の付着やまた小爆発などのおそれがあり、また、感染症対策の観点からも受け入れできないとの回答を得ております。一部事務組合として広域で運営する施設でもあり、炉の延命化やまた経費負担の観点からも同施設を活用することは困難であると考えております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、ここへ資料のほうをあれしたんですけれども、実はこれ週刊朝日から取ったんですけれども、いや私はうちの町も入っているのではないかと、実は心配で買いに行って確認したら、うちの町は入っていなかったと。ただ、ここの中でお話されていることは、今後20年間ぐらいで人口が減少していく中で、水道施設を維持するという

ことを、水道協会のデータを基に監査法人等が出したシミュレーションですから、これ100%そうだとはいえませんが、しかし、人口減少の中でやるということは、こういうことが起き得るということの問題としてはやっぱり認識する必要があると思うんです。

町長、その上で、私は今町長のほうからの壇上のお話聞いていると、ダウンサイジングということは、今ある浄水場が、この水道ビジョンによってダウンサイジングされていくということだけのような、私は聞いていて気がしました。

私、今回ここで指摘したいことは2つの要件があるわけです。

1つは、この人口の問題。この資料でも人口が40%、50%減少するということは、もうもれなく、半分は40%、50%なんです。うちの町も、これとちょっと100%同じではないけれども、2020年と2040年比で見ると、人口は約44%減少するというのが、いわゆる社会保障人口問題研究所の推計シミュレーションですから。うちの町も40%減少するという事実、あともう一つの問題は、既に水道もそうらしいですけれども、資機材が高騰している。また、労働力不足の関係で、やっぱり人件費が高騰すると。

昨年の12月21日に、国交省と総務省は、2021年度の補正予算の成立を踏まえて、公共工事の円滑な施工確保を求める通知を全国の地方自治体と業界団体に送付したということで、いわゆる経費や何かの簿価等々、価格も見直されて高騰していくと。国がこういう通知まで出しているという状況です。なので、私は単なる今ある浄水場が水道ビジョンにある形で小さくなるというのは、これは今もう既成の事実としてはそうだけれども、この人口減少とこれから先もっとあるかもしれない建設コストの高騰という問題を考えたら、もう一段と今予定しているものも本当に必要かどうか。その整備の中身、また、使う資材や何かも再チェックしてコストの軽減というものを図らないと、これは町長、後からコストの削減ができないわけですよ。人件費の削減にしても、工事コストとやっぱり設計をして着工をするその段階でのコストの抑制というものを図らなかったら、価格のいわゆる水道料金の大幅な値上げにつながってくると。こういう点で、ですから、一般的に今の水道ビジョンに移行することで浄水場が小さくなるという問題だけではなくて、工事内容についても、今予定されているものを含めて、全部やっぱりチェックし直すということが必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、この新町長に申し訳ないなと思ったのと、コロナ禍でやっぱり水道料金、これ今現状大変厳しい水道事業会計、その中で当然私の任期中に水道料金の見直

しはしてやらなくて悪かったのかなとは考えております。これは本当に新町長には大変申し訳ないと考えております。

そういう中で、今山田議員が言ったように、これだけ人口減になった。水道ビジョンのときは、それまでなかったもので、山田議員が言ったように、これは再度チェックした中で、本当に資機材が高騰してどんどん上がっていくと考えておりますもので、そういうのはできるだけそれを抑えた中で、水道料金にそれを反映していきたいと考えております。そういうようなことも考えていきたい。その点、私、水道課長に答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいまの山田議員の御質問のちょっと説明をさせていただきます。

町長の答弁にも説明がございましたけれども、今、ダウンサイジング等ちょっと見直しをしているというまず内容なんです、まず、今整備をしております新規井戸の整備におきまして、これまで3号井戸、既存の井戸なんですけれども、こちら5次拡張以降ずっとバックアップという一応考えで現在に至っております。

それで、水道ビジョン等の計画におきまして、一応バックアップという位置づけで進んできましたけれども、実際まだこう余剰水量がかなり見込めるということで、これを最大限に有効活用したいというところで、今そこを見直しをしております。

それが現実的になった場合には、次に控えております白田浄水場の今度は施設の規模といえますか、能力のまた見直しもできるのではないかとということで、一応そこを今取り組んでおります。これも町長の説明にありましたけれども、そのあたりの一応今検討中というところで計画が若干遅れる可能性もございますので、そのあたりはまた御理解をお願いしたいと思います。

今後につきましても、町内に各配水池等多数ございますので、それらの更新のときにも、また細かく見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 当然水道ですから、水量の見直しがされることは一番いいことだと思いますけれども、今回やっぱり全面的に水道設備というものを見直していく部分があるわ

けですよ。その部分では、やっぱりこの建設コストというものから避けられないわけですから、整備コストというのが。単純に水道課で企業債を発行して企業債で事業をやっていくとしたときに、例えば1億円という金額を考えてみても、やっぱり金利3%で考えて15年の返済とかいろいろやったって、変な話が世帯で考えたらやっぱりそれは毎月1世帯100円とか150円の値上げというようなことになるわけですよ。だから、そこの今やっていることであつてもそうなんだけれども、そういう建設コストも含めて、やっぱりもう一回見直し、町長言われるように、今回町長、確かに水道料金の値上げ見直しできなかったという部分はこの状況ですから。それはしょうがないんですけれども、ただ、今後やると、次の町長がお願いする上でも、今までの単なる設備のダウンサイジング化だけではなくて、もう一回この建設コストなんかを含めた見直しというのを、だから私は前回の質問したときもそうなんだけれども、設計士もいるし、業者もいるんだけれども、だから総務省関係だとか、ちゃんとやっぱりこの公営企業について、しっかりと見識のある方に見直しもして、町が努力すべきことは全部やったという形で次へ進まなかったら、町民のやっぱり理解も進まないと思うんです。もしかしたら、やり残しがあったのに、もっと下げられる努力をしたのかよと。これでは町民納得できませんから。これだけ今、人口減少と資材の高騰とまた人件費の高騰ということで、同じシステムでやろうとしても、5億でできたものが6億、7億かかるかもしれない。そうしたら、やっぱり根本の設計自体をもう1回、チェックするということをぜひやらないと、町民にはやっぱりこれからの値上げは、どなたがなっても町民に理解を求める対応はできないのではないですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 前回ですね、山田議員から提案された国県の一応調べたんですよ。調べた中で一応断念した。何か原因があったのかな。もちろんそれは再度チェックします。またそれなので、本当今水道のなお削減していこうと。それやっぱり建設コストね、これも大変本当影響してきます。1億本当に山田議員が言ったように大変大きいですから。その企業債もできるだけ少なく借りるようなこれは再度見直す。当然そのような方法を、また、新町長に会ったらその辺のことはまたお願いするし、当然水道課ともすり合わせもありますもので、水道課はまたその方法で、また新町長にはアドバイスすると思いますので、その辺は御理解願いたいと思います。山田議員の言ったことはもう当然でございますから。当然その辺はやらなければならないので、やっぱり一番本当に私申し訳なかったのは、本当この水道料金の見直しが私の代でやっておけば、本当は新町長は楽だと考えておりましたけれども、そ

の辺私は申し訳なかった。そういう中で、山田議員が提案したことは、また新町長に私からも会えなかったらもう水道課から引き継ぐときは、はっきりと言わせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、何回も値上げしなくてと申し訳ないみたいな部分で言うけれども、町民は値上げされないほうが本当は町民はよかったと思っているんですよ。水道会計上はそういうものはあるかもしれないけれども、町民はとんでもない、こんな状況で上げられたらかなわねえというふうに考えていますから。そこは町民も聞いていますから。上げなかったから町長が悪いという面だけではなくて、町民からすると、こんな時期に上げられたら困るという面もありますから。

ただ、町長、偶然ということもあるんですが、私、町長に前、御提案した総務省関係の方の話で言えば、現在南伊豆では、いわゆる漁村集落排水事業だとか河川の集落排水、いわゆる公共下水道事業関係で、この方が県の何かアドバイザーか何かになっているということで活用もしたりして、やっぱり事業の見直しをやっています。だから、そんなことであれば、ぜひとも活用すべきでやっぱり事業を見直すというのだって、ダウンサイジングという言葉があるけれども、今あるものを、では誰が一体見直すのかと。言葉でダウンサイジングだとか見直しをしなければいけないとか言っても、もうそういう時代ではなくて、事業に着手しかかっているわけだから。誰かに見直しを具体的にお願いするというのが具体的にならなければ、ただ、町長もう任期がないからではなくて、言葉でダウンサイジングしていきますという方向性だけ言っているだけでは駄目ですよ、もう。事業として、もう着手しつつある事業のやっぱり建設コストが問題になっているんだから、これを具体的にどうするのかということ、はっきりやっぱり水道課であれ町長が示さなかったら、ぐちゃぐちゃしていたら、どんどん建設コスト値上げ等々で水道料金というのを高い方向にそのまま移行するのではないですか。だから、今できる努力を今すべきですよ。だから具体的に誰にどうお願いしようかということ、やっぱりもっと具体化しないと、今いけない段階ではないですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 私、料金の値上げ、いずれやらなければならないことだから。ある程度道筋をつけて、やります。忘れたときにやるのではなくて、もうこの水道料金の見直しは

数年ある程度かかりますもので、ある程度町民の方、市議会の方をお願いした中でやっていただきたい。すぐに値上げ、それは上げればこういう状況だからまだ見直したほうがいいよ、いろんな意見が出るとは思いますけれども、その水道事業の逼迫さ、水道事業会計の逼迫さ、これはやっぱり町民が知らなければやっぱり困りますし、いろんな面で水に対する切実さを考えてもらいたいと思って、そういったわけでございますのでその辺は理解願いたいと思います。さらに南伊豆、県から来ている。当然我々も山田議員から提案されたときに、すぐ調べました。その方向で動こうとしました。しかし、ちょっと原因がちょっと定かでないもんで、そのとき断念したような記憶があります。しかし、今山田議員が言っていることは、当然これからの人口減少を考えた中で、当然建設コストを含めた中で、これはやらなければならない。次の人というか既にもう現場も考えておりますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、それだけ答弁されたので、ぜひ町民の理解を得るためにも水道の問題についてはしっかりとした今の見直しも、さらに見直しすべきことが本当になくなるまでちゃんとやっていかないと町民の理解も得られませんので、ぜひそこをお願いをしていきたいと思います。

2つ目の問題なんですけれども、町長、災害時のサイレン活用の問題について移りたいと思うんですが、一定の有効性はあれなんですけれども、具体的に活用するという部分についてはどういうイメージなのか。ちょっとその辺をもう少し具体的にお聞かせいただけませんか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 私の基本的な考えは、やっぱり基本的には情報を配信するとか、あとコスモキャスト、やっぱりその辺は町民には啓蒙した中でやっていきたい。しかしいざ本当に緊急性の場合はやっぱりサイレン、これは非常に重要と考えております。サイレンが鳴ったら町民の意識も変わってきますもんで、やっぱり基本的には本当に壇上で言ったように避難指示のときはもう一回鳴らした。何回も経験もありますもので、自分としては、本当サイレンに関しましては、本当に町民の命の危ないとき、やっぱりそういうときはサイレンは鳴らすべきではないかと考えております。また、防災課長は防災課長で、またいろんな面で考

えておると思います。ちょっと防災課長からも答弁させます。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、サイレンの活用については、以前にも山田議員からありまして、去年の中では避難指示等を出したときにサイレンを鳴らすということも1回やっておりますし、基本的には本当に住民の命に関わる状況の中でやるというのが一番効果的かなと思っています。今回、津波注意報が出たんですが、あれについては、高さもうちのほうの護岸からすると特に問題がないということでサイレンは鳴らしませんでしたし、津波に関しては、基本的には大津波警報が出たときになるのかなというふうには思っています。ですから、そういうそれぞれの災害の状況に応じて対応はしていきたいというふうには考えています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 基本的な考えは、それでいいんだと思うんですけども、問題はやっぱりサイレンが鳴るときは本当にその町長が言われるように身の危険があるんだぞということのこの鳴っている意味が、やっぱり町民全体が共有できていないといけないわけで、役場の中のシステム運用としてはそうなんだと思うんですけども、やっぱりそこが町民と共有されて、いや日頃のときのものの避難指示のレベル1だ、レベル2だとかというような事態ではないんだと。これはこのサイレンが鳴っているから、本当にこれは自分の命を守るために動かなければまずいなということの合図としてのやっぱり共通認識をするという点は、まだちょっと十分ではないような気がしますので、その辺の取組を今後しっかりと位置づけていただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、今山田議員言ったように、町民への浸透さ、これ確かに山田議員が指摘するように、ちょっと少ないなと考えておりますので、これはやっぱりサイレンが鳴ったら本当に身の危険があるんだということを認識するような方向で、これは町民の方たちにいろんな面でこれは啓蒙していきたい。そう考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、次に3点目なんですけれども、検証の問題なんですけれども、

職員手作り等々での検証というような話も出ているわけなんですけれども、やっぱり私は検証したもの、または町長言われているように継続もあるのか、見直しがあるのかいろんなパターンがそれぞれの事業についてあると思うんですが、それらの総体を前も町長にもお願いしたんですけれども、ぜひ議会にもお知らせいただきたいと。やっぱり議会でも町のこれからの方向性、一番人口も減少していく中でのまちづくりという中で、また財源も厳しいということもお互いある中で、どういう形で知恵を出していくのか。どういうふう to これからの10年先を考える。10年先を考えた中で、来年、再来年は、では、その辺どう動こうかということがあるわけですから。議員もそういうことのやっぱりまちづくりの情報を共有するという点でも検証したもののまとまったものがあれば、ぜひ議員にも提供していただきたいと思う。そのところはいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） この283施策のいろんな分類があります。これに対しまして、議会に提出、何ら問題ありませんので、それは提出していきたいと考えております。そういう中で、また議会でやった中で、町もどんどん一緒になってよりよい総合計画をつくることは大前提ですが、その中で本当職員の方は本当財政で厳しい中で職員が手作りでやる。これは大変もう町としてもありがたいことですから。それによって、よりよい6次総合計画ができることを期待しておりますもので、また議会の方からもまた知恵を貸していただきたいと思います。以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） では、ぜひよろしくお願いします。

次に移って4点目なんです、この有害鳥獣の駆除の後の問題で、エコセンターの問題は確かに町長言われるとおりで、なかなかエコセンターのほうに聞いても今言われたような問題があるというふうなことでした。

やっぱりそういうことで、ただ町長、県が昨年末に狩猟免許の取得者を対象にしたアンケート調査をやりました、県農林事務所森林整備課が。コロナ禍で、今やっぱり問題になっているというのは、免許を取ったんだけど、使われていないと。何で使われていないのかというところのその問題のことが出てくるんですけれども、やっぱり例えば農協だとか関係団体の職員だと部署が変わったから、もう使わないとか、いうものがある一方で、やっぱり電柵を置いたから、もうわなの免許は使わないとかというのがかなり大きいんです。ただ、

やっぱり行わない理由として、もう一つ、捕獲に自信がないとか、捕獲というか、わなをかけるのに保険だとか猟友会の会費だとかというのは非常に金がかかるという問題とか、あと、もう一つの問題は、止め刺し、幾らわなでシカやイノシシをやっても、やっぱりその止め刺しという部分では、なかなか設置した人ができないと。こういう課題もあって、そうすると、結局鉄砲を持つ狩猟者というものが減少もしているし、山でなくて畑で里山でこのシカやイノシシが増えてくるから、町としても狩猟、わなの免許等の資格、免許を取るための応援もしてきた。ただ、ここまで来たけれども、この段階でこういう費用の問題だとか経験不足の問題だとか、止め刺しというまた技術的な問題もやっぱり出てきていると思うんです。この辺を解決しないと、その先この駆除というものはかどっていかないと思うんですけれども、これらについては、町長どんなですか。このデータは何か農林事務所のほうが担当課長会議か何かで配ったということで私ももらえたんですけれども。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） その資料はちょっと手元にないものですから。担当課で止めておる。すみません。せっかくそういう中で、やっぱり今山田議員が言ったような問題点があると。これは基本的にはもう国県の今度規制緩和して自分たちが一番に考えているんですよ。そしてまた猟友会に対するいろんなことも聞いております。そういうこともどんどん解決していかなければ本当鉄砲とか、わなを持つ人はどんどんせっかく取ってもなかなか駆除に生かせないということがありますもので、ただ、やっぱりそれである程度、町が助成することによって、それが解決できるものであれば、それは今後検討してもいいのではないかとということでは自分では考えておる。せっかく取った中で、やっぱり駆除が、本当に多く出てきますもので、それは多少考えてもいいのではないかと私も考えています。これもまた新町長には一応そういうことを会って大変重要な課題、問題でありますよということは言っていきたいと考えています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） すみません。資料はもうあるものだとばかり思ったんですけれども、また資料はあれしますし、ぜひこれもう鉄砲で解決できない。里山にシカやイノシシが出るという部分では、やっぱり銃器は使えないということの中で、この部分で対応せざるを得ないということになると、やっぱり当然町長言われたように、県や市町でやっぱり連携できる部分としっかりこの課題を解決していってもらいたいと思うので、それはお願いをして2問

目に行きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、ふるさと納税についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2点目に、ふるさと納税について伺いたいと思います。

ふるさと納税について、全国的にも返礼品の目当ての寄附から自治体の課題解決に寄附するというのが主流になりつつあるとの指摘も受けております。そこで以下の点について伺いたいと思います。

まず1点目に、細野高原の維持管理に支出した金額というのは幾らぐらいになるのかと。

2点目に、細野高原の環境保全や整備を目的としたふるさと納税の項目を設定するということについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、ふるさと納税については2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、細野高原は、稲取の4自治会の所有地ではありますが、町にとって大変重要な観光資源であることから、細野高原の維持管理に対しましては支援してまいりました。

御質問の細野高原の維持管理に支出した金額はについて、対象となる年度が明示されておきませんので、平成28年度から令和2年度までの5か年でお答えいたします。5か年の総額は、稲取高原維持管理事業補助金などで1,278万4,000円となっております。

次に、2点目についてですが、細野高原の環境保全、整備を目的としたふるさと納税につきましては、ふるさと納税の返礼品目的ではなく、地域を応援するプロジェクトに共感していただいた方から寄附金を集めますガバメントクラウドファンディングという制度によるものとなります。

ガバメントクラウドファンディングは、以下、G C Fと言わせていただきます。

このG C Fは、明確な目的を持ったそれぞれのプロジェクトが、人々の共感を得て多くの寄附金を集めている状況から、ふるさと納税において大変有効な手段であります。

G C Fは、2013年9月にふるさと納税サービスのふるさとチョイスを運営する株式会社ト

ラストバンクで提供が開始されて以来、2022年には10年目を迎えます。

御質問の中で、自治体の問題解決に寄付することが主流となりつつあるとありますように、2020年には総プロジェクト数が1,000件を超えております。

また、新型コロナウイルス感染症が、流行を始めた2020年からはコロナ対策応援プロジェクトが数多く提案されており、その中の医療機関支援プロジェクトは、カテゴリ別の健康・福祉分野となり、カテゴリ別のランキング1位となっております。

このような状況でありますので、使い道への共感を得るためには、細野高原の魅力のある利活用をお示しすることが大変重要であります。現在、検討されております細野高原を考える会や東伊豆町観光協会における細野高原年間利用委員会の協議結果などによる利活用内容を踏まえまして、このGCFを検討する必要があると考えております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、当初令和4年度の当初予算の説明の中でも、細野高原の部分の維持管理費、単年度で見れば225万ですかね。200万ぐらい、これはふるさと納税の部分を充てているというようなことのようにです。構成的にはね。ただ、細野高原の今の山焼きや何かを維持するという部分やありがたい部分もあるんですけども、例えば伊豆山神社なんかは細野のやっぱり萩なんかを大量に毎年持っていつているわけです。だから萩というのもなくなくなってきたし、今、自然ウォーキングのそこの皆さんがやっぱりミシマサンショウや何かということで、そこに今あったものを復活保全するというような取組もしています。

あと、一番の問題は、そこに至る道路の整備という問題なんかもあるんですけども、今日資料で添付したのは、これ白馬の問題なんですけれども、僕も白馬にその氷河があるということは知らなかったんですけども、でも白馬もその単なる雪の白馬だけではなくて、この氷河というものを維持していくというため、また活用していくためにも、こういうクラウドファンディングを使っていくというのをやっぱりやっていくわけですね。返礼品の対応なんかもなかなか参考になるなというふうに私は思っているんです。

私、ただ一番そこで町長、うちの町でもこの「モノからコト」という町の課題という関係で見ても、細野高原の問題については、町長言われたように、観光的にもこの可能性を秘めて、また活用もしたいという部分で考えてみても、観光の皆さんやまたスキのイベント等々でまた来ている。細野高原の愛好者の方々にも、これは呼びかけられる問題だと思うんです。だから、町がそういう項目を設けることで、愛好家や観光客の皆さんにも、またこれ

を細野高原を本当に活用したいというふうに思っている観光関係者の皆さんも、お客さんにこの町にこういうものがあって、これを整備するためにこういうものをやっていますよと。こういうことも含めて、町だけでふるさと納税に取り組むというよりも、町も観光関係の皆さんも一緒になって、この町をつくっていく。細野高原の整備をしていくというそういう課題に取り組むということが私はできるのではないのかなと。そういう意味で、この細野高原の設定をしたふるさと納税というものをぜひ考えて、また対応していただきたいなというふうに思っています。

まさにうちの町で言えば、「コト」ではなくてまさに「モノ」、東伊豆町のこの大きな課題を観光関係者を含め、みんなで解決するための仲間にぜひ入ってくださいと。こういうことだと思うので、いろいろ町長言われるように、課題もあると思うんですが、ぜひそういうものを御検討を今後も続けていただくようお願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 細野高原の保全、これは本当に山田議員言ったように、これ真剣に考えなければならないと。また、そこで細野高原にいろいろ関心のある方、それによって先ほど壇上で言ったように、細野高原を考える会、または観光協会で委員会立ち上げておりますもので、それらと連携してやっていきたいと考えております。

そういう中で、やっぱり今回、昨年の10月草原サミットやったら、やっぱりススキというのが見直されているんです。細野高原のススキは丈が短いし、細いから活用できると。専門家が来まして、これは十分活用できるという中で、11月に刈ったそういうケースもありますもんで、総合的に考えた中で、この細野高原は保全して、また大変重要なところであると私は考えておりますもので、それに対する保全、これからお金がかかってくると思いますもので、いろんな面で山田議員が言ったようなことで、これは全体的に取り組まなければならない。そう考えておりますので、その辺、御理解願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、事務的に1つ確認したいんですけれども、単年度令和3年度で見ても細野高原の維持管理というのは225万だというふうに思うんですけれども、200万の部分で言う財産区の部分は当然の部分なんですけれども、25万の部分のところは、山焼き等の対象面積が減ったわけで、そこからは外れてくる部分だと思うので、この25万は支出はしていないですね。そこ、ちょっと確認をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 今まで経過が大変いいということでお願いしたところを大変危険だということをやめてきた中で、その予算は減額してありますもので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○14番（山田直志君） 議長、2問目はいいです。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、道路の老朽化についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第3問、道路の老朽化について伺います。

道路路面のひび割れやガードレールのさびなど、道路の劣化が進んでいるように思います。

そこで、以下の点について伺います。

1点目に、町の町道、林道及び農道の総延長はそれぞれ何キロメートルぐらいあるのか。

そのうち、劣化状況の町道、林道及び農道というのはどの程度あるのか。

2点目に、町長の任期中といたしますか、この16年間で舗装や改良が行われた町道、林道及び農道というのはどの程度あるのか。そういう全体を踏まえた中で、今後の道路の劣化に対する修繕や改修については、計画等をどのようにお考えかお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第3問、道路の老朽化については3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、当町の町道は323路線、総延長は約185キロメートル、林道は5路線、約11キロメートル、農道は22路線、約10キロメートルを管理しております。

劣化状況ですが、町道につきましては、平成26年度に主要町道26.8キロメートルについて路面性状調査を行い、補修が必要と判断された箇所は5路線、約2.6キロメートルとなっております。

また、農道及び林道につきましては、調査は行っておりませんが、職員のパトロールでは、崩土や陥没は確認できても、劣化の状況については判断が非常に難しいため、町道と同様な調査について、必要性を考慮した中で、今後検討すべきと考えております。

次に2点目についてですが、私が町長に就任して以降の道路改良等につきましては、町単

独での事業は財政的に大変厳しく国の社会資本整備総合交付金を活用した町道入谷天城1号線拡幅改良工事及び湯ノ沢草崎線法面对策工事等の整備を行ってまいりました。

また、町道の舗装関連では、稲取停車場線ほか7路線、約3.3キロメートルについて改良いたしました。昨今は橋梁の補修事業を優先的に予算配分してきたところでありますので、御理解を願います。

なお、農道及び林道につきましては、災害等で被災した箇所原形復旧に努めており、舗装改良につきましては着手していない現状であります。

次に、3点目についてですが、町道の道路維持費に関しましては、近隣市町との比較及び議会からの御指摘を受け、令和4年度の当初予算において増額したところでございますので、御審議をよろしくお願いいたします。

今後は、1点目で申し上げました路面性状調査の結果を基本としつつ、職員によるパトロール及び各区等からの要望や情報提供によりまして、総合的に判断し、計画的に対応すべきと考えておりますので、御理解を願います。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） お金がないことを分かっていてこういうことを聞くので本当にあれで、ただ町長、やっぱりお金が町が財政厳しいということで、補助金が削られるとか、そういうふうな補助金もらっている人たちはそこところは困るんですけども、ただ、この道路が本当に傷んでくると、町民誰もが町がこうお金がないのかな。何かどんどん町が劣化していくというか、そういう寂しい気持ちになられる。そういう声をやっぱり聞くんです。本当に今町長の御説明で見ても、なかなかお金がないので全体の総延長や何かから考えてみると、なかなか整備が追いつかないのかなと。別のちょっと見方をしますと、日本道路協会とかいう業者団体なんかのものを見ますと、あと公認会計士や何か見ると、アスファルトのいわゆる耐用年数などというのは、ざっくり10年だよとか、コンクリートでも15年だよとかというのあるんですけども、私、自分の入谷日頃使う道周り見ても、ああ道が舗装になるなと僕が子供の頃思った道をそのまま使っていますから。もうコンクリート舗装して50年ぐらいいたっているというのは、ざらにあるのではないですかね。特に恐らく町長も奈良本だとか入谷などというのは、割とみんな昔の生コン支給でやるということで、町がやる工事と違ってやっぱり圧かけたり砕石敷いたりなんというのがやっぱりちゃんとしていないですよ。一生懸命こう突いて路盤固めて型枠組んで、コンクリート流してというのは、見ていて、そ

れに乗かって足跡をつくったりしたんですけれども、そういうのがやっぱり本当に入谷や奈良本なんか多いと思うんです。そうすると通行量の多いところでは、もう劣化がどんどん進んでいくというところがあるではないですか。

町長、実はこれ、ちょっとこう道路協会か何かのものであったので、ちょっと持ってきたんですけれども、町長、劣化してくると、このアスファルトもコンクリート舗装もコンクリで言えば、石灰部分が流れて碎石のつるつるしたところが残るわけです。アスファルトも黒い粉みたいになっているところはなくなって、やっぱり硬い礫みたいなものだけが残ってくるわけですよ。そうすると、日本道路協会か何かのものでもやっぱり自動車なんかの精度についての影響もあると。町内では、例えばこれは北川でも聞いたんですけれども、道路がやっぱり舗装というのをずっとやっていないと、どんどん劣化してつるつるになっていると。ちょっと雨が降ったりすると年寄りがもう本当に転んでいますよと。こういうやっぱり状況も既に生まれているということです。これに対して町長、増額をしてくれるというのは、本当に議会でも何とかしないとまずいよねというのは、この間、ずっと議論はしていたところで、増額は本当にありがたいことでいいことなんですけれども、ただ今のテンポだとこれもう既に50年ぐらいたったところを見つけたって大変な量があると思うので、これはこの後どうやっていきますか。それとも、やっぱり町長言われたように、国県の補助をもらって整備したところなんか、割とよく残っているところもありますけれども、本当に生コン支給でやって、その後、いわゆる各区からの要望でアスファルトを盛って、くぼんだところをならす程度のことでずっと来ているんですけれども、これは一体、今後この辺はかかる費用とどんな考えで、町長言われて農道と林道は距離も短いし、災害時とかよっぽどのことがない限りはできないというのは、これはあると思うんですけれども、町民がかなり利用する。だからこの間、テレビで稲取温泉なんていうのがやっぱりやって、細野へ行くところも見ましたけれども、あれでテレビ見ていても、何だこれ、まだら模様の道だなとか、パッチワークみたいな道だったですよ。テレビで見ていたって。ちょっと恥ずかしいなというような感じで見ていたんですけれども、これらについては、どんなふうにお考えですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） いや本当大変厳しい状況の中で、まず本当、生コン支給で舗装してボランティア、これは大変感謝しております。そうゆう中で今言ったように、でこぼこが出たと。しかし、基本的には本当に財政厳しい。今言ったように、まず補修、しかし北川のことは初めて聞きました。北川の場合は命に関わってくるというか、それは町に言ってくれば、

それは当然やらなければならないということを考えておりますもので、そういうときはどんどん言っていただければ、命に関わるものでそこはやらなければならない、優先的にね。そう感じております。さらに壇上で言った平成26年度の主要町道にいっぱい使うということだけは調査させていただきました。それに関しましては、順次やっていくつもりでおりますし、そしてまた一番は命に、そういうときはそれは優先してやらなければならないと自分は考えております。もう本当生コンでやった所は、本当それをまた下からやり直すと大変厳しいものですから。まずはちょっと補修ではないですけども、そういう感じでもうやってもらうしか今はないのかなとは感じております。これでまた本当そこによって自動車が動くことによっていろんな面で害が起きている声は当然町といたしましては、対応しなければならないと考えております。当面は申し訳ないけれども、その補修ということをやってもらうしかないのかなとは自分は感じておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、限られている財源ですから。ただやっぱり通行量の多い、また観光客をはじめ、町外の車両も通るとか歩くとかいう部分のところというのは、的確にやらなければいけないんだらうなというふうには思うので、ぜひそういうところが必要だと思います。

特に北川ということと言うと、町長もまだ町長あれ議員時代でしたかね。北川の駅のところのグレーチングで滑って転んで損害賠償というようなことも町でも経験ありましたよね。だから、やっぱり劣化したものをそのまま放置しておく。また、本当にそれが事故やけがにつながれば、やっぱりそこにおける町の責任というものも発生するということも我々は肝に銘じていかなければならない部分だと思うので、10年、15年という耐用年数というのも、それが全てではないんですけども、やっぱりどういう方が利用されているのか。通行量の多いところ、やっぱり観光や何か含めて町民的な目でやっぱり優先順位をちゃんとつけて、必要な整備というのは、お金も配して取り組むということをぜひ取り組んでいただきたい。やっぱりこれは普通にただ劣化していくだけではなくて、万が一の場合は町に対する責任もあるということは、お互いやっぱり共有しながら整備に手をつけていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に山田議員言ったように、本当に町が一番やりたいのは稲取高校のところの登っていくところ、あそこは本当にもう劣化でがたがたしているし、しかし、財政基準は国県のお金を借りてやる社会情勢、なかなか下りなかったもので、当初はそこをやるのかな。一応そこをメインにやっていく。観光地に来てまた嫌な思いをさせるのは、やっぱりマイナスのイメージでございますから。その辺はやっていきたいし、自分もやっぱり12チャンネル見たときに、確かに細野高原へ行く道の中にちょっと申し訳ないなと感じていたところですけども、やっぱり観光の面も重要です。しかし、やっぱり一般の町民の方の利用するそこがやっぱりある程度優先してやらなければならないと考えておりますので、優先順位をつけた中で今後はやっていきたいと。また、それまた新町長にはお願いしていきたいなど。また、原課のほうもそのように打合せのときは言っていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、14時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員の第1問、コロナ禍での町内産業支援についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） こんにちは。

今回私、3問通告しておりますので、よろしくお願いします。

1 問目、コロナ禍での町内産業支援についてということで、新型コロナウイルス感染拡大が第6波に及び町内経済はどん底にあえいでいるが、今後の産業支援について伺う。

1、「知ってる街に泊まってみたい」キャンペーンの町民向け宿泊プラン、賀茂郡住民向けプラン、岡谷市民向けプラン、クーポン券発行事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業継続化応援金の執行額と残額は。

2、未執行額の扱いについてどのようにお考えか。

3、プレミアム率100%の商品券事業のお考えは。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 須佐議員の第1問、コロナ禍での町内産業支援については3点からの御質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、2月7日現在の予約ベースでの執行状況を御説明申し上げますと、令和3年9月定例会で予算措置した緊急誘客対策観光協会補助金における、「知ってる街に泊まってみたい」キャンペーン、町民向け宿泊プランについての執行額は759万円で、予算枠は全て執行済みです。

賀茂郡の住民向け宿泊プランについては、執行額が79万円、残額は671万円。姉妹都市の岡谷市民向けクーポン付き宿泊プランは、執行額が18万円で残額は332万円となっております。

次に、クーポン券発行事業補助金につきましては、1月20日から事業を開始しておりますが、店舗とのクーポン精算事務はこれからとなりますので、現時点での執行はありません。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業継続化応援金につきましては、執行額が945万円、残額が1,305万円となっております。

次に2点目についてですが、緊急誘客対策観光協会補助金で扱われるキャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による第6波の影響で、賀茂郡住民向け宿泊プラン、岡谷市民向け宿泊プランとも、予約のキャンセル発生やまた新規予約がなかなか入らないことから、予算残額が多くなる状況となっております。

町は、議員への説明会で申し上げましたとおり、想定される予算残額を活用し、人気の高かった東伊豆町民限定による宿泊及びお宿での夕食代の割引キャンペーンを実施するため、

町の観光協会で準備を進めております。

この予算は令和３年度予算ですので、年度末を控え期間はどうしても短くなってしまいますが、２月21日から３月21日までの１か月間を御利用期間として再度実施してまいります。

クーポン券発行事業補助金につきましては、事業開始から１か月もたっておりませんので、指定期限まで執行を見守っていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策事業継続化応援金については、これも議員への説明会で申し上げましたとおり、給付対象として想定した件数を見直し、今定例会で補正予算措置をします。

なお、応援金の申請につきましても、申請期間を延長するとともに申請期間に合わせ、申請者の拾い上げを行っていきます。

次に３点目についてですが、プレミアム商品券の一番の目的は、コロナ禍で疲弊した地元商店、また事業者の収益確保のため消費喚起を図ることであります。投入されるプレミアム率が100%であるとする、投入された予算額の倍の額の消費実績しか見込めず、当町が一年前、昨年と実施したプレミアム率50%、20%に比べ事業効果が乏しいかと思われます。

いずれにしろ、今後についての判断は、新たに就任される町長に委ねたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） ７番、須佐議員。

（７番 須佐 衛君登壇）

○７番（須佐 衛君） 今、御答弁がありましたけれども、９月の補正予算で緊急誘客対策観光協会補助金、これが2,138万あったわけですが、このうち今のお話ですと、1,000万ぐらい未執行額があるというお話であったかと思えます。これその町内向けのものはすごく好調だった。期間もコロナが蔓延していない時期だったということもあるんですが、時期の問題ということもあったんでしょう。今回第２弾ということで準備されているというようなお話が今あったかと思えます。

そんな中で、今その第２弾ということだったわけなんですけれども、この間、全協でしたか、お話があった、この町内のキャンペーン363件あったと。495名の方が利用されたというお話があったかと思えます。ただ、その内訳を見ますと、これ後でちょっと聞いた話だったんですけれども、宿泊の件数が138件で食事が225件ということで、宿泊が約３割だったというようなことをちょっと後で調べてもらって聞きました。食事客も5,000円、宿泊も5,000円であったということで、どうしてもその町内で泊まるというよりか、食事を利用したという

ことが多かった。それはそれで見方としては、皆さん、その旅館さんですとか、よかったというお話もあるんでしょうけれども、逆に見れば、町内の飲食店の皆さんにしてみれば、年末のそういういわゆるかき入れ時みたいなのは、やはり旅館のほうの食事にとられてしまったのではないかというようなことも、私はイメージとしてあるんですけれども、そういうその声というのはなかったですか。ちょっとそれを聞いてみたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） ただいまの質問のこの宿泊のキャンペーン、それが町内飲食店のほうのお客を取ってしまったのではないかというお話なんですけれども、そのような声は全くありません。これについては、緊急誘客の観光協会に補助金ということで宿泊向けの一番困っている業種に対するサポートということで、こういう緊急対策の補助制度を設け、できるだけ収益を確保してもらいたいということでありました。また、飲食店については、いろいろな支援金とか御承知のとおり出ておりますので、そちらのほうでカバーできるかなということで、あくまでもこの観光協会の補助金ということで、その飲食店に影響が出たとは町のほうではあまり考えておりません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 分かりました。今の御答弁で。

第2弾ということで、それはまた引き続き行っていただきたいなというふうに思います。

それと先ほども一般質問の中であったかと思いますが、事業継続化応援金ということで、こちらのほうも今も御答弁ありましたけれども、945万円ということで今後また見込みということで、この間も全協の中でお話があって、見込みで250件、1,250万円まで延ばしていきたいというような話があったかと思います。ただ、それを最初の予算額を見ますと、1,000万ほどそこでもちょっと余ってくるということがあるかと思います。そうしますと、9月の補正予算の緊急誘客補助金が1,000万ほどあって、また、こちらのほうも1,000万ほどある。2,000万ぐらいの今未執行額ということがあるということでよろしいですか。そのぐらいあるということですね。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに執行残がそのぐらいある。予算編成上、誘客のほうは町単でやっているんですよ。この応援金、これは地方創生臨時交付金使っています。だから、目的が

違います。目的が違いますもんですから、それを一緒にしてとかそういうことはできませんもんで、そして地方創生臨時交付金を使うというのは、もうさっき言ったように、もう2か月しかないもんで、それはもう先の新町長に任せるというような中で、残が2,000万近くあったとしても、その内容がちょっと違いますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） ただいま町長が申しましたとおり、応援金とこの経済対策観光協会の補助金とは全く別なもんですから。それぞれ臨時交付金については、もうこれは期限が決まっておりますので、ある程度の期間を限定した中で処理しなければならない。観光協会の補助金については、これ町単ですので、できるだけぎりぎりまで事業のほうは継続してやりたいということで、それぞれ扱いが違いますので御承知願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） はい、分かりました。

では、プレミアム率100%の商品券事業という形で質問させていただきました。今の御答弁ですと、あまりその効果がないのではないかというお話がありました。地方創生臨時交付金で50%事業をやられたり、その後20%のプレミアム率をやられました。一番即効性があるのがプレミアム商品券事業だというふうに私は思っているんですけども、この100%というのは、要は町民の方が出したお金の倍その利用できるという形になるわけなんですけれども、少し調べてみました。そうしますと、3つ自治体ちょっと調べたところありましたので、申し上げたいと思います。

例えば、岐阜県の中津川市というところでは、1冊1,000円の券を10枚で1万円分ですね、その商品券を5,000円で販売するという形を取っています。この形は中津川は結構大きな市ですから。どういう形で利用しているかという、その商工会の加盟店で利用できる専用の券とそれから大型店とかチェーン店とか、そういう形で利用できる共通券というものを両方できるように使えるような形のものを取っているということだそうです。それがまずは1つあるんです。使い勝手ということで、確かにうちの町でも大きなスーパーさんなんかもあるんですが、どうしてもそういう使い勝手でどうにかならないのかみたいな話もちょうと聞いたりなんかするんですが、券を分けて利用できるというようなことが1つあるということがあります。

それから、山形県の米沢市というところでは、米沢市では、これは県がそもそも100%の

プレミアムを発行しているというようなことがありまして、これは販売価格が1,000円、額面2,000円ですね。500円券が4枚使えるようになって、それを3冊まで購入できるというような仕組みを取っているそうです。ですので、変な話、1人ですからお子さんでも買えるということですね。1,000円の販売価格で2,000円額面があるという形のものがあります。

そして、うちの自治体と同じような形の町ということで言いますと、愛媛県の伊方町というところ、スーパープレミアム付商品券というのがあります。これは額面1万円で500円券が20枚使える。500円という小さい額で使える。購入価格が1冊5,000円であるということで1人2冊まで購入することができるというような、ちょっとこれインターネットで調べた範囲の中ですけれども、そのような形の取組をしているところがあるということです。

要はうちの町で言いますと、例えば2,000人を対象にしたプレミアム率100%商品券で、町の負担1,000万円で2,000万円の効果が得られると。町内刺激策としては2,000万円効果が得られるということになります。

先ほどの当局からの答弁によりますと、その1,000万円という形で言いますと、1,000万円の町負担で2,000万円の効果、2冊であるとその4,000万円の効果があるということになるんですけれども、この辺のそのことについて、今お聞きした町長どうお考えになりますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、プレミアム100%になるとたしかこの2市1町やっていますけれども、これはなかなか町民に対して、今でさえ、50%でも結構なところが回収したとか、出てくるもので、100%なんて私は感心いたしません。まして、この伊方町なんというのは、基本的には原発の町で、もう交付金があって相当もう裕福ですよ。そういう中で、こういう一つの形ではないかと思えますし、やっぱりその100%というのは、なかなか町といたしても、そこまでは確かに1,000だか2,000だとか言っております。しかし例えば50%といたら5万円の商品券が何百万とか、やっぱりその町に対する経済に対する費用対効果、これはやっぱり100%という形、小さく50とか20、こっちのほうが経済効果大変費用効果大きいと壇上で言いましたけど考えておりますもので、100%に對しましては本当町といたしましては、私は考えておりませんが、新町長がどのように判断するか。それはまた新町長によって、そこはやっていただければなと思えますけれども、私は100%に関しましては、費用対効果もまた経済的な効果から言えば、50とか20、そっちのほうが大きいのではないかな。それと、またより多くの方たちが手に取ることができる。そう感じておりますもので、そういう理解でおりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 効果のことで言うと、その20%のほうが高効果が高いというふうにおっしゃられました。その辺ちょっとよく分からないですよね。100%のほう例えば今も言いましたように、1,000円出したらその2,000円の額面使えるという形になるわけで、経済的な効果はそちらのほうが高いのではないかと私は思っています。

それと、やはり今、本当に町内の経済が疲弊した中で、もちろん先ほどもありましたけれども、財調12億という数字、これは貯めるのもそれもそうなんですけれども、使うときにしっかり使っていないと本当に町が死んでしまう。今は本当に使わなければいけないときではないかと私は思います。今の状況を見てください。まん延防止がずっと続いて、こんなような状況が続いて、それでそういう形の中そういう町内の経済の中を見て、やっぱり次の町の町長が判断されるというそうかもしれないですけども、本当これはもうちょっと寄り添って、町民の皆さんに寄り添ったその答弁を私は期待していたところではあります。

もう一つ、ちょっと質問させてもらいますと、今町のほうのプレミアム商品券というのは、世帯数でやられていますよね。人数ではないという形になりますよね。世帯で何冊という形になっている。その辺のところも少し考え方をちょっと変えてみて、やっぱり1世帯で何冊というような上限を組むよりか家族が多いところもあるわけで、その辺のところを少ない額でいいですから、使える1人何冊という形でやられたほうが私はいいいのではないかとこのように思うんですけども、その辺のところ、町長いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） その財調の使い方ですよ。今、災害が起きたらどうしますか。最低10億はもう用意してくれている。残った2億です。あと1億はもう新町長に委ねておりますので、あと1億です。しかし、やっぱり今まだまだこれから先使い方があると考えておまして、今災害が起きたときに、この10億のうちのまた七、八億になったら、もう町がもう閉塞してしまう。それなので、財調の使い方は、やっぱり私は今ではないと考えております。私自身は、取りあえず1億円はもう財調へ積んで、これは新町長に新しく自分の施策として使ってほしい。ということで11億ちょっとですよ。となると、やっぱり最低10億の中の1億ぐらいしか余らないもので、まだまだ違うと今の時点ではないのではないかと中で私は判断しております。

そして、やっぱり国のほうもある程度そのいろんな面で、今はあれです、ひとり親世帯そんな面でまた助成しております。これからもまた今後もいろんな面では要望の中で、またさらに困った人たちにはまたある程度のその国からの補助金、これは自分が出ると考えておりますもので、今は財調は使うべきではない。私はそう考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

そして、あとは世帯か1人1人か。私は世帯のほうが多くの方に行くと考えておりますもので、確かに金額は少なくなるか分かりませんが、その1人1人にやるというよりか世帯でやったほうがいいのではないかと自分は考えておりますもので、そういう施策を打ち出しているところでございますもので、御理解願いたいと思います。

その中で、こういうものはまた新町長になったときにやっていただければ大変自分に聞かれましても、今までの自分が取ったこういう意味で使ったということは言えますけれども、その使い方やいろんなことは新町長が決めることです。新町長になった後、もう1回一般質問してもらえば大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、風力発電施設の撤去についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 風力発電施設の撤去についてということで質問させていただきます。

先般、11月の臨時議会で出資金1,100万円を可決し、民間企業への事業継承に道筋をつけたところであるが、その後、風車の撤去は一向に進んでいない。

そこで、以下の点について伺う。

1、撤去を含め、GPS社から今後の計画についてどう聞いているか。

2、令和4年度予算において、風力発電に係る維持費、光熱水費等は計上されているか。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 須佐議員の第2問、風力発電の撤去については2点からの質問になっておりますので、順次、お答えいたします。

まず1点目についてですが、GPSホールディングスの事業の進捗状況については、先

日の議案等説明会で説明したとおりです。民間企業が現在進行形で関係各方面と交渉をしている状況ですので、詳細については、この場で答弁することは差し控えます。

次に、2点目についてですが、これにつきましても既に説明済みですが、町の風力発電施設に関する維持費等については、3か月分程度を令和4年度当初予算に計上しております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 11月の議会から3か月ほどですけれども、一向に町の風車の撤去の動きがないということで、これどうなっているのかということで、今回質問させていただいたんです。今の御答弁によりますと、企業のほうが今いろいろ準備のことで、いろいろ交渉ですとかそういうことをされているということで、これはこの先いつ頃になるんでしょうか。その撤去について、まだそういう話もないんですが、ちょっと私は心配なんです。やっぱりああいうものがもう丸17年たっているものがあそこにまだあるということで、自然災害等の危険もある中でその辺のところは撤去について、どのようにお聞きしているかともう一度すみません、お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 町長のほうからこの場で細かいことについては答弁を差し控えさせていただきますということで御答弁させていただいております。

それで、当然私ども事務の担当とすると、GPS Sさんのほうとはかなり細かく工程等について、どういったことについていつまでにクリアしたいのかとかいうような打合せはいただいて工程表等もいただいておりますが、そういった工程表にも非公開ということでグレジットが打ってございまして、様々な関係各位といろいろな交渉ですとか、申請ですとか、許可ですとか、そういったことがあるもんですから。その流動的な要素が多いということで、なかなかいつ着手できるということが申し上げにくい状況ということになっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） これはひとつお願いですけれども、GPS Sがそう取った中で議員が直接会社とか電話されると、またこの話が壊れる可能性があります。1点アスト会館のときにやっぱりそういう経緯がありました。せっかくやろうとした中では、直接当事者の学校に電話したりした中で、せっかく進むべき事業も進まないもので、一応GPS Sさんそういうことを言っておりますもので、議員の皆さんも直接会社に電話したりしないでいただきたい。

これはちょっと要望していきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 直接電話、私は電話なんかしていませんよ。

（何事か言う声あり）

○7番（須佐 衛君） ということで、そうしますと、これからそういった形の話というのは当局とその会社側でされていくということで、そうしますと、議会への説明とかという形のものは、今後議会と話し合いになってくるんですけれども、そういうこともやっぱり必要になってくるのではないかなと私は個人的にも思うんです。これは議会のあれすることで私個人の話ではないんですけれども、そういうことも必要になってくるかと思います。ちょっと慎重にこれ見極めていかなければいけないなということ。

あと1点ちょっとお聞きしたいのが、あの11月のときに町有地の貸付料2,100万というのが可決されたかと思うんですけれども、それはもう入っているんでしょうか、歳入として。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 11月の臨時議会で可決していただいた予算については現段階では全て未執行となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） これはちょっとそういった話の中で聞いていいのかわからない。その土石流の関係とかで熱海の伊豆山とかの関係とか、やっぱり土地の問題、排水の問題とかということもありましたけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。もし答弁していただけるようだったらお願いしたいんですが。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これ一般論として熱海で土石流があったので、県のほうの例えば建築確認に関する審査について、県が慎重になるということはあると思いますが、現場見ていただくと分かるとおり、土石流が発生するような要素は一切ございませんので、その辺については特に現時点で心配はしておりません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 分かりました。

県のほうでそういうようなことで調べるというか、そういうこともあったということ。ちょっと慎重にその辺のところもしていかなければいけないのと、この件につきましても、町の財産が民間に譲渡されたということで、まだその充当途中経過という形のものがあるかと思います。その2,100万円の部分も含めまして、今後私も注意深く見ていきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 次に、第3問、軍用機の低空飛行についてを許します。

7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 軍用機の低空飛行についてということで、最近、伊豆半島沿岸を軍用機が低空飛行する状況が見受けられる。中には稲取岬をかすめるように飛行するものもあり脅威を感じるが、以下の点について伺う。

- 1、町民から町への問合せはありますか。
- 2、町として関係当局へ苦情を申し出ていますか。
- 3、米軍の飛行訓練と見受けられるが、当町の上空を飛ぶ場合、町への事前連絡はありますか。

以上の3点となります。

○議長(稲葉義仁君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 須佐議員の第3問、軍用機の低空飛行については3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、町民からの問合せは、令和2年度に防災課へ2件ほどあり、内容としては、低空飛行で怖い、騒音がうるさいとの問合せがあったと担当から聞いております。

次に、2点目についてですが、町といたしましては、昨年、県及び自衛隊を通じ飛行の事前通知、飛行ルートの変更等ができないか申入れを行いました。アメリカ軍であり軍事上の活動であるため、情報を公開できないとのことでありましたので御理解をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、町への事前連絡はありません。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） この問題は、結構皆さん気にしている方も多いのではないかと思います。本来、ここに写真でもあると何となくイメージも伝えやすいし、ただ町民の皆さん一度はその様子を見ているのではないかと思います。町への問合せもあったということで、今のお話ですと、県に対してもこれどういうことなのかということでお問合せいただいて、その県のほうは自衛隊のほうにという話でしたよね。違いましたっけ。

（「別々に」の声あり）

○7番（須佐 衛君） 別々に県とその自衛隊のほうに問い合わせられたということであると思います。こう稲取岬、町長の町長室のほうからもよく見るとぼっと見えたりなんかするかなと思うんですけども、うちの町というのは、御承知のように海沿いにホテルとか旅館とかあるんですよね。海沿いに比較的高い建物があるということになります。そうしますと、海沿いをこう飛行機が飛んできますと、そこでやっぱり視界にすぐく入るわけですよね。今、観光関係の皆さんですとか、あるいはこの間の東京12チャンネルのテレビでもありましたように、その旅館とかホテルとかの屋上に露天風呂があったりして、そういうような形の中で非常に景観的にも、騒音、万が一その落下物があったりなんかすると、非常に危険だというようなことがあるかと思います。

ただ、今御答弁ありましたように、町としてどこまでどういうふうになるかということは、ちょっと難しい部分もあるんだろうというようなことはあるかと思います。

ただ、私も、もともとその実家が東村山市ということで横田基地の周辺にあるんですけども、ちょっとそのことで調べましたところ、横田基地周辺市町基地対策連絡会というのがあの周辺の6市町であるそうです。その6市町には事前に防衛省の北関東防衛局からの情報提供があるらしいです。例えば直近でこれもうインターネットに出ていた情報なんであれだと思うんですけども、1月24日ですが、陸上自衛隊は島嶼部、島ですね、島嶼部への攻撃を始めとする各種事態に実効的に対応するための能力維持強化を図るべく、以下のとおり令和3年度第4回国内における米空軍機からの降下訓練を実施しますというようなことが北関東防衛局から、この横田基地周辺市町基地連絡会にあったということなんです。その日にちはいつかというと、令和4年の1月25日から27日までの3日間だったということなんです、ちょうど1月25日というのは全協があった日なんですね。私が見ていたら、やはり稲取のそ

の岬のところからずっと軍用機がぐわーっと通っているのが見えました。それだったんだなと。その島嶼部へのもともとその横田基地のほうからのその飛行訓練陸上自衛隊と一緒に訓練を行うというのが来ているということはある。実際にこれは横田基地の周辺の市町だからなんだろうが、やっぱり日頃から騒音問題があるからなんだろう。ただ、これから頻繁にそういったことがもし飛行機が来るようなことになると、やはり安全面というようなことから、何か周辺市町での賀茂郡、ずっと南伊豆までですね。そういう形になっていますので、ちょっと大げさかもしれないですけども、その連絡協議会というか、何かやっぱり内々に首長さんたちがそういう形の連絡を取り合って何かするというような、あるいは訓練というものが伊豆半島で起きるときは事前にその連絡をもらえるようなことがあってしるべきではないかなというふうには思うんです。やっぱり観光地でありますし、その辺のところについて町長どういうふうに思いますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） いやこの問題ね、町で解決ということなんか当然もう町はやってます。さっき言ったこれアメリカ軍ですよ。アメリカ軍がやって、ましてや県または自衛隊がいつも年に1回、自衛隊白書を持ってきますよ。そのときも2回言いましたよ。去年とおとし、しかし、自衛隊でもどうしてもアメリカ軍のあれだからどうしようもないことを言われているんですよね。確かに横田、これは基地があるからね、当然横田できる。しかし、この箇所本当内面では、じくじたる思いでございますけれども、これはもうアメリカ軍のあれだからどうしようもできないということはもう国のほうから言っているんです、はっきり言って。これが本当に町独自でやればこんな危険なことはありませんもんで、早急にいろんなところへ根回しした中でやりますけれども、このアメリカ軍に関してはできませんもんで、それは御理解願いたいと思います。町民が思っているより、私がそれ以上に町民を守る、何とかしたいというので自衛隊にも2回お願いしている中でできないというのが現状でございます。

ただし、やるとしたらパフォーマンスはまず議会から意見書か何かまた上げてもらって、そしてまた私も辞めますけれども、1市5町の中で、西伊豆のほうは全く関係ないわけでこっちの中で本当にその自衛隊機危ないかどうか。うちの町だけしか分かりません。それは何とも言えません。だから、そういう中で、これが本当にアメリカ軍がそういうふうな情報提供、例えば島嶼でやるということが分かるならば、その近くの伊豆半島も入っていますから。その辺のほうにも文書でまた連絡してくれれば大変ありがたいと思いますけれども、取りあ

えず、島という中でこっちは全然連絡ありませんもんで、これは本当に須佐議員以上に私はじくじたる思いがあります。本当にこういう状況の中で、本当に事故が起きないか、それはいつも心配しておりますけれども、現状ではそれができないということだけは御理解願いたいと思います。

それで議会としては、意見書としてどこかに出すとか、そういう行動を取ってもらえば町としてもありがたいし、またいろんな面で、これは自衛隊が来るたびにこれはある程度お願いしていききたいし、また今度、国会議員の先生方にも一応こういう状況があるもんで何とかしてほしいということは、また要望していただければありがたいと思います。なんせこの町にとっては本当に何もできませんもんで、その辺は御理解願いたいと思います。だから、このような一般質問やっても町は何もできないもんでいい答弁ができませんので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 町長、今、町として何もできないと、町長言っていたいたんですよね。その自衛隊の方が来ていただいたときとか、それは何もやっていないことではなくて、町長としての思いとして危ないからどうなっているんだということを言っていたいたということは、その行政の長としてそれはよかったと私は思いますし、そんな形の中でやっぱり議会としても意見書等の対応というのは町長から今問合せありましたから、そういったことも今度皆さんともちょっと相談してみるとかというような形の対応を取りながら、伊豆半島という地形ということもあるのかもしれないですけども、今後また来るような可能性もありますので、その辺のところに対応といたしますか、考えてみることもありますので、今後とも協力していききたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、15時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第 6 専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度
東伊豆町一般会計補正予算（第 10 号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第 6 専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 10 号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めるこ
とについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定
によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、子育て世帯及び住民税の非課税世帯への臨時特別交付金事
業において増額の必要が生じたため、令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 10 号）を処
分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたし
ます。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第 1 号 専決処分の承認を求め
ることについての令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 10 号）について概要を御説明い
たします。

令和 3 年度東伊豆町の一般会計補正予算（第 10 号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,951 万 1,000 円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 7,250 万 9,000 円といたします。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、補正前の金額に 3 億2,951万1,000円を追加し、4 億382万7,000円といたします。

1 節社会福祉費補助金、細節 7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 2 億6,500万円及び細節 8 事務費補助金1,251万1,000円の増につきましては、住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ10万円を給付する事業費と事務費に対する国庫補助分であります。

また、細節14子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金5,200万円の増については、18歳以下への対象者へクーポンではなく現金給付を行うための国庫補助分であります。

7 ページ、8 ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、11目子育て世帯等への臨時特別給付金給付事業費、補正前の金額に 3 億2,951万1,000円を追加し、3 億8,489万6,000円といたします。

事業コード 1、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業5,200万円の増につきましては、補正予算（第 8 号）で、18歳以下の対象者に 5 万円を給付する予算を計上いたしましたが、国の方針が変更となり残りの 5 万円についてもクーポンではなく、現金給付が可能となったため増額を計上しております。

事業コード 2、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 2 億7,751万1,000円の増につきましては、住民税非課税世帯及び家計急変世帯計2,650世帯分へ10万円を給付する給付金 2 億6,500万円とこれに対する事務費として会計年度任用職員報酬84万8,000円、時間外手当91万円、郵便料68万6,000円、また、システム改修等に伴う給付事務委託料939万7,000円などを増額しております。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額62億4,299万8,000円に 3 億2,951万1,000円を追加し、65億7,250万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額62億4,299万8,000円に 3 億2,951万1,000円を追加し、65億7,250万9,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が 3 億2,950万1,000円の増といた

します。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） これは国の補正予算対応ということになるかと思うんですけれども、予算書で見ると、いわゆる子育て世帯については520世帯、住民税非課税世帯については2,650世帯ということで、基準日の関係等いろいろもめた経過の中で、とりわけ子育て世帯のやっぱりいわゆる基準日以降の離婚等々の問題もあったかと思うんです。これらについての対応はどのように町のほうでは考えていますか。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（前田浩之君） ただいま質問がありました件ですが、基準日以降の離婚については、今のところ、見当たらないものですから給付はいたしておりません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
制定について

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 議案第1号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

なお、本議案につきましては、地方自治法第243条の2第2項に基づき監査委員に意見を求めたところ、お手元に配付したとおり回答がありましたので御報告いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第1号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、町長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため条例を制定し、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第1号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について御説明いたします。

平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月1日に施行された地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長や職員等がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は損害賠償責任の一部免責について条例で定めることができるとされました。それに伴い必要な事項を定める条例を制定するものです。

主な内容は地方自治法施行令に定める基準給与年額に、役職に応じて定める数を乗じて得た額を損害賠償責任の限度額とし、これらを超える額については賠償の責任を免れることにするものです。賠償の限度額については、地方自治法施行令に定める参酌基準どおりの額としております。

それでは、本条例について御説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めています。

平成29年の地方自治法の改正に伴い、同法第243条の2第1項の規定により、町長等の町に対する損害を賠償する責任について損害賠償責任額から条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を条例で定めることができることになったことから、同項の規定に基づき町長等の町に対する損害賠償責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものです。

第2条ですが、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令第173条に規定する町長等の一会計年度当たりの額に相当する基準給与年額に、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる旨を定めています。

なお、各号に定める数はそれぞれ職責に応じて決定された地方自治法施行令で定める基準と乗数で規定しています。

最後に、本条例の施行日ですが、本条例に係る地方自治法が既に施行されていることから公布の日から施行することとしています。

以上簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第1号 東伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号 東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第8 議案第2号 東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第２号 東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関連する条文を整備するため議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第２号 東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和３年５月交付のデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律いわゆる整備法の附則第２条の規定により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止となることに伴い条例の一部を改正するものです。

東伊豆町個人情報保護条例第６条第２項第６号で、独立行政法人等の定義に引用していた「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されるため、独立行政法人等について個人情報の保護に関する法律の定義に合わせて再定義するものです。これは整備法第５０条により国の行政機関及び独立行政法人等に関わる個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律に統合する改正が行われることに伴うものであります。独立行政法人等の定義が新たに個人情報の保護に関する法律第２条第９項に規定されることから引用する条文を整理するものです。

政令により整備法第５０条や附則第２条の施行日が令和４年４月１日と定められたことから、本条例改正案の施行日につきましても、令和４年４月１日から施行するといたします。

以上簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第2号 東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済
変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正する
条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 議案第3号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第3号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この基金につきましては、令和2年度に積立てを行いました。今年度においても積立てが必要となったため条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第3号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴い、利子補給の費用を基金として積み立てるため、令和２年度において東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例を制定いたしました。

令和３年度においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に基金に積み立てをし、令和４年度における利子補給補助金の財源の一部とするため、基金条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、第２条の積立ての規定中、「令和２年度」に「令和３年度」を追加するものです。

次に、附則の施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません。新旧対照表で見ると言いますと、これ財源を臨時交付金で対応するということだと思んですけども、そうしますと、このコロナの問題が令和４年度もまだ影響が出て、令和４年度の段階で国のほうでまた臨時交付金の対応があれば、当然、その段階では、再度またこの条例改正が出てくるというふうに考えていいのか。

また、感染がある面、収束に向かって臨時交付金が出なかった場合の部分は、当然一般財源だろうなということに思うわけなんで、そういう解釈でいいですか。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま山田議員から御質問のありました利子補給金の補給の年度の考えなんですけど、そもそもこの利子補給金の制度につきましては、令和２年度から令和４年度までの３か年事業ということで計画を予定されておりますので、今回基金を積立ていたしまして、令和４年度に利子補給金を行って最終年度という予定でおりますので、今後制度が変われば、またその辺は検討しなければならないということですが、一応令和４年度終了ということで御理解願います。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第3号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 議案第4号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第4号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の変更は、静岡州市町総合事務組合の構成団体である養護老人ホームとよおか管理組合の脱退に伴い、所要の変更を行うものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第4号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡州市町総合事務組合の構成団体である養護老人ホームとよおか管理組合が令和4年3月31日をもって解散し、静岡州市町総合事務組合から脱退することに伴い同組合規約を変更するものであります。

また、施行は令和４年４月１日からとさせていただきます。

以上簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第４号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第５号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 議案第５号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第５号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）について提案理由を申し上げます。

片瀬地区防災センターの指定管理者に片瀬区町内会を指定するものであります。

詳細につきましては防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）について、議案書の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）。

東伊豆町防災センターの設置及び管理等に関する条例（平成18年東伊豆町条例第19号）第4条第1項の規定により、片瀬地区防災センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、片瀬地区防災センター。

指定管理者所在、名称、東伊豆町片瀬584番地の1。片瀬区町内会。

指定の期間、令和4年4月1日から令和11年3月31日までの7年間とさせていただくものでございます。

以上簡単ではありますが、朗読説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（片瀬地区防災センター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第12 議案第6号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第11

号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第6号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第11号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に8,506万7,000円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を66億5,757万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、入湯税を実績と現在の感染状況から減額としましたが、町民税や固定資産税の増により町税全体としては増額計上しております。また、普通交付税における再算定分は、ふるさと納税寄付金を増額措置いたしました。一般寄附金では、県の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、ふるさと納税の事業費や身体障害者更生医療費、また国民健康保険特別会計繰出金等の増額と各事業における不用額の減額を計上しております。必要な財源配分等を行った後に余剰財源を財政調整基金へ積立てをさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第6号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第11号)について概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,506万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,757万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費の補正。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」によります。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1 款町税、1 項町民税、2 目法人、補正前の金額に967万5,000円を追加し、6,848万6,000円といたします。

1 節細節 1 現年課税分928万5,000円の増は実績に基づく増額であります。

2 項 1 目固定資産税、補正前の金額に1,551万5,000円を追加し、9 億4,384万6,000円といたします。

2 節細節 1 滞納繰越分1,551万5,000円の増においても実績により増額するものであります。

5 項 1 目入湯税、補正前の金額から1,350万円を減額し、5,400万1,000円といたします。

1 節細節 1 現年課税分1,350万円の減は、実績と現在の感染症蔓延状況を勘案して入湯客数を45万人から36万人として減額するものであります。

12ページ、13ページを御覧願います。

6 款法人事業税交付金、1 項 1 目法人事業税交付金、補正前の金額に600万円を追加し、1,100万円といたします。

1 節細節 1 法人事業税交付金600万円の増は、実績及び県の推計により増額とするものであります。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金、補正前の金額に1,500万円を追加し、2 億9,000万円といたします。

1 節地方消費税交付金、細節 2 地方消費税交付金（社会保障財源分）1,413万円の増は、実績及び県の推計により増額するものであります。

11款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、補正前の金額に 1 億5,016万3,000円を追加し、15 億1,875万9,000円といたします。

1 節地方交付税、細節 1 普通交付税 1 億5,016万3,000円の増は、再算定による臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費として追加された分を増額とするものであります。

14ページ、15ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正前の金額から941万8,000

円を減額し、2億9,488万2,000円といたします。

1節社会福祉費負担金、細節2障害者自立支援給付費負担金363万6,000円の減は、交付見込額により減額するものであります。

3節細節1児童手当負担金313万3,000円の減は実績見込みによる減額です。

16ページ、17ページを御覧願います。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、補正前の金額から1,128万円を減額し、3,956万6,000円といたします。

1節保健衛生費補助金、細節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,128万円の減におきましては、2回目ワクチン接種事業までの歳出不用額による減額であります。

7目総務費国庫補助金、補正前の金額に444万3,000円を追加し、1億3,980万8,000円といたします。

1節総務費補助金、細節4社会保障税番号制度システム整備費補助金（住民福祉課）303万6,000円の増におきましては、転出による手続ワンストップ化に係るシステム改修に対する10分の10の国庫補助であります。

18ページ、19ページを御覧願います。

16款県支出金、2項県補助金、9目商工費県補助金、補正前の金額から1,686万9,000円を減額し、1,346万9,000円といたします。

2節観光費補助金、細節1観光地ワーケーション受入補助金1,686万9,000円の減は、実績により減額するものであります。

20ページ、21ページを御覧願います。

18款1項寄付金、1目ふるさと納税寄附金、補正前の金額に7,000万円を追加し、2億5,000万円といたします。

1節細節1ふるさと納税寄附金7,000万円の増は、12月までの実績が2億2,600万円となったため増額をするものであります。

2目一般寄付金、補正前の金額に2万円を追加し、100万7,000円といたします。

1節細節1一般寄付金、2万円の増は、豊田和久子様から音楽コンサートにおける収益の一部を御寄附いただきましたので増額いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、1目育英奨学基金繰入金、補正前の金額から302万円を減額し36万円といたします。

1 節細節 1 育英奨学基金繰入金302万円の減は、貸付け決定に伴う減額であります。

3 目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額から649万円を減額し、1 億660万3,000円といたします。

1 節細節 1 ふるさと納税基金繰入金649万円の減は、充当する事業の減額に伴うものであります。

24ページ、25ページを御覧願います。

22款 1 項町債、1 目農林水産業債、補正前の金額から320万円を減額し、1,380万円といたします。

1 節農業債、細節 1 中山間地域総合整備事業310万円の減は、負担額決定に伴う減額であります。

3 目臨時財政対策債、補正前の金額から7,528万3,000円を減額し、1 億9,871万7,000円といたします。

1 節細節 1 臨時財政対策債7,528万3,000円の減は、普通交付税の再算定における臨時財政対策債償還基金費分を減額するものであります。

9 目総務債、補正前の金額から510万円を減額し、2,300万円といたします。

1 節総務債、細節 1 旧介護予防拠点施設解体事業510万円の減は、付帯工事として実施した高圧引込口設備分離工事が本体工事の延期により除却債として認められなかったため減額するものであります。

10目衛生債、補正前の金額から2,670万円を減額し1,620万円といたします。

1 節衛生債、細節 2 保健センター空調機更新事業2,630万円の減は、地方創生臨時交付金を充当するため減額するものであります。

26ページ、27ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の金額に3,476万円を追加し、5 億3,653万2,000円といたします。

事業コード11職員共済事業、3 節職員手当、細節16退職手当組合特別負担金770万6,000円の増につきましては、早期退職者退職金の上乗せ分であります。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7 節報償費、細節 1 ふるさと納税寄附謝礼2,100万円の増及び11節役務費、細節 3 ポータルサイトシステム利用料522万2,000円の増につきましては、寄附金増に伴う経費の増額であります。

28ページ、29ページを御覧願います。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額に4,294万6,000円を追加し、1億4,299万6,000円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金4,294万8,000円の増につきましては、寄付金増額分から経費を差し引いた金額を積み立てる内容であります。

17目財政調整基金費、補正前の金額に7,646万5,000円を追加し、5億2,302万6,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金7,646万5,000円の増につきましては、今回の補正予算における歳入歳出予算の余剰財源を調整するため増額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は約12億6,400万円となります。

18目利子補給基金費、補正前の金額に500万円を追加し500万円といたします。

事業コード1利子補給基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金500万円の増につきましては、地方創生臨時交付金を財源に積立てを行うものであります。

30ページ、31ページを御覧願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正前の金額に253万8,000円を追加し、5,901万6,000円といたします。

事業コード1戸籍住民基本台帳管理事業、12節委託料、細節3戸籍電算システム改修委託料303万6,000円の増につきましては、10分の10の国庫補助を活用したマイナンバーカード所有者における転入手続ワンストップ化に係るシステム改修費であります。

36ページ、37ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の金額に653万5,000円を追加し、3億5,765万7,000円といたします。

事業コード4自立支援医療事業、19節扶助費、細節1身体障害者更生医療費544万2,000円の増につきましては、実績に基づく増額であります。

7目国民健康保険費、補正前の金額に421万9,000円を追加し、1億2,337万7,000円といたします。

事業コード1国民健康保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1国民健康保険特別会計繰出金421万9,000円の増につきましては、見込額に基づき増額しております。

38ページ、39ページを御覧願います。

2 節児童福祉費、2 目児童措置費、補正前の金額から465万円を減額し、9,438万2,000円といたします。

事業コード1 児童手当給付事務事業、19節扶助費、細節1 児童手当465万円の減につきましては実績に基づく減額であります。

40ページ、41ページを御覧願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正前の金額から415万3,000円を減額し、1 億1,454万6,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルスワクチン接種事業、12節委託料、細節4 システム改修等業務委託料359万5,000円の減につきましては契約差金による不用額であります。

44ページ、45ページを御覧願います。

6 款1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額から4,014万6,000円を減額し、1 億9,129万4,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節2 継続化支援商工会補助金1,913万8,000円の減、細節3 継続化応援商工会補助金1,024万9,000円の減。

細節5 プレミアム商品券事業商工会補助金426万9,000円の減及び46ページ、47ページを御覧願います。

細節6 感染症対策備品等購入費補助金426万9,000円の減につきましては、各事業の実績や見込みにより不用額を減額するものであります。

3 目観光費、補正前の金額から1,734万6,000円を減額し、1 億461万4,000円といたします。

事業コード1 地域観光振興対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節1 観光地ワーケーション受入補助金1,686万9,000円の減につきましては、実績に基づき減額するものであります。

48ページ、49ページを御覧願います。

8 款1 項消防費、3 目消防施設費、補正前の金額から441万1,000円を減額し、3,551万5,000円といたします。

事業コード1 消防施設等整備事業、17節備品購入費、細節1 第3分団消防ポンプ自動車契約差金を減額するものであります。

58ページ、59ページを御覧願います。

9 款教育費、7 項2 目育英奨学費、補正前の金額から302万円を減額し39万6,000円といた

します。

事業コード 1 育英奨学費貸付事業、20節貸付金、細節 1 育英奨学金貸付金302万円の減は、貸付者が 1 名だったため減額いたします。

恐れ入りますが、4 ページへお戻りください。

第 2 表繰越明許費補正であります、こちらに掲載しております10の事業において繰り越す内容であります。

5 ページを御覧ください。

第 3 表債務負担行為補正であります、資源ごみ・可燃ごみ等収集業務委託及び例規整備支援業務委託を追加するものであります。

6 ページを御覧ください。

第 4 表地方債補正であります、6 ページに変更、7 ページを御覧ください。

7 ページに廃止した地方債を掲載しておりますので御確認願います。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額65億7,250万9,000円に8,506万7,000円を追加いたしまして66億5,757万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額65億7,250万9,000円に8,506万7,000円を追加いたしまして66億5,757万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が3,989万9,000円の減、地方債が3,837万円の減、その他財源が5,649万円の増、一般財源を 1 億684万6,000円といたします。

以上簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません。17ページの総務費の補助金の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金あるわけですがけれども、国の第 1 次補正予算では 1 兆 2,000億円ぐらいの臨時交付金が認められたと思うんですけれども、この140万という部分は、町の臨時交付金の全額なのか。また、それに対して何か交付金ですから、申請するという問題があると思うんですけれども、それらの問題の対応について、ちょっとこの金額との整合性を教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま山田議員から御質問のありました臨時交付金140万7,000円の増額の要因、こちらについてお答えさせていただきます。

こちらの増額の金額につきましては、国の補助事業の補助裏の追加分ということで交付されるもので、国の第3次補正予算につきましては、今後の追加の計画計上ということになります。そちらにつきましては、約1億2,000万ほど予定しております。こちらはあくまでも補助事業の補助裏分の追加交付という意味合いのものでございます。よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第6号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでございました。

散会 午後 3時56分

令和4年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和4年2月18日（金）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 7 号 | 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 4 | 議案第10号 | 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第11号 | 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議案第12号 | 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第 7 | 議案第13号 | 令和4年度東伊豆町一般会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第14号 | 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第15号 | 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第16号 | 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第17号 | 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第18号 | 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第19号 | 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第20号 | 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算 |

出席議員（12名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 楠 山 節 雄 君 | 2 番 | 笠 井 政 明 君 |
| 3 番 | 稲 葉 義 仁 君 | 5 番 | 栗 原 京 子 君 |
| 6 番 | 西 塚 孝 男 君 | 7 番 | 須 佐 衛 君 |
| 8 番 | 村 木 脩 君 | 10 番 | 内 山 慎 一 君 |
| 11 番 | 藤 井 廣 明 君 | 12 番 | 鈴 木 勉 君 |
| 13 番 | 定 居 利 子 君 | 14 番 | 山 田 直 志 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	健康づくり長	鈴 木 嘉 久 君
健康づくり課 参 事	齋 藤 和 也 君	健康づくり委員会 教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 技 監	桑 原 建 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第1回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第7号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第7号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第7号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,229万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,069万6,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、収納見込みによる国民健康保険税の増額、交付決定による国・県支出金の増額及び繰入金の減額であります。

歳出につきましては、療養諸費及び高額療養費である保険給付費の増額、特定健診等の保険事業費の減額、また、財源調整のため基金への積立てが主な内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第7号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について概要を説明させていただきます。

令和3年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,069万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額に1,893万9,000円を増額し、3億2,111万5,000円といたします。

1節現年課税分、細節1医療給付費分特別徴収現年課税分から2節滞納繰越分、細節3後期高齢者支援分滞納繰越分までの補正額は1月の調定額等に基づき年間見込額を算出し、それぞれ増減いたしました。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、補正前の額に249万2,000円を増額し、249万3,000円といたします。

1節、細節1災害臨時特例補助金249万2,000円の増は、コロナ減免に係る国からの財政支援分で、全体の6割相当分です。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正前の額に7,612万円を増額し、13億3,894万6,000円といたします。

1節、細節1普通交付金8,579万3,000円の増は、歳出において療養給付費等を増額補正するため、その分の交付金を増額するものです。

2節特別交付金、細節2特別調整交付金133万4,000円の増。

細節 3 都道府県繰入分1,027万2,000円の減は、それぞれ交付金の交付決定等による増減です。

7 ページ、8 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、補正前の額に421万9,000円を増額し、1 億2,337万7,000円といたします。

4 節、細節 1 財政安定化支援事業繰入金450万1,000円の増は、負担金の確定による増額補正です。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の額から995万9,000円を減額し、ゼロ円といたします。

1 節、細節 1 国民健康保険事業基金繰入金995万9,000円の減は、収入支出の見込みにより、基金からの取崩しが必要なくなったため減額するものです。

9 ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正前の額に6,523万6,000円を追加し、11億1,999万8,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者療養給付費保険者負担金6,523万6,000円の増は、療養給付費の実績見込みによる増額です。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正前の額に2,055万7,000円を追加し、1 億7,762万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者高額療養費保険者負担金2,055万7,000円の増は、高額療養費の実績見込みによる増額です。

11ページ、12ページをお開きください。

6 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費、補正前の額から143万円を減額し、2,281万8,000円といたします。

12節委託料、細節 1 特定健診委託料143万円の減は、受診実績により減額とするものです。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額に887万7,000円を増額し、887万7,000円といたします。

24節積立金、細節 1 国民健康保険事業基金積立金887万7,000円の増は、今回の補正における財源調整のため、基金に積立てするものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億2,840万6,000円に9,229万円を増額いたしまして、18億2,069万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億2,840万6,000円に9,229万円を増額いたしまして、18億2,069万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が7,861万2,000円の増、その他財源が574万円の減、一般財源が1,941万8,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 歳入なんですけれども、特別徴収の減でということであれば、加入者が亡くなられたとかという要因が大きいんだろうなと思うんですけれども、普通徴収がこの段階で1,600万円増えるとか、こういう要因というのはどういうことでこういうことが起きたのかということについて1点お伺いしたいと。

2つ目に、歳出のほうの医療給付費の増加については、その要因については担当課はどのように分析見られておりますか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 山田議員の質問、まず1点目の国民健康保険税の普通徴収の増につきましては、当初予算を作成する段階で、昨年度はコロナの影響がございまして所得割の収入を少し減少すると見込んで調定額を少し下げております。でも実際、本算定をしたところによりますと、そこまで見込んだほど下がっていなかったということで、分母の値が大きくなったというような形になりまして、それに基づいて収納見込みにより普通徴収の上底を上げたと、収納見込みを上げたと、そして、補正予算を上げさせてもらったというような形になります。

それから、給付のほうにつきましても、当初予算を作成する段階におきましては、2年度の実績に基づいて3年度見込みをつくるわけなんですけれども、2年度はコロナの影響によりまして受診控えというのがありまして、2年度、少し給付が下がっております。それに基づいて3年度当初をつくったものですから、ベースが低くなっておりまして、3年度はその反動といいますか、前年度実績に基づきましても6%ぐらい療養給付費が伸びておりますの

で、その分の増額補正をさせていただいたというような形になります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） なるほど、受診控えとの関係は分かりました。ただ、そうすると普通徴収の部分で言うと本算定でやったということであれば、この増額補正については、昔であれば9月の定例会なんかで、7月の段階で本算定やってこういう状況の把握ができていたら、こういうやつはやっぱり直近の定例会で補正予算措置するとかというふうにやってきたと思うんです。それをなぜ3月まで置いたのかということについてはどういふことですか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 今年度につきましては、コロナの影響等もございまして年間の見込み等がなかなか見込めない部分もありましたので、3月の補正で最終的にどのようになるか、収納等の影響もありますので、どのようになるかということで、今回補正に上げさせていただいたというような形になります。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） だけど、本算定でやるということは、7月、確定申告が終わって7月に本算定をしている段階でもう確定しているわけだから、確かに徴収がどうなるかという部分があつたにしても、既に7月の段階で確定していたものを、半年以上放置して予算措置がされていないということは、本当に10年、20年前だったら大問題になったんですね。

間違っているということじゃないんだけど、当然、参事が心配されるように税金の課税は確定したけれども、徴収が心配だという面は当然あつたと思うけれども、でもやっぱり、大きな財源の部分のところを半年放置していくというのは、しっかり根拠を持って予算執行する上で、私は、町長ちょっと違ったんじゃないかなというふうに認識していますけれどもいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員が正論だと思います。参事が申し上げたように、やっぱり収入と債務の徴収の額が開くと困るというのは今回そういう措置を取ったと思います。基本的には山田議員が言ったのをここでやるようにする。今後はいく方法でいきたいと考えております。

今回イレギュラーという中で、やっぱり参事の気持ちが分かりましたものでこういう措置をさせていただいて、基本的には山田議員の言った感じだと思いますんで、今後はそのよう

な方向でやっていきたいそう考えますが、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第7号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第8号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算

（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 議案第8号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第8号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に19万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,896万1,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では収納見込みによる保険料の減額と、保険基盤安定負担金の交付決定による繰入金の増額をするものでございます。

歳出では、歳入で増額補正をしたことにより広域連合への納付金を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第8号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について概要を説明させていただきます。

令和3年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,896万1,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正前の額から72万6,000円を減額し、1億5,167万1,000円といたします。

1節現年度分、細節1特別徴収保険料502万1,000円の増、細節2普通徴収保険料574万7,000円の減は収納見込みによる増減です。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額に91万8,000円を追加し、4,634万5,000円といたします。

1節、細節1保険基盤安定繰入金91万8,000円の増は、交付決定による繰入金が確定したことによるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に19万2,000円を増額し、1億9,839万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金19万2,000円の増は、収入において増額補正した金額について、後期高齢者医療広域連合への納付金として増額補

正するものです。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額 1 億9,876万9,000円に19万2,000円を増額いたしまして、1 億9,896万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額 1 億9,876万9,000円に19万2,000円を増額いたしまして、1 億9,896万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他が91万8,000円の増、一般財源が72万6,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第8号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第9号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 議案第9号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第9号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から630万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億418万1,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、収納見込みによる保険料の減額と、給付費負担金における概算の交付決定による国庫支出金の増額、支払基金交付金の減額であります。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を実績等によりそれぞれ増減額するとともに、財源調整のため基金積立金の増額措置をするものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第9号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について概要説明させていただきます。

令和3年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億418万1,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明をいたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正前の額から169万3,000円を減額し、2億7,851万6,000円といたします。

1 節現年度分保険料、細節2 普通徴収保険料203万8,000円の減は収納見込みによる減額とするものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正前の額に1,632万6,000円を増額し、2億5,422万円といたします。

1 節現年度分負担金、細節 1 現年度分介護給付費負担金1,632万6,000円の増は、概算交付決定によるものです。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正前の額から652万4,000円を減額し、6,605万3,000円といたします。

1 節現年度分調整交付金、細節 1 普通調整交付金697万8,000円の減は交付見込みによるものです。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から116万8,000円を減額し、594万4,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）116万8,000円の減は、交付決定によるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正前の額から1,273万5,000円を減額し、3 億2,726万3,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 第 2 号被保険者介護給付費交付金1,273万5,000円の減は、変更交付決定によるものです。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正前の額から106万1,000円を減額し、1 億8,031万7,000円といたします。

1 節現年度分負担金、細節 1 介護給付費県負担金106万1,000円の減は、変更交付決定によるものです。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正前の額から175万3,000円を減額し、1 億5,466万3,000円といたします。

1 節現年度分繰入金、細節 1 介護給付費繰入金175万3,000円の減は、介護給付費の減額補正に伴い、町負担金の減額をするものです。

9 ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、3 目地域密着型介護サービス給付費、補正前の額から2,107万5,000円を減額し、1 億9,500万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 地域密着型介護サービス給付費保険者負担金2,107万5,000円の減は、地域密着型通所介護等の利用見込みによるものです。

5 目施設介護サービス給付費、補正前の額に831万2,000円を追加し、3 億2,300万円とい

たします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 施設介護サービス給付費保険者負担金831万2,000円の増は、特別養護老人ホームや老人保健施設等の利用見込みによるものです。

9 目居宅介護サービス計画給付費、補正前の額から117万6,000円を減額し、5,800万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 居宅介護サービス計画給付費保険者負担金117万6,000円の減は、要介護認定者へのケアプラン作成料の見込みによるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、補正前の額に100万円を増額し、2,810万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 高額介護サービス費保険者負担金100万円の増は、高額介護サービス費支給額の見込みによるものです。

13ページ、14ページをお開きください。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正前の額から217万4,000円を減額し、3,400万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1 特定入所者介護サービス費保険者負担金217万4,000円の減は、低所得者への食事、居住費の補足給付である特定入所者介護サービス費の見込み減によるものです。

4 款1 項基金積立金、1 目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額に619万8,000円を増額し、8,247万3,000円といたします。

24節積立金、細節1 介護保険給付費準備基金積立金619万8,000円の増は、収入支出の財源調整のため基金へ積立てするものです。

5 款地域支援事業費、1 項1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正前の額に123万円を増額し、2,421万1,000円といたします。

15ページ、16ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金、細節2 通所型サービス費負担金123万円の増は、通所型サービスの利用見込みによるものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億1,048万7,000円から630万6,000

円を減額いたしまして、14億418万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億1,048万7,000円から630万6,000円を減額いたしまして、14億418万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が893万8,000円の増、その他が1,250万8,000円の減、一般財源が273万6,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第9号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第10号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 議案第10号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第10号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1

号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78万2,000円とするものであります。

財産収入と繰越金の確定により、一般会計への繰出金を調整したものです。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第10号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和3年度東伊豆町の稲取財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に17万9,000円を追加し、73万1,000円とします。

1節その他普通財産貸付収入、細節1土地貸付料18万1,000円は、土地貸付面積の変更によるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の金額に22万8,000円を追加し、29万6,000円とします。

27節繰出金、細節1一般会計繰出金22万8,000円の増は、土地貸付料及び前年度繰越金の増に伴う繰出措置です。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正予算を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額55万4,000円に歳入歳出それぞれ22万8000円を追加し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ78万2,000円とします。

なお、補正予算財源は、全て一般財源となっています。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第10号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第11号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 議案第11号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第11号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ677万6,000円とするものであります。

町営風力発電施設の撤去を町が行わない見込みになったことにより減額するものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第11号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和3年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ677万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項町債、1目1節公営企業施設等整理債、細節1風力発電施設解体事業1億2,100万円の減は、町営風力発電施設を民間企業に譲渡することになり、町が解体をする必要がなくなる見込みであることから減額するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1款電気事業費、2項風力発電事業費、1目風力発電事業費、14節工事請負費、細節1風力発電施設解体工事1億2,100万円の減額については、歳入の減額と同様の理由によるものです。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入歳出予算の総額1億2,777万6,000円から、歳入歳出それぞれ1億2,100万円を減額し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ677万6,000円とします。

なお、減額となる補正予算財源は、全て地方債となっています。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第12号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)

○議長(稲葉義仁君) 日程第6 議案第12号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第12号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた水道事業収益の既決予定額から726万3,000円を減額し、総額を4億2,364万8,000円とし、水道事業費用の既決予定額から716万8,000円を減額し、総額を4億789万7,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的収入の既決予定額に9万2,000円を追加し、総額を9万2,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、水道料金の実績に基づく減額や、消費税に関する還付金の増額、その他、県の災害復旧工事に係る土地売買に関する科目の調整などを行っております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました議案第12号 令和3年度東伊豆町水道事

業会計補正予算（第５号）について概要を説明させていただきます。

総則。

第１条 令和３年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによります。

業務の予定量の補正。

第２条 令和３年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第２条第２号中「230万5,000立方メートル」を「222万4,000立方メートル」に、同条第３号中「6,315立方メートル」を「6,093立方メートル」に改めます。

収益的収入及び支出の補正。

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第１款水道事業収益、既決予定額４億3,091万1,000円から726万3,000円を減額し、４億2,364万8,000円といたします。

第１項営業収益、既決予定額４億1,379万9,000円から1,800万円を減額し、３億9,579万9,000円といたします。

第２項営業外収益、既決予定額1,710万1,000円に1,043万6,000円を追加し、2,753万7,000円といたします。

第３項特別利益、既決予定額１万1,000円に30万1,000円を追加し、31万2,000円といたします。

次に、支出、第１款水道事業費用、既決予定額４億1,506万5,000円から716万8,000円を減額し、４億789万7,000円といたします。

第１項営業費用、既決予定額３億9,845万6,000円から716万8,000円を減額し、３億9,128万8,000円といたします。

資本的収入の補正。

第４条 予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額４億5,131万2,000円を４億5,122万円に、過年度分損益勘定留保資金3,482万円を3,463万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金１億4,385万1,000円を１億4,394万4,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第１款資本的収入、既決予定額に９万2,000円を追加し、９万2,000円といたします。

第８項固定資産売却代金、既決予定額に９万2,000円を追加し、９万2,000円といたします。

次のページを御覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号、職員給与費、既決予定額9,163万5,000円に6万8,000円を追加し、9,170万3,000円といたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金を2,000万円減額いたします。使用水量が減少したため、実績に基づき減額しております。

2目簡易水道収益、1節水道料金を200万円増額いたします。本年度5期分までの実績に基づく増額であります。

2項営業外収益、7目1節消費税及び地方消費税還付金を1,043万7,000円増額いたします。予算ベースでの積算ではございますが、還付見込み額を計上しております。

10ページ、11ページをお開きください。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、19節委託料82万5,000円の減及び22節修繕費150万4,000円の減は不用額の減額であります。

2目配水及び給水費、26節動力費500万円の減につきましても、不用額の減額となっております。

12ページ、13ページを御覧ください。

次に、資本的収入についてですが、1款資本的収入、8項固定資産売却代金、1目1節土地売却代金9万2,000円の増は、県の災害復旧工事に伴う旧百山荘の土地売却代金であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第 7 議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第 8 議案第14号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第 9 議案第15号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第10 議案第16号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第11 議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第12 議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第13 議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、
松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置
事業特別会計予算

◎日程第14 議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算、日程第8
議案第14号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、日程第9 議案第15号 令和
4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第10 議案第16号 令和4年度東伊豆町

介護保険特別会計予算、日程第11 議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、日程第12 議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、日程第13 議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第14 議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算について概要と提案理由を申し上げます。

既に施政方針でも御説明をさせていただいておりますが、当初予算は骨格予算として予算編成しました。予算の規模は54億7,000万円となり、令和3年度当初予算に比べ2億9,500万円の増額となっております。

まず、歳入予算の内容であります。自主財源は前年対比10.3%増の25億1,518万6,000円で、構成比は46.0%となります。このうち構成比32.1%を占める町税におきましては、中小事業者等を対象としたコロナ軽減措置が令和3年度限りで終了したため、町税全体では17億5,645万2,000円、前年対比1億5,471万9,000円の増額となっております。

その他、ごみ袋の有料化による廃棄物手数料やふるさと納税寄付金を実績に基づき、増額としております。

次に、依存財源は前年対比2.1%増の29億5,481万4,000円で、構成比は54.0%となります。このうち地方交付税についてですが、地方財政計画では3.4%の増とされておりますが、当町の交付実績を勘案した中で、普通交付税を前年対比3億7,000万円の増及び特別交付税を前年同額といたしました。

町債につきましては、国による臨時財政対策債抑制方針により、臨時財政対策債を大きく減額し、町債全体では3億4,530万円、前年対比8,430万円の減となっております。

次に、歳出であります。構成比38.8%を占める義務的経費のうち、人件費につきましては、当初予算ベースで職員数1名減により10億6,698万9,000円で、前年対比1,080万9,000円、1.0%の減となります。

扶助費につきましては、自立支援給付費などの増により4億8,384万4,000円で、前年対比1,993万7,000円、4.3%の増となります。

公債費につきましては、令和３年度に一括償還する徴収猶予特例債6,100万円の皆減により５億7,265万6,000円、前年対比5,625万3,000円、8.9%の減となります。

物件費につきましては、放課後児童クラブ運営委託料の皆増等により、７億6,683万1,000円で、前年対比１億3,507万1,000円、21.4%増となります。

維持補修費につきましては、緊急的な修繕を中心に4,381万7,000円、前年対比1,325万9,000円、43.4%増となります。

補助費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業や東河環境センター分担金の増により14億1,428万5,000円で、前年対比１億2,373万2,000円、9.6%の増となります。

また、積立金では、財政調整基金を１億円、ごみ袋有料化による積立金を700万円計上しております。

次に、投資的経費についてですが、４億6,802万円となり、前年対比6,300万1,000円、11.9%の減であります。

補助事業では、橋梁関係で、新年度は工事よりも調査の多い年であるため、7,404万9,000円、28.1%の減となっております。

単独事業では、緊急的な補修工事を中心に庁舎のエレベーター改修工事、また、最終処分場の遮光マット張替工事などを予算措置し、1,104万8,000円、4.2%の増となります。

以上、令和４年度一般会計予算の概要説明及び提案理由とさせていただきます。

地方創生臨時交付金１億253万3,000円に加え、３月末残高が12億円を超える見込みとなった財政調整基金に、この当初予算でさらに１億円の積立措置をしました。

これらを今後の肉づけ予算の財源として活用していくことになりますが、この当初予算は、切れ目のない支援を行い町民の生命、雇用、事業と生活を守っていくその土台となる予算編成となっております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第14号 令和４年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして、概要を申し上げ提案理由といたします。

令和４年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は17億3,398万7,000円で、前年度当初予算に比べ1,100万4,000円、0.6%の増となっております。

まず、歳入につきましては、主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が３億585万4,000円で、前年度当初予算に比べ1.2%増で、歳入総額の17.6%となっております。県の支

出金が12億8,301万9,000円で、歳入総額の73.9%となっております。繰入金は1億3,194万1,000円で、前年度当初予算に比べ10.6%の減で、歳入の総額の7.7%を占めております。諸収入は1,292万1,000円で、前年度当初予算に比べ0.3%の減で、歳入総額の0.8%を占めております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が12億4,795万9,000円で、前年度当初予算に比べ1.7%の増で、歳出総額の72.0%となっております。国民健康保険事業費納付金は4億3,245万5,000円で、前年度当初予算に比べ2.9%の減で、歳出総額の24.9%となっております。保険事業費は3,117万2,000円で、前年度当初予算に比べ11.5%の増で、歳出総額の1.8%となっております。諸支出金は1,239万2,000円で、前年度当初予算に比べ0.4%の増で、歳出総額の0.7%となっております。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第15号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げ提案理由といたします。

令和4年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は2億1,925万7,000円で、前年度当初予算に比べ2,086万円、10.5%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が1億6,822万1,000円で、前年度当初予算に比べ10.4%の増で、歳入総額の76.8%となっております。繰入金は5,046万3,000円で、前年度当初予算に比べ11.1%の増で、歳入総額の23.0%となります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療の広域連合納付金が2億1,868万6,000円、前年度当初予算に比べまして10.5%の増で、歳出総額の99.7%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第16号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和4年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は13億4,616万1,000円で、前年度当初予算に比べ520万4,000円、0.4%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が2億7,557万1,000円で、前年度当初予算に比べ1.7%の減で、歳入総額の20.5%となっております。国庫支出金は3億2,629万9,000円で24.2%、支払基金交付金が3億4,690万5,000円で25.8%、県の支出金が1億9,090

万3,000円で14.2%、繰入金が2億429万2,000円で15.2%となります。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費が1,689万4,000円で、前年度当初予算に比べ28.9%の増で、歳出総額の1.2%となっております。保険給付費は12億5,443万5,000円で、前年度当初予算に比べて0.2%の増で歳出総額の93.2%、基金積立金は1,055万3,000円で、前年度当初予算に比べ34.0%の減で、歳出総額の0.8%、地域支援事業費は6,282万7,000円で、前年度当初予算に比べ6.3%の増で、歳出総額の4.7%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和4年度の稲取財産区特別会計予算の総額は61万5,000円で、前年度に比べ6万1,000円の増となりました。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の総額は250万円で、前年度に比べ1億2,233万9,000円の減となります。前年度予算に風車の撤去費用が計上されていたことが大きな理由となっております。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和元年度より、賀茂地域1市5町におきまして実施しております、幼児教育アドバイザー共同設置事業の特別会計予算を計上するものであります。

特別会計歳入歳出予算の総額は216万9,000円となっております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は4億1,418万9,000円で、前年度に比べ1,671万1,000円、3.9%の減といたしました。前年度実績を参考に積算しております。

水道事業費用は4億764万7,000円で、前年度に比べ760万8,000円、1.9%の増といたしました。消費税の増額などを見込んでおります。

資本的収入は233万円で、消火栓の維持管理に係る一般会計負担金を計上しております。

資本的支出は1億6,942万4,000円で、前年度に比べ2億7,308万8,000円、61.7%の大幅な減といたしました。

前年度に新規の井戸整備などの大規模事業があったことによる減で、新年度の主な事業といたしましては、町道松葉線の配水管の更新工事や、大川浄水場水質計測器の更新工事などを予定しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

令和4年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ54億7,000万円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定めます。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきますが、この予算の中で、「本年度」と申し上げますのは「令和4年度」であり、「前年度」とは「令和3年度」といたします。また、比較につきましては、令和4年度当初予算と令和3年度当初予算での比較で申し述べますので御理解をお願いいたします。

それでは、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1款町税につきましては17億5,645万2,000円、前年対比1億5,471万9,000円、9.7%の増で、構成比は32.1%であります。

まず、1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で4億4,322万5,000円となり、前年対比1,144万7,000円、2.5%の減であります。この減額要因は、課税人数の減や新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだものであります。

2項固定資産税につきましては、中小企業等のコロナ軽減措置が令和3年度で終了したため10億9,911万9,000円で、前年対比1億7,667万7,000円、19.2%の増となります。

3項軽自動車税につきましては4,052万円で、前年対比4,000円の減を見込んでおります。

4項町たばこ税につきましては、たばこ離れ等の影響もありますが、実績による増額を加味し9,858万7,000円で、前年対比4.8%の増となっております。

5項入湯税につきましては7,500万1,000円で、前年対比1,500万円、16.7%の減で、課税対象者を50万人と推計しております。

次に、2款地方譲与税につきましては4,980万円で、前年対比4.0%の増となっております。

1項自動車重量譲与税につきましては3,400万円で、前年同額。

2項地方揮発油譲与税につきましても1,000万円で、前年同額としております。

3項森林環境譲与税につきましては580万円で、前年対比190万円の増となっております。

3款利子割交付金につきましては80万円で、前年対比10万円の減であります。

4款配当割交付金につきましては450万円で、前年同額。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましても600万円で、前年同額であります。

6 款法人事業税交付金につきましては1,100万円で、前年対比600万円の増であります。

7 款地方消費税交付金につきましては2億9,000万円で、前年対比1,500万円、5.5%の増となっております。なお、構成比は5.3%であります。

8 款ゴルフ場利用税交付金につきましては1,000万円で、前年対比1,000万円の減であります。これは、前年度が猶予分を見込んだ2年分となっていたため減となります。

9 款環境性能割交付金につきましては500万円で、前年対比100万円の減であります。

10 款地方特例交付金につきましては570万5,000円で、前年対比2億5,853万5,000円の減になります。中小企業に対する固定資産税の減免制度が前年度限りで終了したため、大幅な減となっております。

ただいまの2 款から10 款の地方譲与税並びに各種交付金につきましては、国の地方財政計画や県の試算した伸び率、また現下の経済情勢等に基づき、それぞれ予算計上しております。

次に、11 款地方交付税につきましては13億8,500万円で、前年対比3億7,000万円の増であります。構成比は25.3%となっております。普通交付税では各種留意事項を踏まえた上で推計をし、実績も考慮し、前年対比3億7,000万円増の13億1,000万円を計上いたしました。特に今年度は国が臨時財政対策債を抑制するため臨時財政対策債を減額し普通交付税を増額しております。また、特別交付税につきましては7,500万円と前年同額としております。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては80万円で、前年同額を計上しております。

13 款分担金及び負担金につきましては1,612万3,000円で、前年対比166万円、11.5%の増となっております。

14 款使用料及び手数料につきましては7,932万1,000円、前年対比3,571万9,000円、81.9%の増となっております。

3 ページを御覧ください。

1 項使用料につきましては3,649万9,000円で、前年対比3.0%の減となっております。

2 項手数料につきましては4,282万2,000円で、前年対比3,683万6,000円、615.4%の増となっております。これは、ごみ袋有料化による手数料増によるものであります。

次に、15 款国庫支出金につきましては4億9,236万9,000円、前年対比2,755万9,000円、5.9%の増で、構成比は9.0%となっております。

1 項国庫負担金につきましては3億4,591万4,000円で、前年対比14.7%の増で、障害者自立支援給付費負担金やワクチン接種に係る国庫負担金の増によるものです。

2 項国庫補助金につきましては1億3,158万9,000円、前年対比1,765万3,000円、11.8%の

減で、橋梁のメンテナンスに対する社会資本整備総合交付金の減が主な要因であります。

3 項委託金につきましては1,486万6,000円で、前年対比82万5,000円の増となっております。

16款県支出金につきましては3億4,847万円、前年対比569万3,000円、1.6%の減で、構成比は6.4%となっております。

1 項県負担金につきましては2億2,208万7,000円、前年対比1,122万1,000円、5.3%の増となっております。

2 項県補助金につきましては9,866万6,000円、前年対比700万8,000円、6.6%の減で、水産業振興事業費補助金の減が主な減額要因であります。

3 項委託金につきましては2,071万7,000円、前年対比990万6,000円、26.3%の減であり、静岡県知事選挙費委託金の皆減が主な要因となっております。

17款財産収入につきましては6,192万5,000円、前年対比170万2,000円、2.7%の減で、構成比は1.1%となっております。

1 項財産運用収入につきましては6,010万7,000円、前年対比170万2,000円、2.8%の減であります。

2 項財産売払収入につきましては181万8,000円、前年同額で、温水売払収入を計上しております。

18款寄付金につきましては2億円で、ふるさと納税寄付金を増額し、前年対比5,000万円、33.3%の増を計上したところであります。

19款繰入金につきましては1億1,450万8,000円、前年対比405万3,000円、3.7%の増で、構成比は2.1%となっております。

1 項財産区繰入金につきましては24万6,000円で、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

2 項特別会計繰入金につきましては36万2,000円で、後期高齢者医療特別会計等からの繰入金であります。

3 項基金繰入金につきましては1億1,390万円、前年対比382万5,000円の増で、利子補給金基金繰入金の減もありましたが、ふるさと納税基金、繰入金増などを計上し、それぞれ基金条例の目的に沿って繰入れいたします。

20款繰越金につきましては、前年度予算執行状況などから実質収支額を前年同額の2億2,000万円と見込みました。

21款諸収入につきましては6,685万7,000円、前年対比1,028万円、13.3%の減で、構成比は1.2%となっております。

1 項延滞金、加算金及び過料につきましては290万円で、町税の延滞金であります。

2 項町預金利子につきましては1,000円で、前年同額を計上いたしました。

次の、3 項貸付金元利収入につきましては92万4,000円で、育英奨学金の返還金であります。

4 項雑入につきましては6,303万2,000円で、前年対比1,220万円、14.0%の減で、農林水産業施設災害復旧費補助金過年度精算金の皆減などが減額要因であります。

最後に、22款町債につきましては3 億4,530万円、前年対比8,430万円、19.6%の減となり、構成比は6.3%となっております。国の臨時財政対策債抑制方針により、臨時財政対策債を大きく減額しております。

お手数ですが、7 ページを御覧ください。

本予算の第3条で定めました第3表地方債の内容でございますが、限度額3 億4,530万円で、起債の方法につきましては、証書借入といたします。利率については、年5.0%以内とし、償還方法を定めたものでございます。なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書219ページに記載しておりますので、御覧の上、御確認をお願いいたします。

恐れ入りますが、4 ページにお戻りください。

歳出につきましても、款項の区分で御説明いたします。

まず、1 款議会費につきましては6,299万1,000円、前年対比5 万3,000円、0.1%の減で、構成比は1.2%となっております。内容につきましては、議員報酬、各常任委員会活動費及び事務局職員人件費などが主なものとなっております。

2 款総務費につきましては12億6,898万5,000円、前年対比1 億8,400万3,000円、17.0%の増で、構成比は23.2%となっております。

1 項総務管理費につきましては10億8,046万円、前年対比1 億8,978万9,000円の増であります。財政調整基金への1 億円の積立てやふるさと納税寄付金増に伴う事業費、基金積立金、ごみ袋有料化による基金積立金により増額しております。

2 項徴税費につきましては1 億1,012万1,000円、前年対比15.5%の増であり、評価替えに係る経費により増額を計上しております。

3 項戸籍住民基本台帳費につきましては5,092万3,000円、前年対比11.8%の減で、戸籍事

務関係経費やマイナンバー、証明書、コンビニ交付関連の事務的経費のほか、窓口業務包括委託業務を計上しております。

4 項選挙費につきましては2,124万2,000円、前年対比1,253万7,000円の減で、参議院通常選挙の皆増がありますが、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、静岡県知事選挙費及び東伊豆町長選挙費の皆増が主な減額要因です。

5 項統計調査費につきましては524万4,000円、前年対比17.9%の減であります。経済センサスの皆減が主な要因です。

6 項監査委員費につきましては99万5,000円で、監査事務諸費を計上しております。

次に、3 款民生費につきましては14億4,393万9,000円、前年対比6,971万5,000円、5.1%の増で、構成比は26.4%となっております。

1 項社会福祉費につきましては11億1,515万5,000円、前年対比5.1%の増であります。後期高齢者医療等の老人福祉費、国民健康保険費、また介護保険費等を計上しております。

2 項児童福祉費につきましては3億2,456万2,000円、前年対比5.5%の増であります。保育所入所委託料や小規模保育、保育ママ、放課後児童クラブ運営事業などを計上したほか、子ども医療費助成事業や子宝祝金、子育て用具購入費補助金などを継続して予算化し、子育て支援の充実を図ります。

3 項国民年金事務取扱費につきましては412万2,000円、前年対比22.3%の減で、国民年金事務の取扱いに係る経費を計上しております。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上いたしました。

次に、4 款衛生費につきましては6億9,283万3,000円、前年対比1億3,350万7,000円、23.9%の増で、構成比は12.7%となっております。

1 項保健衛生費につきましては2億6,034万円、前年対比19.7%の増で、保健福祉センター維持管理事業費や各種保健対策事業費、環境衛生費、美化推進費及び担当職員人件費等を計上しており、新規事業としては新型コロナウイルスワクチン接種事業や保健福祉センターの照明LED化改修工事を計上しています。

2 項清掃費につきましては4億3,249万3,000円、前年対比26.5%の増となっております。ごみ袋有料化に係る経費や東河環境センター分担金、最終処分場遮光マット張替工事により増額計上しております。

5 款農林水産業費につきましては1億3,315万6,000円、前年対比3,637万1,000円、21.5%の減で、構成比は2.4%となっております。

1 項農業費につきましては7,141万1,000円、10.1%の減であります。農業委員会費をはじめ、農業振興費補助金、有害鳥獣対策費、中山間地域総合整備事業負担金等を計上しております。

2 項林業費につきましては1,886万1,000円、前年対比1.9%の減となっております。優良景観樹木保全事業や公園緑地維持管理事業費等を計上いたしました。

3 項水産業費につきましては4,288万4,000円、前年対比39.5%の減となっております。白田漁港津波対策工事や、稲取漁港整備事業地元負担金の減が減額要因となります。

次に、6 款商工費につきましては1 億8,993万1,000円、前年対比2,995万9,000円、18.7%の増で、構成比は3.5%となっております。観光協会補助金や商工会補助金をはじめ、新規事業では年度初めの経済対策として観光プロモーション推進事業委託料や緊急的な補修工事を中心に計上しております。

次に、7 款土木費につきましては3 億728万2,000円、前年対比3,670万5,000円、10.7%の減で、構成比は5.6%となっております。

1 項土木管理費につきましては2,484万9,000円、前年対比10.5%の増で、地籍調査業務や境界確定のための事務委託料、その他担当職員人件費などが主な内容となっております。

2 項道路橋りょう費につきましては2 億3,218万円、前年対比12.4%の減で、道路維持費では町道全般維持補修工事、また道路新設改良費では橋梁長寿命化のための定期点検業務委託料や工事請負費のほか、継続事業の湯ノ沢草崎線法面对策工事などを計上いたしました。

3 項河川費につきましては1,653万5,000円、前年対比9.2%の減で、湯ヶ岡山田水路や湯ヶ岡赤川線改築事業付帯工事を計上しております。

4 項都市計画費につきましては3,191万3,000円、前年対比12.8%の減で、都市公園唐沢污水处理場の維持管理費及び担当職員人件費等を計上いたしました。

5 項住宅費につきましては108万5,000円、前年対比7.4%の増で、町営住宅の維持管理事業経費を計上しております。

次に、8 款消防費につきましては4 億1,437万8,000円、前年対比1,212万3,000円、3.0%の減で、構成比は7.6%となっております。駿東伊豆消防組合負担金や新規事業では第4分団ポンプ車整備、防火貯水槽浄水調査業務委託料などを計上いたしました。

次に、9 款教育費につきましては3 億7,233万6,000円、前年対比492万5,000円、1.3%の減で、構成比は6.8%となっております。

1 項教育総務費につきましては1 億1,529万2,000円、前年対比0.7%の減となっております。

す。教育委員会並びに教育委員会事務局運営費や国際教育推進事業、またＩＣＴ教育推進事業を新規事業として計上しております。

５ページを御覧ください。

２項小学校費につきましては、4,596万3,000円、前年対比8.3%の増で、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しております。

３項中学校費につきましては、3,404万5,000円、前年対比19.8%の減となっております。中学校費におきましても、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しております。減額要因といたしまして、カナリーヤシ伐採等工事や教科書改訂経費の皆減によるものでございます。

４項幼稚園費につきましては、7,481万9,000円、前年対比2.4%の減となっておりますが、新年度は幼稚園統合整備事業を新たに計上しております。

５項社会教育費につきましては、2,916万8,000円、前年対比0.7%の減であります。青少年育成事業や町民文化祭実施事業、生涯学習費、文化財保護費、図書館費等を計上しております。

６項保健体育費につきましては、6,870万9,000円、前年対比3.9%の増であります。町立体育センターや給食センターにおいて老朽化対策として修繕料を増額して計上いたしました。

７項育英奨学費につきましては、434万円で、育英奨学金の貸付金及び育英奨学基金への積立てを計上しております。

次に、１０款災害復旧費につきましては、148万8,000円、前年同額を計上いたしました。

次に、１１款公債費につきましては、５億7,268万1,000円、前年対比5,625万3,000円、8.9%の減で、構成比は10.5%となっております。内容につきましては、元金償還金５億4,966万2,000円、公債利子2,249万4,000円、一時借入金利子50万円を見込んだほか、諸費として2万5,000円を計上したものであります。徴収猶予特例債の一括償還がなくなったことにより元金償還金が減額となっております。

最後に、１２款予備費につきましては、1,000万円で、予算総額の0.2%を計上いたしました。

６ページをお開きください。

第２表につきましては、債務負担行為として令和４年度設定分をお示ししております。事項、期間、限度額等を御覧の上、御理解をお願いいたします。なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては、216ページ以降に調書を掲載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

8 ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました各款の歳入概要につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較も含めお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

9 ページを御覧ください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

歳出予算総額の特定財源内訳につきましては、国県支出金が 8 億 4,056 万 3,000 円、地方債が 2 億 1,530 万円、その他財源が 5 億 2,914 万 9,000 円となります。一般財源につきましては 38 億 8,498 万 8,000 円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 続きまして、議案第14号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について概要説明させていただきます。

恐れ入りますが、220ページをお開きください。

令和4年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,398万7,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めます。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

221ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1 款 1 項国民健康保険税は 3 億 585 万 4,000 円で、前年度対比 361 万 8,000 円、1.2%の増で、

予算全体の17.6%を占めております。保険料率は前年度据置きにより計上いたしました。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料は25万円で、督促手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金は科目存置です。

4 款県支出金、1 項県補助金は12億8,301万9,000円、前年度対比2,302万5,000円の増で、予算全体の73.9%を占めております。保険給付等に要する額が県から交付されます。

6 款繰入金は1 億3,194万1,000円で、前年度対比1,565万円、10.6%の減で、予算全体の7.7%を占めております。

1 項一般会計繰入金は1 億2,377万7,000円で、一般会計からの法定繰入金です。

2 項基金繰入金は816万4,000円で、歳入歳出予算調整のため、国民健康保険事業基金から繰り入れるものです。

7 款繰越金は科目存置です。

8 款諸収入は1,292万1,000円で、前年度対比3 万9,000円、0.3%の減で、予算全体の0.8%を占めております。

1 項延滞金、加算金及び過料は201万円で、一般及び退職被保険者の延滞金でございます。

3 項雑入は1,091万1,000円で、前年度の3 月支払い分の保険給付費に関する精算、返還分や第三者行為の納付金等であります。

222ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は900万9,000円で、前年度対比10万6,000円、1.2%の減であります。主な内容として、1 項総務管理費は641万4,000円で、全般的な需用費、役務費、委託料を、2 項徴税費は208万7,000円で印刷製本費や郵送料等を計上させていただきました。

2 款保険給付費は12億4,795万9,000円で、前年度対比2,095万8,000円、1.7%の増で、予算全体の72.0%を占めております。

1 項療養諸費は10億7,056万7,000円で、前年度対比704万5,000円、0.7%の増となっております。令和3年度の医療費実績により推計し、計上させていただきました。

2 項高額療養費は1 億7,135万9,000円で、前年度対比1,391万3,000円、8.8%の増となっております。

4 項出産育児諸費は420万3,000円で、10人分を計上させていただきました。

5 項葬祭諸費は175万円で、前年同額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は4 億3,245万5,000円で、前年度対比1,313万3,000円、

2.9%の減で、予算全体の24.9%を占めております。

1 項医療給付費分は 2 億9,224万2,000円、2 項後期高齢者支援金等分は 1 億230万1,000円、3 項介護納付金分は3,791万2,000円で、国の仮係数に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

6 款保健事業費は3,117万2,000円で、前年度対比323万5,000円、11.6%の増です。

1 項保健事業費は599万4,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

2 項特定健康診査等事業費は2,517万8,000円で、前年度対比326万2,000円の増となっております。

9 款諸支出金は1,239万2,000円で、前年度対比 5 万円、0.4%の増です。

1 項償還金及び還付加算金は1,210万円で、前年度と同額を計上いたしました。保険税の還付金及び前年度 3 月支払い分の保険給付費に関し精算の処理が必要となるため、県への返還金を計上しております。

10款予備費は100万円とさせていただきました。

次のページ、223ページ、224ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、224ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国県支出金が12億8,302万円、その他財源は 1 億3,194万1,000円、一般財源は 3 億1,902万6,000円という内容となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第15号 令和 4 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、249ページをお開きください。

令和 4 年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億1,925万7,000円と定めます。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によります。

次のページ、250ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は1億6,822万1,000円、前年度対比1,582万4,000円、10.4%の増で、予算全体の76.8%を占めております。令和4年度の保険料率は、均等割額4万2,500円、所得割8.29%、賦課限度額66万円となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は7万円で、前年度と同額、督促手数料となります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は5,046万3,000円、前年度対比503万6,000円、11.1%の増で、予算全体の23.0%を占めております。保険料軽減分に係る一般会計からの法定繰入金です。

4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料は50万2,000円で、保険料還付に係る後期高齢者医療広域連合からの納付金になります。

5款繰越金につきましては、科目存置です。

251ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は2億1,868万6,000円、前年度対比2,086万円、10.5%の増で、予算全体の99.7%を占めております。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するものです。

2款諸支出金は57万1,000円で、内訳は1項償還金及び還付加算金で50万1,000円、2項繰出金7万円となっております。

252ページ、253ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、253ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源のその他で5,103万4,000円、一般財源で1億6,822万3,000円となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第16号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、258ページをお開きください。

令和4年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,616万1,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

259ページをお開きください。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について款項の区分で概要説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料は2億7,557万1,000円で、前年度対比468万8,000円、1.7%の減で、予算全体に占める割合は20.5%でございます。65歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で基準月額が4,840円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料は10万円を計上させていただきました。督促手数料となります。

3款国庫支出金は3億2,629万9,000円で、前年度対比42万4,000円、0.1%の増で、予算全体に占める割合は24.2%でございます。

1項国庫負担金は、介護給付費負担金で2億2,669万2,000円、前年度対比38万円、0.2%の減で、負担率は保険給付費の施設分15%、その他分20%でございます。

2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金等の交付金で9,960万7,000円、0.8%の増で、法定負担率や事業の実施により評価された点数により算出された額が交付されるものです。

4款1項支払基金交付金は3億4,690万5,000円で、前年度対比136万7,000円、0.4%の増で、予算全体に占める割合は25.8%になります。第2号被保険者の保険料でございます。

5款県支出金は1億9,090万3,000円で、前年度対比201万5,000円、1.1%の増で、予算全体に占める割合は14.2%になります。

1項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金で1億8,099万8,000円、前年度対比0.8%の増で、負担率は保険給付費の施設分17.5%、その他分12.5%でございます。

2項県補助金は、地域支援事業交付金で990万3,000円、前年度対比6.7%の増で、負担率は介護予防・日常生活支援事業12.5%、包括的支援事業19.25%でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入は、科目存置です。

7 款繰入金は 2 億 429 万 2,000 円で、前年度対比 603 万 6,000 円、3.0% の増で、予算全体に占める割合は 15.2% になります。

1 項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金等で 2 億 429 万 1,000 円、前年度対比 3.0% の増で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援事業が 12.5%、包括的支援事業・任意事業は 19.25% でございます。

8 款 1 項繰越金は、前年度と同額 200 万円を計上いたしました。

9 款諸収入は 9 万円で、主に雑入でございます。

260 ページを御覧ください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は 1,689 万 4,000 円で、前年度対比 378 万 6,000 円、28.9% の増で、予算全体に占める割合は 1.2% でございます。

1 項総務管理費は 576 万 5,000 円、前年度対比 44.3% の増であります。全般的な需用費、役務費、システム改修委託料などを計上してあります。

2 項徴収費は 224 万円、前年度対比 34.6% の増で、納入通知書等の印刷製本費と郵便料が主なものでございます。

3 項介護認定審査会費は 888 万 9,000 円、前年度対比 19.3% の増で、主に賀茂郡介護認定審査会負担金、認定調査費などを計上してあります。

2 款保険給付費は 12 億 5,443 万 5,000 円で、前年度対比 311 万 2,000 円、0.2% の増で、予算全体に占める割合は 93.2% でございます。介護給付費等の実績により計上いたしました。

1 項介護サービス等諸費は 11 億 5,002 万 1,000 円、前年度対比 0.1% の増で、要介護認定者の居宅介護サービス給付費等になります。

2 項介護予防サービス等諸費は 3,508 万円、前年度対比 0.1% の増で、要支援認定者の介護予防サービス給付費等になります。

4 項高額介護サービス等費は 2,881 万円で、前年度対比 6.3% の増で、負担限度額を超える介護給付の自己負担に対して補填するもので、実績により算出してございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は 440 万円で、前年度対比 34.1% の増で、介護保険と医療保険の両方を利用した場合の年間負担限度額を超えた自己負担に対して給付されるものです。

6 項特定入所者介護サービス等費は 3,520 万 2,000 円で、前年度対比 3.0% の減で、低所得

者の施設入所時における食事、居住費の補足給付になります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金は、科目存置です。

4 款 1 項基金積立金は1,055万3,000円で、介護保険給付費準備基金への積立金です。

5 款地域支援事業費は6,282万7,000円で、前年度対比373万5,000円、6.3%の増で、予算全体に占める割合は4.7%になります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は2,803万4,000円で、前年度対比7.1%の増で、介護予防・生活支援サービス費、介護予防ケアマネジメント費等でございます。

2 項一般介護予防事業費は235万円で、前年度対比2.5%の減で、介護予防事業費等でございます。

3 項包括的支援事業等費は3,236万円で、前年度対比6.0%の増で、包括支援センターの人員費や在宅医療介護連携推進事業費等でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は45万1,000円で、保険料過誤納還付金でございます。

7 款 1 項予備費は100万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

261ページ、262ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、262ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国県支出金が5億1,720万2,000円、その他の財源が3億4,709万2,000円、一般財源は4億8,186万7,000円という内訳となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について御説明します。

303ページをお開きください。

令和4年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次に、款項の区分で概要を説明させていただきます。

304ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明します。

1款財産収入、1項財産運用収入は61万4,000円で、前年度比6万2,000円の増となります。土地貸付料23万円は前年度比18万1,000円の増となります。前年度の途中で土地貸付面積が増加したことによるものです。また、むかい庵の稲取温泉旅館組合への土地貸付料が契約に基づき20万円と前年度比11万7,000円の減額となります。また、天草事業配分金については、前年比2,000円増の5,000円を見込んでおります。

次に、305ページの歳出です。

1款管理会費、1項管理会委員会費は31万9,000円で、前年度比11万7,000円の減額となります。7名の委員報酬は同額ですが、天草用地使用保証料については、旅館組合への土地貸付料が減額になることに伴い11万7,000円の減となります。

2款諸支出金、1項繰出金は、一般会計への繰出金24万6,000円で、前年度比17万8,000円の増となります。

3款1項予備費は5万円で、前年度同額です。

次に、306ページ、307ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で、予算内容を総括しております。

歳入歳出予算の合計は、歳入歳出それぞれ61万5,000円で、前年度比6万1,000円の増となっております。本年度予算の財源内訳は全て一般財源となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について御説明します。

313ページをお開きください。

令和4年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、電気事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

314ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明します。

1款繰越金、1項繰越金の予算額250万円は、前年度繰越金です。

次に、315ページの歳出ですが、1款電気事業費、1項風力発電事業費は200万円で、前年度比1億2,233万9,000円の減となります。前年度計上した風車の撤去費を計上していないことが理由です。

2款1項予備費は、前年同額の50万円を計上いたします。

316ページ、317ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で内容を総括してあります。

本年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ250万円で、前年比1億2,233万9,000円の減となります。なお、財源内訳は全て一般財源です。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 続きまして、議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、322ページをお開きください。

令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216万9,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、323ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は212万9,000円、前年度対比14万4,000円、7.3%の増となっております。これは賀茂地域1市5町の負担金となります。

2款繰越金、1項繰越金は4万円、前年度対比9万6,000円、70.6%の減となっておりますが、こちらは令和3年度からの繰越分となります。

324ページを御覧ください。

次に、歳出についても、款項の区分で申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費のみとなっております216万9,000円、前年度対比4万8,000円、2.3%の増。主な支出は幼児教育アドバイザーの報酬192万4,000円となります。

325ページ、326ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度対比を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をいただきたいと思えます。

次に、326ページの財源内訳ですが、財源につきましては、特定財源その他が212万9,000円、一般財源が4万円となります。

以上、簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） 続きまして、議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

総則。

第1条 令和4年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水件数、5,810件。

第2号、年間総給水量、225万5,000立方メートル。

第3号、一日平均給水量、6,178立方メートル。

第4号、主な事業、町道松葉線配水管更新工事、大川浄水場原水水質計測器更新工事などを予定しております。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入。

第1款水道事業収益 4億1,418万9,000円。

第1項営業収益 3億9,742万2,000円。

第2項営業外収益 1,676万7,000円といたします。

支出。

第1款水道事業費用 4億764万7,000円。

第1項営業費用 3億7,543万7,000円。

第2項営業外費用 3,121万円。

第4項予備費 100万円といたします。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1億6,709万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 591万2,000円、過年度分損益勘定留保資金 1億6,118万2,000円で補填するものといたします。

収入。

第1款資本的収入 233万円。

第5項負担金 233万円といたします。

支出。

第1款資本的支出 1億6,942万4,000円。

第1項建設改良費 6,824万1,000円

第2項企業債償還金 1億118万3,000円といたします。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費9,127万7,000円といたします。

たな卸資産購入限度額。

第7条 たな卸資産の購入限度額は319万8,000円と定めます。

恐れ入りますが、20ページ、21ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収益は4億1,418万9,000円で、前年対比1,671万1,000円、3.9%の減といたします。

1項営業収益は3億9,742万2,000円で、前年対比1,637万7,000円、4%の減といたします。実績に基づき給水収益の減を見込んでおります。

2項営業外収益は1,676万7,000円で、前年対比33万4,000円、2%の減といたします。主な内容は、長期前受金戻入などとなっております。

22ページ、23ページを御覧ください。

次に、収益的支出ですが、1款水道事業費用は4億764万7,000円で、前年対比760万8,000円、1.9%の増といたします。

1項営業費用は3億7,543万7,000円で、前年対比891万6,000円、2.3%の減といたします。電力会社変更による動力費の減などを見込んでおります。

26ページ、27ページを御覧ください。

2項営業外費用は3,121万円で、前年対比1,652万4,000円、112.5%の増といたします。消費税及び地方消費税が増加しております。

28ページ、29ページを御覧ください。

4項予備費は、前年同額の100万円といたします。

30ページ、31ページを御覧ください。

資本的収入についてですが、1款資本的収入233万円で、前年対比皆増となっております。

5項負担金233万円で消火栓に関する一般会計負担金の皆増であります。

次に、資本的支出ですが、1款資本的支出1億6,942万4,000円で、前年対比2億7,308万8,000円、61.7%の減といたします。

1項建設改良費は6,824万1,000円で、前年対比2億7,556万3,000円、80.2%の減といたします。前年度の新規井戸整備工事をはじめとする大規模事業が減額の要因で、新年度には町

道松葉線配水管更新工事、大川浄水場原水水質計測器更新工事などを予定しております。

2項企業債償還金は1億118万3,000円となっております。

なお、6ページには予定キャッシュフロー計算書、12ページ以降には予定貸借対照表などを添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、提案されました令和4年度の各会計の当初予算の概要説明を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算から議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算までの8件については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第20号までは、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第13号から議案第20号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月7日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会において、3月7日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として、予算審査特別委員会は大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、2月19日から3月6日までの16日間を休会とした

いと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、2月19日から3月6日までの16日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る3月7日は午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午前11時50分

令和4年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和4年3月7日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第14号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第15号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第16号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第10 議案第22号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第23号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 発議第 1号 町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議について
- 追加日程第1 意見書案第 1号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書について
- 日程第13 同意案第 1号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第14 同意案第 2号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第15 同意案第 3号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第16 同意案第 4号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第17 同意案第 5号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第18 同意案第 6号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第19 同意案第 7号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第20 同意案第 8号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第21 同意案第 9号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第22 同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第 2 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（11名）

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	6 番	西 塚 孝 男 君
7 番	須 佐 衛 君	8 番	村 木 脩 君
10 番	内 山 愼 一 君	11 番	藤 井 廣 明 君
12 番	鈴 木 勉 君	13 番	定 居 利 子 君
14 番	山 田 直 志 君		

欠席議員（1名）

5 番 栗 原 京 子 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	住 民 福 祉 課 参 事	前 田 浩 之 君
健康づくり課長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課 参 事	齋 藤 和 也 君
観光産業課長	山 田 義 則 君	教 育 委 員 会 参 事	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 技 監	桑 原 建 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9 時 3 0 分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和 4 年東伊豆町議会第 1 回定例会第19日目は成立いたしましたので、開会します。

なお、5 番、栗原議員より、本定例会を欠席するとの届出がありましたのでご報告します。
これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第 1 議案第 1 3 号 令和 4 年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第 2 議案第 1 4 号 令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第 3 議案第 1 5 号 令和 4 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第 4 議案第 1 6 号 令和 4 年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第 5 議案第 1 7 号 令和 4 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第 6 議案第 1 8 号 令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第 7 議案第 1 9 号 令和 4 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第 8 議案第 2 0 号 令和 4 年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（稲葉義仁君） 日程第 1 議案第13号 令和 4 年度東伊豆町一般会計予算から日程第

8 議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算まで、以上8件を一括議題とします。
予算審査特別委員長の報告を求めます。

6番、西塚議員。

(6番 西塚孝男君登壇)

○6番(西塚孝男君) それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告したいと思います。

報告書を御覧ください。

令和4年3月7日。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

予算審査特別委員会委員長 西塚孝男。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、付託案件。

事件の番号、件名。

議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算。議案第14号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。議案第15号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。議案第16号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算。議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、令和4年2月18日、21日、22日、3月2日に委員会を開催し、付託された各議案について、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

その結果、令和4年度各会計予算は、議案第13号から議案第20号までの8議案については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきものと決定した。

3、審査意見。

(1) 全般

町の税収は減少傾向にあるが、一方、町の役割や行政サービスへのニーズは増加しており、町財政の柔軟性は失われつつある。

補助金、増加が続くと予想される社会保障費（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等）の支出を見据えて行財政の抜本的な見直しが必要である。

（２）一般会計

①ごみの減量化及びリサイクル率の向上について

当町のごみ排出量は、住民１人１日当たりの排出量が、県下で２番目に多く、リサイクル率は、県下において低い水準にある。

ごみの減量、リサイクル率の向上は、焼却施設の維持、延命化に関わり、将来のまちづくりに影響する課題であるから、その取組を強化すべきである。

②東伊豆町観光協会について

東伊豆町観光協会は、一本化され、町の観光関連の委託事業や補助事業の多くを受託することとなる。

観光立町の中心的団体として、観光関係者の英知を結集して、今まで以上に効果的に事業が実施できるよう組織や事務局の体制整備を図るよう指導されたい。

③ツリーハウスの補修工事について

特殊な建物ではあるが、町の財政負担を勘案すると、これまでと同様の補修は大変厳しい状況にあり、工事内容の見直しやツリーハウス本体の在り方について、抜本的な見直しを強く求める。

（３）国民健康保険特別会計

保険税を増税せずに健全な運営をしている。引き続き基金や事業を積極的に活用して健全な運営に努めること。

（４）介護保険特別会計

今後、後期高齢者の増加と介護認定者の増加が見込まれている。介護予防などの施策をフルに活用して、町民が自立し安心して生活ができるように関連体制を強化し、「老後不安」が増大しないよう最大限の取組を求める。

（５）水道事業会計

老朽化している水道設備をダウンサイジングして、安心できる施設整備にするための水道料金の改定は避けられない状況を迎えている。

コロナ禍だけでなく多くの不安要因もあるので、事業執行に当たっては、常に見直しなど内部努力を行い、町民に理解されるように事業を進められたい。

４、主な質疑の内容。

(1) 一般会計

総務課。

問：普通交付税の増額の要因は。

答：国は臨時財政対策債を抑制し、普通交付税を増額する方針で、令和4年度は、さらに、エコクリーンセンター東河の改築の償還金が交付税に算入されること、国勢調査による後期高齢者の増加も加味されることによる。

問：コロナ関係予算の計上は。

答：臨時交付金を活用して、コロナ関連施策については、新町長の下、事業を検討し議会とも相談しながら補正で対応する。

問：ふるさと納税の増額に向けた取組は。

答：電子感謝券（電子クーポン券）の普及、ふるさと納税の自動販売機の導入、ポータルサイトの広告の増加、返礼品の充実などの施策を行う。

問：2億円のふるさと納税で、基金に1億円、推進事業に1億円の計上の理由は。

答：国の基準は、返礼品3割その他経費を合わせて5割。送料を町負担とし、基準通りの計上としたが、町の特徴として宿泊券が多いので送料は抑えられると考えている。

企画調整課。

問：デジタル基盤改革支援補助金の1,000万円の内容は。

答：国のデジタル・トランスフォーメーション推進計画があり、国庫で2分の1が補助される。主に児童手当関係の15業務、介護保険関係の11業務など計26業務の申請業務のシステム改修である。マイナンバーカードを使って転入転出のオンライン申請ができるようになる。

問：シティプロモーション事業は30万円増額であるが、要因は。

答：企業のモニターツアーの開催、渋谷でのPRイベントの実施、加えて新規ウェブの構築により増額した。

税務課。

問：固定資産税約2億円の増額の要因は。

答：令和3年度に行われたコロナ減免分2億4,730万円、土地の時点修正の減額分等を加味して予算計上した。

問：共通納税システム改修委託料の内容は。

答：国の税制大綱を受けて、固定資産税、軽自動車税等について電子納税に対応するため、納付書にQRコードを印刷して、納税者の利便性と事務の効率化を向上させるシステムの改

修費である。

住民福祉課。

問：新ごみ袋取扱いの流れは。

答：町が袋を製袋業者に委託作成し、商工関連事業者へ納品する。その後、取扱店へ納入され、町民に販売する。取扱店は1枚につき手数料3.3円を差し引いて、商工関連事業者を通じて町へ納入する。町は取扱手数料を繰替え払いにより対応する。

問：生ごみ処理機の補助金要綱は、見直したか。

答：電動生ごみ処理機の事業者の制限を撤廃し、容器式（コンポスト）を追加し、補助率も見直すこととした。

問：地域型保育事業の増額は。

答：保育ママの利用児童が6名から8名に増えることと、小規模保育事業では、保育単価の高い0歳児が増えたことによる。

問：保育園事業の増額は。

答：稲取保育園が認定こども園に移行することに伴い、幼稚園部9名分を計上したため。

問：二、三年利用がない状況が続いているファミリーサポートセンター事業の取組は。

提供会員も利用されないままではモチベーションが下がり、事業制度は崩壊する。子育て支援策として検討してほしい。

答：会員55名で、利用料がかかることなので広報等はしない。

健康づくり課。

問：健康増進事業の教室がコロナで実施できていないが、どう対応するのか。

答：ここ2年は中止が多かったが、全教室同じ内容で開催を準備する。

問：新型コロナワクチン接種については、新年度でも集団接種で対応するのか。

答：ワクチンの保存可能なディープフリーザーを病院等に設置すれば可能になるが、副反応への対応が個々の医療機関では難しいので、集団接種で行う計画である。

防災課。

問：消防団の安全衛生教育と技能取得費の計画は。

答：安全衛生教育では、刈払機28人、チェーンソー26人の54人の受講を見込んでいる。技能取得では、防災士など消防活動に有益な技能取得を計画している。

問：食糧費の増加の要因は。

答：備蓄目標の10万5,000食を5か年で整備するためにアルファ米2万食を購入する。

建設整備課。

問：きぼうの館をワーケーション等に活用する方針が示されているので、ばらばらな管理と活用を明確にした方がよいと思うが、けやき公園きぼうの館の管理と負担については。

答：光熱費等維持に関する費用は建設整備課、地域おこし協力隊に関するものは企画調整課である。

問：足湯の管理は。

答：現在は閉鎖中であるが、今後の地域おこし協力隊の活動による。

問：中山間地域総合整備事業負担金の内容は。

答：稲取農道2号、3号及び稲取排水路事業の負担金である。

問：工事計画は終了するのか。

答：この3事業で2期計画は終了ですが、事業が完了しないため、計画を変更していく予定である。

問：道路新設改良で橋梁点検とトンネル点検の予定は。

答：橋梁は、95橋中34橋の委託と13橋の自前点検の47橋を予定している。トンネルは5年に一度の法定点検を実施する予定。

観光産業課。

問：経営継承発展等支援補助金の内容は。

答：農家を継承する人を対象に、補助経費は施設、広報、研修、備品購入等幅広い。

問：希望者を募ったか。今後PRをすべき。

答：農業経営振興会後継者部会や農協にも伝えた。今後、この事例を基にPRしていきたい。

問：観光協会の一体化に伴い、補助金と個別事業補助金の対応は。

答：補助金の線引きは注意している。補助金の適正化については、監査にも相談して対処している。

問：町観光協会は、これだけ多くの補助、委託事業に対応できる受皿、体制はあるのか。

答：事業執行、体制等を注視していきたい。

問：ツリーハウスは町の所有物であるが、改修条件などはあるのか。工事内容は。

答：小林さんが作成した特殊な建物で、独自の改修は難しい。支柱などが腐食し危険なため改修をする。

問：腐食防止措置が必要。二、三年ごとに改修では経費がかかり過ぎる。見直しも必要で

は。

答：今後、延命措置が必要。今回の工事でこの件を協議したい。

教育委員会。

問：令和５年度に町立幼稚園の統合が実施されることとなっているが、統合による園舎の改築や整備費等の予算は。

答：園舎の改築のために保護者や職員の要望を聞いているが、材料等が入りにくい状況のため、保護者に説明の上、当初予算に計上しなかった。時期を見て検討したい。また、給食の搬入路についても検討している。

（２）国民健康保険特別会計

問：特定検診の増額の要因及び事業計画は。

答：特定検診受診者フォローアップ事業を新規に実施するため。令和４年度の受診者数は、集団健診で1,250人、個別健診110人、合計1,360人を見込んでおり、令和元年度より実施しているＡＩを活用した受診勧奨を継続する。

（３）後期高齢者医療特別会計

問：今後、75歳到達により、後期高齢者医療に移行する被保険者の増加が見込まれるため、一般会計への影響が懸念されるのでは。

答：広域連合全体で被保険者数及び１人当たりの医療費は伸びている。今後３年間は団塊の世代が移行するので、さらに伸びが大きくなる見込み。さらに、保健基盤安定繰入金の低所得者軽減部分の公費負担分、給付費の一般会計から保険者負担金12分の１分があるため、増加傾向にあると見込んでいる。

（４）介護保険特別会計

問：コロナ禍で実施できていない教室を立て直す必要があると思うが、事業実施体制についてどのように考えているか。さらに、事業は単発ではなく継続事業とされたい。

答：コロナ禍前の状態で予算計上している。ライフプランセミナーでフレイルチェックを行っているが、75歳を迎える方に加え、サロン３か所、マンション１か所でフレイルチェックを実施する予定。高齢化が進んでいるが、元気な人が多く、工夫しながら先を見据えた事業展開をしていく必要があると考えている。

（５）風力発電事業特別会計

問：令和４年度の取壊しまでの維持管理費が計上されている。町の負担が増えることは避けなければならない。契約や覚書などの考えは。

答：3月末までに契約を締結するために検討している。4月からの維持管理費用は、民間業者が負担するように交渉している。

（6）水道事業会計

問：令和3年度新規井戸整備の進捗状況と新白田浄水場整備の現状と今後の予定は。

答：新規井戸整備については、3号、4号、5号井戸を最大限に活用するための見直しをしているため、当初の予定より遅れている。また、新白田浄水場建設については、新規井戸整備後に行うため、新浄水場の計画は遅れている。

問：水道料金審議会の委員報酬を予算計上しているが、水道料金の値上げを検討しているのか。

答：令和2年度から審議会は中断している。国のアドバイザーに、水道事業の将来計画時に料金改定は必要であるとアドバイスをいただいている。このため、審議会を再開して検討をしたい。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより、議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号 令和4年度東伊豆町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）について、提案理由を申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、4月以降の申請に対応するため、予算額のうち689万円を翌年度に繰り越す内容及び保健福祉センター維持管理事業について、屋内消火栓ポンプ改修工事を年度内に完成させることが困難であるため、翌年度に繰り越す内容であります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）について、概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

繰越明許費の補正。

第1条、繰越明許費の追加は、第1表繰越明許費補正によります。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。

第1表繰越明許費補正であります。3款民生費、1項社会福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきまして、基準日から令和4年2月28日までに離婚し、給付金を受け取っていない方も対象となり、4月までに申請ができるようになったため、執行見込額を除いた689万円を繰り越す内容であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、保健福祉センター維持管理事業につきましては、屋内消火栓ポンプ改修工事での製品調達に時間がかかり、年度内に工事を完了させることが困難となったため、翌年度へ繰り越す内容であります。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 22 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 6 号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 議案第22号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第22号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた水道事業収益の既決予定額から1,043万7,000円を減額し、総額を4億1,321万1,000円とし、水道事業費用の既決予定額に1,900万円を追加し、総額を4億2,689万7,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、消費税に関する還付金の減額と納税のための消費税の増額、また、PCBの処分に関する委託料を増額しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第22号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第6号）について、概要を説明させていただきます。

総則。

第1条、令和3年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和3年度東伊豆町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入。第1款水道事業収益、既決予定額4億2,364万8,000円から1,043万7,000円を減額し、4億1,321万1,000円といたします。

第2項営業外収益、既決予定額2,753万7,000円から1,043万7,000円を減額し、1,710万円といたします。

次に、支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億789万7,000円に1,900万円を追加し、

4 億2,689万7,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億9,128万8,000円に200万円を追加し、3億9,328万8,000円といたします。

第2項営業外費用、既決予定額1,558万1,000円に1,700万円を追加し、3,258万1,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、7目1節消費税及び地方消費税還付金を1,043万7,000円減額いたします。

本年度の消費税につきましては、大規模事業の実施により還付の見込みとなっておりましたが、急遽、事業が繰越しとなり、還付ではなく納税となるため、還付金を減額いたします。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、19節委託料200万円の増は、白田取水場の動力盤内で使用しておりましたポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬と処理に関する費用の増額であります。

2項営業外費用、2目1節消費税1,700万円の増につきましては、本年度分消費税納税のための増額であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第22号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 2 3 号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 議案第23号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第23号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 万 6, 000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 2, 077 万 2, 000 円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税を増額し、歳出につきましては、増額した金額について基金へ積み立てる内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第23号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、概要を説明させていただきます。

令和 3 年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 6, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2, 077 万 2, 000 円といたします。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

1 款 1 項国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税、補正前の額に 7 万 6, 000

円を増額し、1万2,000円といたします。

2節滞納繰越分、細節2介護納付金分滞納繰越分7万6,000円の増は、3号補正予算において補正額に計上誤りがあり、今回の補正により修正させていただくものです。大変申し訳ございませんでした。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額に7万6,000円を増額し、895万3,000円といたします。

24節積立金、細節1国民健康保険事業基金積立金7万6,000円の増は、今回の補正における収入の増額分を基金に積立てするものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額18億2,069万6,000円に7万6,000円を増額いたしまして、18億2,077万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億2,069万6,000円に7万6,000円を増額いたしまして、18億2,077万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源で7万6,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。御迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第23号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 発議第 1 号 町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議について

○議長（稲葉義仁君） 日程第12 発議第 1 号 町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議についてを議題とします。

提出者より説明を求めます。

1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） おはようございます。本日は、委員長が急遽欠席のため、副委員長の私が説明をさせていただきます。

それでは、朗読をもちまして説明といたします。

発議第 1 号 町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 7 日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者 文教厚生常任委員会委員長 栗原京子。

賛成者 文教厚生常任委員会副委員長 楠山節雄、委員 笠井政明、定居利子、村木 脩。
ページをおめくりください。

町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議。

国においては、令和 2 年 4 月に高齢者の保健事業と介護予防の一体的改正法を施行、令和 6 年度には全国の市町村で事業実施を義務とする等、保健事業と介護予防の一体的な実施に関する取り組みを進めてきた。

一方、複雑化・複合化する地域住民が抱える課題に、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制ではそのニーズに対応することが困難になってきている現状があり、これに対応するために社会福祉法の改正により「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施することを目的に、重層的支援体

制整備事業を創設した。

本事業においては、属性や分野を超えた柔軟な取り組み、言い換えれば課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援を推進することが求められており、一方で地域包括支援センターは介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える総合相談窓口であるため、近年求められる役割は増大しており、先にあげた重層的支援整備事業との親和性も非常に高い。

少子高齢化が進展する当町においても、この重層的支援体制整備事業のような考え方を取り入れていくことは、「地域住民が不安を感じることなく元気に暮らしていく」ためには必須であり、今後の町政において重要な課題のひとつとしてあげられるものとする。

組織体制の変更や整備については、財政的な問題や全庁的な視野も必要となるため、一朝一夕に対応ができるといったものではないことは十分に承知しているが、町民の福祉向上のためには避けては通れない課題であるとする。

そこで、下記事項の実行を求める。

記

1 新型コロナウイルスワクチン接種会場確保のため、一時的に拠点が分かれている地域包括支援センター係（役場本所）と健康増進係（保健福祉センター）については、業務の効率化を図り、職員の負担を軽減するためにも、同一拠点で一体的な業務運営が行えるよう、早急に調整を図ること。

2 地域包括支援センター係に所属する専門的職員の能力を最大限に活用し、業務の調整・連携を円滑にするため、事務作業等を補助する職員の増員を早急に検討すること。

3 専門的職員が管理職となった場合、そのスキルを十分に活かさない状況が発生することとも推測されるため、専門的職員の人事制度についてもあわせて検討すること。

4 介護予防事業においては、今後低栄養のフレイルの方が多数顕在化してくると予想される。フレイル予防についてはその性質上、通所型及び訪問型の対応が必要となるため、本事業に携わる健康増進係の管理栄養士の増員等、専門的職員も含めた健康増進係の体制強化及び配食サービスの対象拡大等についても検討すること。

5 重層的支援体制整備事業の事業実施に向け、地域包括支援センター係及び関連する各部署の業務内容及び関係諸団体との連携体制を洗い出し、地域住民の相談を一括して受けられるよう組織体制の再編・再構築についての取り組みを推進すること。

以上、決議する。

令和4年3月7日。

東伊豆町議会。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第1号 町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

開会時刻は放送でお知らせいたします。

議員の皆様にお知らせします。10時30分から議会全員協議会を大会議室で開催しますので、お集まりください。

休憩 午前10時21分

再開 午前11時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎動議の提出について

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

○2 番（笠井政明君） 動議を提出したいと思います。

国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書について提出いたします。

○議長（稲葉義仁君） お諮りします。ただいま 2 番、笠井議員から意見書案第 1 号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書についてが提出されました。

この動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立しました。

◎日程の追加について

○議長（稲葉義仁君） これを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第 1 号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 27 分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第 1 意見書案第 1 号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書について

○議長（稲葉義仁君） これより、追加日程第 1 意見書案第 1 号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、笠井議員。

(2 番 笠井政明君登壇)

○2 番 (笠井政明君) それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第 1 号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、国際法に反するロシアの軍事侵攻に対する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 7 日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者 東伊豆町議会議員 笠井政明。

賛成者 東伊豆町議会議員 楠山節雄、西塚孝男、内山愼一、藤井廣明、鈴木 勉、定居利子、山田直志。

1 枚おめくりください。

国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書。

去る 2 月 24 日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できない。

ロシアは核兵器大国であることを誇示し、国際社会からの批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せている。これは、核兵器で国際社会を威嚇するものであり、今日の世界において、決して許されるものではなく怒りを込めて非難する。さらに、今月 4 日にはウクライナの同国最大原発を攻撃し制圧した。万が一にも原子炉が破壊されれば、福島原発やウクライナのチェルノブイリ原発の重大事故をはるかに超える放射能による世界規模の大惨事につながる危険がある。

また、国際経済において、軍事侵攻の影響を受け、原油や小麦など生活の基盤となる物資が高騰している状況にある。コロナ禍で国民の生活や経済活動が停滞しているなかでこうした事態は、国民の暮らしを直撃し経済的に破綻しかねない状況である。

このような現状に鑑み、以下の点に取り組まれることを強く要望する。

記

1 ロシアのウクライナからの撤退の要求や現地邦人の安全の確保等、国際社会との連携

を図りながら、世界平和の実現に向けて最大限の努力をすること。

2 原油や小麦など生活の基盤となる物資の高騰を受け、政府として安定的な供給と価格を抑えるための施策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月7日。

東伊豆町議会。

1枚おめくりください。

提出先に関しましては、以下のとおりになります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） ただいま提案者から意見書が出されたことについて御質問いたします。

私は、まず、ほかの近隣の自治体、議会でも全国にこういう声が上がっていることを考えますと、決議にして、意見はまた別段述べるべきだというふうに考えるものですが、この意見書の中で、これは決議ではありませんけれども、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） お答えいたします。

決議書というのは、東伊豆町議会が議会として、ロシアに対する、軍事侵攻に対する決議、要は考えを示すものでありまして、意見書に対しては、国、また関連の行政機関に対しての要望を含んでおりますので、決議だけでは、東伊豆町議会はこのような形を取りますよという説明にしか終わりません。意見書に関しては今述べたように、関係各所をお願いを含め、進めてくださいということを入れておりますので、今回は意見書としております。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第1号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 同意案第1号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第14 同意案第2号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第15 同意案第3号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第16 同意案第4号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第17 同意案第5号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第18 同意案第6号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第19 同意案第7号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第20 同意案第8号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第21 同意案第9号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第22 同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第13 同意案第1号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、
日程第14 同意案第2号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第15 同意案第3
号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第16 同意案第4号 東伊豆町農業委員
会委員の選任について、日程第17 同意案第5号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、
日程第18 同意案第6号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第19 同意案第7
号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第20 同意案第8号 東伊豆町農業委員
会委員の選任について、日程第21 同意案第9号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、
日程第22 同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま一括上程されました同意案第1号から同意案第10号まで、順
次提案理由を申し上げます。

同意案第1号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、東伊豆町農業委員会委員に下記の者を選任することについて、農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88号、第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町大川。氏名、稲葉房司。

続いて、同意案第2号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。氏名、野澤 彰。

続いて、同意案第3号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。氏名、太田規正。

続いて、同意案第4号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。氏名、秋永幸宏。

続いて、同意案第5号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町片瀬。氏名、土屋陽一郎。

続いて、同意案第6号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町白田。氏名、八代幸一。

続いて、同意案第7号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町稲取。氏名、山田康人。

続いて、同意案第8号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町稲取。氏名、鈴木喜久則。

続いて、同意案第9号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町稲取。氏名、齋藤 傳。

続いて、同意案第10号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町稲取。氏名、石井力松。

提案理由を申し上げます。

御審議いただく10件の同意案件のうち、同意案第1号、第2号、第6号から第8号及び第10号につきましては、令和4年6月21日に前任者が任期満了となるため、新たに農業委員会委員の就任をお願いするものであります。

また、第3号から第5号及び第9号までにつきましては、再任をお願いするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより、同意案第1号から第10号までの一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより、同意案第1号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第1号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第2号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第2号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第3号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第3号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第4号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第4号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第５号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第５号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第６号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第６号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第７号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第７号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第８号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第8号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第9号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第9号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回東伊豆町議会定例会を閉会いたします。

長い間お疲れさまでございました。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____